

平成28年6月定例会会議録（第1号）

平成28年6月2日 木曜日 午前10時00分開会
議 長 清 水 清 秋 副議長 石 川 正 志

出 席 議 員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	叶 内 恵 子	議員
4 番	小 関 淳	議員	5 番	山 科 正 仁	議員
6 番	佐 藤 卓 也	議員	7 番	今 田 浩 徳	議員
8 番	清 水 清 秋	議員	9 番	遠 藤 敏 信	議員
10 番	奥 山 省 三	議員	11 番	小 野 周 一	議員
12 番	高 橋 富 美 子	議員	13 番	下 山 准 一	議員
14 番	新 田 道 尋	議員	15 番	森 儀 一	議員
16 番	石 川 正 志	議員	17 番	小 嶋 富 弥	議員
18 番	佐 藤 義 一	議員			

欠 席 議 員（1名）

3 番 星 川 豊 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	小 野 茂 雄
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	田 宮 真 人
市 民 課 長	加 藤 美 喜 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	佐 藤 信 行
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	井 上 章
健 康 課 長	小 松 孝	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	渡 辺 安 志	都 市 整 備 課 長	土 田 政 治
上 下 水 道 課 長	松 坂 聡 士	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	伊 藤 洋 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	荒 川 正 一	学 校 教 育 課 長	齊 藤 民 義
社 会 教 育 課 長	関 宏 之	監 査 委 員	大 場 隆 司

監査委員局長 高山 学
選挙管理委員会 滝口 英憲

選挙管理委員会 矢作 勝彦
農業委員会 荒澤 精也

事務局出席者職氏名

局長 森 隆志
主査 沼澤 和也
総務主査 三原 恵
主査 早坂 和弥

議事日程（第1号）

平成28年6月2日 木曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第3号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第4号新庄市障がい者計画の策定について
- 日程第 6 報告第5号平成27年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第6号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第7号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 9 報告第8号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第10 報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第11 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 議案第41号新庄市役所（本庁舎）耐震補強工事の内建築主体工事の請負契約の締結について
- 日程第13 議案第42号新庄市陸上競技場改修工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第43号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第15 議案第44号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第45号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案、請願の各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

日程第 18 議案第 46 号平成 28 年度新庄市一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 19 議案第 47 号平成 28 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 20 議案第 48 号平成 28 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

星川 豊君より少しおくれるとの連絡がありました。

それでは、これより平成28年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、去る3月定例会において同意され4月1日より監査委員に就任されました大場隆司君より挨拶がございます。

大場隆司監査委員 議長、大場隆司。

清水清秋議長 監査委員大場隆司君。

(大場隆司監査委員登壇)

大場隆司監査委員 おはようございます。

ただいま御紹介いただきました大場隆司でございます。

私は、平成4年の年に東京から生まれ育った桜馬場、現在の万場町に戻り司法書士をやっております。監査委員としての経験はございませんが、粛々とその職務を果たしていきたいと思っております。初心を忘れずに頑張りますので、よろしく願いいたします。

これからいろいろと皆様方に御協力、御理解をいただきながら、その職務を果たしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、これをもちまして挨拶とさせていただきます。

清水清秋議長 それでは本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤卓也君、下山准一君の両名を指名いたします。

日程第2会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

森 儀一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る5月26日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名の出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成28年6月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等について説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付してあります平成28年6月定例会日程表のとおり、本日から6月13日までの12日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告7件、諮問1件、議案5件、補正予算3件、請願1件の計17件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告7件の後、諮問第1号及び議案第41号から議案第

43号までの議案3件につきましては提案説明をいただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いします。

議案第44号及び議案第45号の議案2件につきましては、本日の本会議に上程し提案説明の後に総括質疑を行い所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

補正予算3件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月13日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は7名であります。よって、1日目4名、2日目3名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含め

て1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月13日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月2日から6月13日までの12日間と決しました。

平成28年6月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	6月2日	木	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(7件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。議案(3件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(2件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案、請願の各常任委員会付託。補正予算(3件)の一括上程、提案説明。
第2日	6月3日	金	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小関 淳、佐藤卓也、山科正仁、 叶内恵子の各議員
第3日	6月4日	土	休 会			
第4日	6月5日	日				
第5日	6月6日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 今田浩徳、小嶋富弥、 佐藤悦子の各議員

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 6 日	6 月 7 日	火	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案の審査
第 7 日	6 月 8 日	水		総 務 文 教 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案の審査
第 8 日	6 月 9 日	木	休 会			本会議準備のため
第 9 日	6 月 10 日	金	休 会			本会議準備のため
第 10 日	6 月 11 日	土	休 会			
第 11 日	6 月 12 日	日				
第 12 日	6 月 13 日	月	本 会 議	議 場	午 前 10 時	各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（3 件）の質疑、討論、採決。

日程第 3 市長の行政報告

清水清秋議長 日程第 3 市長の行政報告をお願いします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。新緑のすがすがしい季節に大変うれしくなっております。先ほど、9 時 28 分にも熊本におきまして震度 3 の地震があったようですが、今年 4 月に発生いたしました熊本地震を受けまして、山形県が活断層帯付近の県有施設を公表したことがありました。それにつきまして、本市におきましても市有施設についても調査を行いましたので報告をさせていただきたいと思います。

新庄盆地断層帯につきましては、平成 23 年 7 月の市報でお知らせしているところですが、新庄市内にある活断層は大きく新庄盆地断層帯、東部と西部に区分されております。東部は新庄市から舟形町に至る約 22 キロの断層帯で

あり、西部は鮭川村から大蔵村に至る 17 キロの断層帯であります。このほかに、市中心部に活褶曲と言われる断層の一種が走っており、ここに新庄警察署が隣接していることがこのたび公表されたところであります。

活断層の両側 50 メートル以内という県の基準をもとにした市の調査の結果、本市においては 4 つの市有施設が活断層付近に位置していることが判明いたしました。活断層付近にある施設は萩野児童センター、八向中学校、陸上競技場、武道館であります。このうち萩野児童センター、陸上競技場については耐震基準を満たしております。また、八向中学校については耐震補強工事が完了しており、武道館については今年度耐震補強工事を実施する予定となっております。

今後も市民の皆様に情報提供を行いながら、災害への対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、新庄市エコロジーガーデンの耐震診断と建造物ランドスケープ等調査事業の完了について報告いたします。

旧農林省産業試験場福島支場新庄出張所は昭和9年に開設され、数度の改所を経て平成12年3月に閉所となりました。市は、国から土地建物を譲り受け、平成14年9月に新庄市エコロジーガーデンとして開園しました。

かつては全国各地にあった蚕糸試験場ですが、建設当時の姿のまま現存する建造物群は唯一新庄市のみとなり、その価値が認められ平成25年3月に国の建造物登録有形文化財に登録されました。市では、貴重な歴史資産として未来に引き継いでいくため、平成26年度に耐震診断を行うとともに、同年から2カ年にわたり工学院大学に委託し、建造物と周辺の自然環境や資源を含めたランドスケープ等の調査事業を実施しました。

耐震診断では建物全8棟のうち貯蔵庫を除く7棟が基準を下回る結果となりました。その結果を踏まえ、建造物ランドスケープ調査では受託先の工学院大学から文化財としての価値を損なわない耐震補強案と活用のための改修案が示されました。改修案では第3期利用計画に基づき、さらなる交流拡大が図られるよう、イベントホール、カフェやショップなどの設置、蚕室の復元、産直施設のリニューアルなど蚕室3棟について重点的な改修をする案が出されました。

今後、耐震診断結果と建造物ランドスケープ等調査事業の結果を踏まえて耐震補強と活用のための改修事業を実施するに当たっては、文化庁の文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助金などを活用していく必要があると考えており、今後その申請に必要な保存活用計画をまとめる予定としております。

改修開始時期につきましては、文化庁との協議次第となりますが、複数年かけて順次実施していく必要があることから、できるだけ早期に着手したいと考えております。

また、今後エコロジーガーデンの活用の幅が広がり、利用がさらに拡大されれば、駐車場や

トイレなどのインフラ整備も必要となります。道の駅の機能整備も検討課題の一つと捉え、今後さまざまな方面の補助事業の活用を視野に入れて周辺整備も実施してまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第4報告第3号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

清水清秋議長 日程第4報告第3号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第3号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同協会の平成28年度事業計画及び予算について議会に報告するものでございます。この平成28年度事業計画及び予算につきましては、同協会の平成27年度第3回理事会におきまして議決されたものでございます。

平成28年度の予算といたしましては、別冊の平成28年度事業計画予算書の1ページ目にありますとおり、市民の健康増進に資するスポーツ振興事業を一層充実させるとともに、指定管理者としてスポーツ施設を適正に管理し、施設利用者へのサービスを向上させるため、総額1億5,216万6,000円の予算を計上しております。

なお、詳細につきましては、後ほど別冊事業計画予算書をごらんいただきたいと思います。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告といたします。

清水清秋議長 ただいまの報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第5 報告第4号新庄市障がい者計画の策定について

清水清秋議長 日程第5 報告第4号新庄市障がい者計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第4号新庄市障がい者計画の策定について御説明申し上げます。

本計画は障害者基本法第11条第3項の規定により、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本として、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定したものであります。

今年2月17日の産業厚生議員協議会におきまして本計画の策定について説明させていただき、その後パブリックコメントの実施を経て市障がい者福祉計画推進委員会において3月28日に策定されました。今回は障害者基本法第11条第8項の規定に従いまして、市議会に対し報告するものでございます。

この計画の内容につきましてはお配りいたしました冊子のとおりでございますが、主な内容といたしましては自立に向けた支援サービスの充実と環境の整備、社会参加の推進、地域で支え合う仕組みの構築の基本政策を掲げ、各関係機関と連携を図りながら効果的な障害者施策を推進することを定めた内容となっております。

以上、障がい者計画の策定の報告とさせていただきます。

清水清秋議長 ただいまの報告は、障害者基本法第11条第8項の規定による報告でありますので、御了承願います。

報告2件一括上程

清水清秋議長 日程第6 報告第5号平成27年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第7 報告第6号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告2件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号平成27年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第6号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告2件を一括議題とすることに決定いたしました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第5号平成27年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第6号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

去る3月の定例会におきまして、平成27年度予算の一部を28年度に繰り越して使用することができる経費の限度額を御決定いただきましたが、これらの事業に関し、繰越額が確定いたしましたので地方自治法の規定に基づく繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

初めに、報告第5号平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。国の

補正予算に伴い、3月に議決いただきました情報セキュリティ強化対策業務委託、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の2事業、また、社会資本整備総合交付金を活用した沖の町・中山町線ほか流雪溝整備事業、合わせて3事業となりまして、その繰越額総額は1億6,092万円となります。

なお、担い手確保経営強化支援事業費補助金は事業採択されなかったことからこの報告から除いております。

財源については、未収入特定財源のうち国県支出金は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、社会資本整備総合交付金であり、また地方債は情報セキュリティ強化対策事業債及び流雪溝整備事業債であります。

なお、一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、報告第6号公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。管渠建設分の繰越額が608万2,000円、処理場建設事業が4,323万3,000円であり、総額が4,931万5,000円であります。

財源といたしましては、未収入特定財源として国庫補助金の社会資本整備総合交付金、公共下水道事業債を充当いたします。

一般財源につきましては前年度繰越金を充てるものであります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

清水清秋議長 ただいま報告のありました報告2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

報告3件一括上程

清水清秋議長 日程第8報告第7号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから、日程第10報告9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの報告3件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第7号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから、報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの報告3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第7号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が3月31日に公布され4月1日から施行されることに伴い、新庄市市税条例等の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容についてであります。固定資産税と都市計画税に関しましては、わがまち特例を導入する項目として再生可能エネルギー発電設備を追加するものであります。

ほかに、地方税法の一部改正に伴う条項ずれによる条文の整備等もあわせて行うものであります。

続きまして、報告第8号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が3月31日に公布され4月1日から施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

改正の内容についてであります。課税限度額の引き上げと軽減判定所得の引き上げを行うものであります。具体的には、基礎課税額の限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円から19万円に引き上げます。

また、5割軽減の判定所得のうち、被保険者に対する加算額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の加算額を47万円から48万円に引き上げるものであります。

続きまして、報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、所要の条文整備の必要が生じたため、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容についてであります。年収約360万円未満相当の多子世帯の利用者負担額について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、第2子半額、第3子以降完全無償化するとともに、同じく年収約360万円未満相当のひとり親世帯についての利用者負担額も負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子以降については無償化することを定めております。

なお、今後の改正後においても、年収約360

万円未満相当以外の世帯については従前と変更はなく、実際の利用者負担額も改正前と全て同額であることを申し添えます。

ただいま御説明申し上げました3件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので御承認賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの説明に対し、質疑に入ります。

初めに、報告第7号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第7号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第7号についてはこれを承認することに決しました。

次に、報告第8号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) これは、国民健康保険

税の最高限度額の引き上げということと、もう一つは減額についての定めようです。最高限度額を引き上げ、合計で4万円上がることになります。

そこでお聞きしますが、所得の新庄市内で限度額を超える部分は減額になるわけなんです、市内で最高の所得の方はどのくらいの金額になっておられるのか。そして、限度額を超える世帯というのは減額になるわけなんです、どのくらいの世帯なのか。世帯数。そしてその減額になる、限度額を超えて減額になる金額というのは総額でお幾らになるのかというのをお聞きします。

それからもう一つお聞きして済みませんが、例えば市内で4人家族が所得が400万円、固定資産税30万円、夫婦40歳代、子供2人で高校と大学がいる、この4人の世帯の方は限度額を超えられると思いますが、現在幾らで、この世帯がこの条例によって幾らになる予定なのか。お願いしたいと思います。

田宮真人税務課長 議長、田宮真人。

清水清秋議長 税務課長田宮真人君。

田宮真人税務課長 先に、議員より御質問がありました市内で最高所得がある方の国民健康保険税の税額が幾らかということですが、その部分について市内で最高所得がある方の所得を現在把握しておりませんので、その個別の税額がどのくらいになるのかというのはただいまお答えすることはできないんですけれども、現在最高限度額が今回の改正によりまして85万円から89万円になりましたので、国民健康保険税としての最高課税の限度額は89万円になるという形になっておるところでございます。

今回の限度額引き上げにより限度額以上の方で限度額89万円に抑えられている人が何人くらいいるかという御質問かと思いますが、そちらは平成28年度当初予算ベースでの試算でございますが、世帯数としては170世帯。税額として

は限度額を超過している税額として9,700万円ほどでございます。

議員からモデルケースとして所得400万円以下、いろいろな条件でどのくらいの税額になるかという御質問でしたが、さきにモデルケースの部分については事前通告で御質問いただいておりますので、今回の改正前の税額ですと課税限度額の算定の基準に該当しまして改正前は85万9,000円でしたが、今回の改正後の基準に当てはめると84万5,900円という形になります。

改正前と改正後の差額については2万円ほど限度額が引き上げられたことによって税額がふえるという形となっております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） どうもありがとうございます。

170世帯の方々に超過税額は9,700万円になっていると。所得400万円、固定資産税30万円、40代夫婦、高校と大学の2人の子供を持つ御家庭なんです、今課長さんは85万9,000円が現在と言っていました、正確には82万5,900円だと思いますが、訂正していただいて、それらが84万5,900円になるということで2万円このたび上がるということです。

その世帯の公租公課と言われる税金の状況について実は聞いておりまして、所得税は健康なこの家庭では医療かからないと想定して5万2,500円、市民税は12万5,300円、国民年金は正確ではないかもしれませんが約35万5,000円くらい払うことになります。合わせてみますと、165万8,700円という公租公課となります。

これを所得から引いて、所得というのは収入を上げるために必要ないろいろな経費を引いた金額が所得ということになっておりますので、つまり生活費に使えるお金ということになります。

す。その生活費を公租公課を引いて月どのくらい使えるかと計算してみますと19万5,101円です。高校と大学の子供を持つ御家庭、御夫婦で、19万5,101円で一月暮らさねばならない状況であります。

この家庭を考えますと、この中から多分車は1台ぐらいは最低でも持っていらっしゃるだろうと思いますし、光熱費も2万円は最低でもかかるだろうと想像されますし、携帯電話も4人持っているだろうと想像されます。そう考えますと高校のお金を払えば大学のお金は全然払えないので、まるきり借金で子供の大学費用を奨学金借りてけろという感じにならざるを得ないだろうと思う御家庭でございます。

これと考えますと、今でも国保税が一番重くて、厳しい……。

清水清秋議長 佐藤悦子君、国保税に関して、今回の案件に関しては住民税とかそういうものの議論でありませんので。（「はい、国保についてです」の声あり）国保について御意見を述べてください。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 国保税がまた上がる、国保税がまた2万円上がるということは、こういった御家庭に対して、一見頑張って所得を上げている御家庭なんです、それでも国保税が非常に重過ぎてという家庭でございます。

そういう意味では、限度額を考えると、限度額を超える世帯の減税を考えると、減税額全部で9,700万円とありますが、もう少し所得の多い世帯からは取るというか、税金を限度額を超えて取る、段階をもっと上のほうからも税金を取る、下のほうは400万円ぐらいだったら上げないで下げる、そういう高額の方からもっと取れるようにして、400万円くらいで最高限度額になるような国保税では厳し過ぎる、国保税はもっと上げないで下げるべきところがあ

るのでないかなと思われるのです。400万円の所得の世帯では今でも厳し過ぎるのではない、国保税が。どうですか、これについて。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 今回の条例改正につきましてですけれども、改正点が2つございます。

1点目は国保税の課税限度額の見直しが1点、もう1点でありますけれども、所得が低い方を対象とした国保税の対象範囲を拡大するという見直し2点ございますけれども、今回の条例の改正につきましては本市の場合税として課税しているということから、地方税法の改正に基づきましての改正ということになっております。

また、国民健康保険制度についてでありますけれども、病気やけがをした場合にみんなで負担をするという制度でありますので、比較的所得の高い方はそれなりの負担をしていただきまして、また低い方については低いなりの負担ということで運営しているところであります。その中で、安定的に財政を運営しなくてはならないということでの改正でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかになしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第8号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、

これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

報告第8号について、承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 それでは締め切ります。

賛成多数であります。よって、報告第8号についてはこれを承認することに決しました。

次に、報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第9号についてはこれを承認することに決しました。

日程第11 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

清水清秋議長 日程第11諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは平成28年9月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名の方につきまして山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、引き続きになりますが押切喜美子さんであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は直ちに採決することに決しました。これより採決します。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号はこれに同意することに決しました。

日程第12議案第41号新庄市役所（本庁舎）耐震補強工事の内建築主体工事の請負契約の締結について

清水清秋議長 日程第12議案第41号新庄市役所（本庁舎）耐震補強工事の内建築主体工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第41号新庄市役所（本庁舎）耐震補強工事の内建築主体工事の請負契約の締結について御説明申し上げます。

この件につきましては、去る5月19日、一般競争による入札に付したものであり、議案に記載してあります工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案申し上げるものでございます。

契約の内容であります。平成28年12月20日を完成期限とした新庄市役所（本庁舎）耐震補

強工事のうち、建築主体工事でありまして、工事の概要としましては本庁舎の筋交い補強、屋根補修及び庁舎に接している旧タイプ室棟の建てかえ等を行うものであります。請負金額は1億9,940万円。契約の相手方は、新庄市大字鳥越1780番地の1、沼田建設株式会社代表取締役社長金田孝司であります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りします。

ただいま説明のありました議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） 一般競争されたといいましたが、参加業者数は幾つ、何業者で、予定価格に対する落札率はどうだったのかお願いいたします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 一般競争入札の参加業者及び落札率でございますが、参加業者につきましては5業者でございます。落札率につきましては97.9%、入札予定価格が1億8,372万円、これに対して落札額が1億8,000万円ちょうどでございますので、割り返しまして97.9%という状況でございます。

今の額は消費税を除いた額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

清水清秋議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よつ

て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号新庄市役所（本庁舎）耐震補強工事の内建築主体工事の請負契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 42 号新庄市陸上競技場改修工事請負契約の締結について

清水清秋議長 日程第13議案第42号新庄市陸上競技場改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第42号新庄市陸上競技場改修工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

この件につきましては、去る5月19日一般競争入札によって入札に付したものであり、議案に記載しております工事請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により御提

案申し上げるものでございます。

契約の内容でございますが、契約金額は4億6,548万円、契約の相手方は新庄市大字鳥越1780番地の1沼田建設株式会社代表取締役社長金田孝司。工期といたしましては、議決をいただきました日を着工の日として完成日を平成28年11月30日といたします。

工事の内容でございますが、競技場内の走路などを土質による舗装から全天候舗装にし、フィールド内の天然芝を張りかえ、散水及び排水施設を整備するものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りします。

ただいま説明のありました議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

私から、先ほど出席議員について報告しましたが訂正させていただきます。

先ほど星川議員が少しおくれるという報告をしましたが、通告がございません。訂正いたします。

それでは、質疑に入ります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案42号について、先ほどと同じく、一般競争入札参加業者数は幾つ

だったのか、また予定価格に対する落札率はどうかだったのか。

それから、2つとも同じ会社になったわけですが、下請などに行ったりしないか、直接やるのか、その点についてどう判断されるのかをお願いします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 まず、入札の経過でございますが、いずれも税抜き価格でお答えします。

入札予定価格につきましては4億4,031万1,000円でございます。これに對しまして落札額が4億3,100万円ということでございますので、落札率としましては97.88%ということでございます。

今回、先ほどの本庁舎の建築主体工事とあわせて落札という形になっていますが、企業の規模等並びに実績等を考えまして施工可能と判断しています。

以上です。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 業者数が抜けておりました。申しわけございません。9社の参加がございました。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 落札率が先ほど聞いたところと41号と42号とほぼ同様な落札率になっています。これは一般的にはこんなに同じように同じ会社がまた同様な率で落札できるのかなと思うんですが、談合などの防止策としてはどのようなことを考えておられたのかをお願いします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 談合の防止策ということでご

ざいますが、入札に関しましては入札に関する入札及び契約に關しての適正化法案がございます。これに關しては発注側及び受注側についても談合及びいろいろな不正を働かないというさまざまな取り決めがございますので、我々及び受注側にもその中身に沿って入札に参加していただけるということでございます。

また、一般競争入札並びに指名競争入札等におきましても事前に参加業者がわからないように対応は事前に措置しておるという状況でございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今、大変貴重なお話で事前に参加業者がわからないようにしたということでございますが、どのような方法でしたのかをお願いします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 まず、今回一般競争入札でございますので、一般競争入札につきましては任意で参加をいただくこととなりますが、その時点で基本的に参加業者が鉢合わせしないような受け付け体制をとっていることがまず一つ。それから当然こちら側から何社もしくはどの社が参加しているということは、文書並びに口頭でも公表はいたしておりません。指名参加につきましても、指名の際に業者がかち合わないようにする。さらには入札後にはその参加者は公表しますが、入札前には担当課も含めて参加業者の指名等は公表しないという形で現在嚴重に取り扱っております。

以上です。

清水清秋議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第42号新庄市陸上競技場改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第43号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について

清水清秋議長 日程第14議案第43号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第43号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事の請負契約の締結について御説明申し上げます。

この件につきましては、去る5月19日、一般競争によって入札に付したものであり、議案に記載しております工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、御提案申し上げるものでございます。

契約の内容でございますが、契約金額は1億

6,740万円。契約の相手方は、株式会社有電社東北支店、支店長広田 修。工期といたしましては、議決をいただきました日を着工の日とし、完成日を平成29年3月10日といたします。

工事内容でございますが、土砂災害警戒区域を中心とした13地区及び市役所敷地内に計20基の支局を設置し、親局を水道庁舎内に設置するものでございます。

清水清秋議長 お諮りします。

ただいま説明のありました議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することを決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） これも、入札参加業者数と予定価格に対する落札率をお聞きします。

それから、市内の業者が本当は市内のもので落札してもらいたいような気がするんですが、市内業者、そういうことは考えられなかったのか。

もう一つですけれども、前回の東日本大震災の起きたときに大石田町だったかと思いますが、結局電気が使えなくなったのが無線ってこれだと思うんですけれども、使えなかったという、肝心なときに使えなかった残念なことがあったようなんですが、そういうことを防止するための施策などどう考えておられるのかお願いします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 私からは入札状況と業者の選定について御説明申し上げます。

参加者数が3社でございます。入札予定価格、税抜きですが2億4,787万8,000円、落札価格が1億5,500万円となりますので、落札率につきましては62.53%ということになります。

今回、市外業者が受注ということになるわけですが、基本的には市内業者優先という形で今まで入札、契約については進めてきているわけですが、この新庄市のデジタル防災無線（同報系）に関しましては、国の基準及び最上広域事務組合との連携等も含めまして高い技術性が要求されるということもでございます。これらを考えていきますと、新庄市内ではちょっと難しいと。入札に付すということになりますと一定の競争性が確保されなければいけないということもございますので、山形県内に絞ってもなかなか業者数が確保できないということもございましたので、このたびは山形県内及び宮城県内の一定の資格を持った業者の方にはまず声をかけたという状況で、結果的にこのような落札になったということでございます。

ただ、当然この方が東北支店、宮城、仙台に社がございますので、実際こちらで施工する際には協力業者並びにさまざまな形で地元業者の方の御協力をいただきたいという事前のお話もいただいておりますので、契約並びに施工に当たってはその辺も留意しながら本市としても進めていきたいと考えております。

以上です。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 工事内容についてでございますので、私からお答えさせていただきます。

親局整備並びに子局について停電の場合親局については発電機で、子局については蓄電池を持っておりますので、それぞれ72時間通電できます。

清水清秋議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別になしと認めます。

これより討論に入ります。ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事の請負契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案2件一括上程

清水清秋議長 日程第15議案第44号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第16議案第45号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 異議なしと認めます。よって、議案第44号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第45号新庄市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とすることに決しました。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第44号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

学校教育法の改正によって、義務教育学校が新たに定義されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正が行われたため、本市においても当該放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容についてであります。放課後児童支援員の資格基準にも義務教育学校の文言を追加し、必要な条文の整理を行うものであります。

次に、議案第45号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

近年、保育施設などに従事する保育士などが全国的に不足し、大都市部では待機児童が多数発生するなど保育士不足の解消が喫緊の課題となっていることから、国では保育士の配置基準の一部について弾力的な運用を可能とするため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正しました。

この基準は市町村が条例で当該基準を定めるに当たっての従うべき基準と参酌すべき基準とされており、このたびの改正は従うべき基準の改正となっているため、国の基準に合わせ本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容についてであります。さらなる待機児童の発生防止と受け入れ拡大が促進されるよう当分の間次のような特例を設けるものであります。

全て、保育士での配置が必須となっている小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業における保育士の配置基準について現在の基準では保育士を2名以上配置することが求められておりますが、保育児童の年齢別配置基準を超えて保育士を配置している場合に限り、保育士の1名を市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める保育士以外の者の配置を可能とすること、また保育士資格は有していないが幼稚園や小学校などの教員免許を有する者を保育士としてみなすことなどを定めております。

以上、御審議いただき、御決定くださるようよろしくお願いいたします。

清水清秋議長 ただいま、議案第45号を44号と読み上げましたが、訂正させていただきます。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案2件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第17議案、請願の各常任委員会付託

清水清秋議長 日程第17議案、請願の各常任委員会付託を行います。

議案、請願の常任委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表によりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

平成 28 年 6 月 定例会 付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
総 務 文 教 常 任 委 員 会 請 願 (1 件)	○請願第 3 号消費税率 10%への引上げ中止を求める請願
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議 案 (2 件)	○議案第 44 号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 45 号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案 3 件一括上程

清水清秋議長 日程第18議案第46号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第1号）から日程第20議案第48号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算3件につきましてを会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第1号）から議案第48号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第46号から議案第48号までの平成28年度新庄市一般会計及び特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第46号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億5,737万4,000円を追加し、補正後の予算総額を165億1,137万4,000円とするものであります。

主な補正内容について、9ページからの歳出を中心に御説明申し上げます。

まず、2款総務費に中核工業団地の土地売却収入を財政調整基金へ積み立てる経費を、また町内防犯灯LED化事業補助に係る経費を増額計上しております。

4款衛生費については新たに骨髄移植ドナー助成金を、6款農林水産業費には農業振興に係る各種補助金に対応した経営者の設備投資などへの補助支援等に資する経費を、7款ではコミュニティ助成事業を活用した中心商店街の音響設備整備に係る経費と工業団地の防犯灯LED化事業費補助に要する経費を計上しております。

本市の今年度事業が効果的に展開できるよう、国・県の動きに呼応するなど適切な対応を要する補正内容を組ませていただいております。

続きまして、13ページの特別会計からですが、議案第47号国民健康保険事業特別会計補正予算及び議案第48号公共下水道事業特別会計補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては、財政課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

（小野 享財政課長登壇）

小野 享財政課長 議案第46号一般会計補正予算
(第1号)について御説明申し上げます。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,737万4,000円を追加しまして、補正後の総額は165億1,137万4,000円とするものでございます。

2ページ、3ページにつきまして、各款各項の補正予算額並びに補正後の額を掲載しております。

4ページをお開きください。第2表地方債補正でございますが、社会教育施設改修事業債の増額でございます。これにつきましては、陸上競技場改修工事の財源とするものでございます。

7ページからの歳入につきまして主なものについて御説明いたします。

15款県支出金の2項4目農林水産業費県補助金におきまして、戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金1,614万5,000円の増額を見込んでおります。同じ目の直接支払推進事業費補助金812万4,000円の減額につきましては、続きます経営所得安定対策等推進事業に制度移行したことに伴いまして、いわゆる振りかえの補正となっております。歳出におきましても同額の補正を行っております。

16款財産収入におきまして、中核工業団地の土地売払収入2億円を計上しております。

20款諸収入でございますが、3項貸付金元利収入に産業立地促進資金融資制度預託金の追加分の補正額2,000万円を計上しております。8ページに移りますが、4項雑入のコミュニティ助成事業助成金870万円につきましては、商店街音響設備整備に係る補助内示によるものでございまして、続くスポーツ振興くじ助成金につきましては、陸上競技場改修工事の財源としておったところでございますが、交付額内定に伴いまして2,600万円の減額補正としております。

21款市債につきましては、この減額内示に対応した起債の増額をすることとなります。

続きまして、9ページからの歳出でございます。

まず、2款総務費1項4目財産管理費の財政調整基金積立金2億円につきましては、土地売払収入の積立金となります。

11目市民生活対策費では、今年度導入しました町内防犯灯LED化補助制度に対しまして多くの町内から申し込みいただいている状況でございますので、当初予算400万円に対しまして573万円を増額する補正としております。

10ページに移りますが、4款衛生費1項保健衛生費として、骨髄移植ドナー補正金28万円を新規計上しております。また、2項清掃費におきまして、容器包装リサイクル事業の中間処理業務委託料137万8,000円の増額補正と新しく定住自立圏事業となりますごみ減量化対策推進協議会への136万2,000円の負担金を新たに計上しております。

6款農林水産業費でございますが、1項3目農業振興費でございます。戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金1,939万4,000円は新規要望に伴う増額でございます。

11ページ、7款商工費におきまして、1項2目商工振興費では中心商店街にぎわい創出災害対策音響設備整備事業につきまして、コミュニティ助成金を活用しまして870万円の委託料を計上しております。さらに、産業立地促進資金融資制度預託金2,000万円を増額計上しております。また、企業誘致費におきましても工業団地の防犯灯LED化の事業154万円を計上したというところでございます。

8款土木費でございますが、4項1目都市計画総務費では木造住宅耐震診断の需要の増加がございまして、これに應えるために業務委託量を増額補正しております。

さらに、下段、10款教育費におきまして、沼

田小学校改築に関する市議会の申し入れと、総合教育会議の小中一貫教育を推進の方向性を踏まえましてこれらの検討をする会議経費24万1,000円を計上しております。

続いて、特別会計でございますが13ページをごらんください。

議案第47号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出75万6,000円を追加して、補正後の予算総額は43億4,218万円となります。

17ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務管理費におきまして国民健康保険の県単化事務に伴いますシステム改修経費を計上しております。歳入におきまして一般会計繰入金を財源とする補正内容としております。

19ページをごらんください。

議案第48号公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出4,182万4,000円を減額いたしまして補正後の予算総額を12億9,988万8,000円とするものでございます。

21ページをお開きください。

第2表地方債補正でございますが、減額変更となっておりますが、国の社会資本整備総合交付金の内示等に基づく補正となっております。

24ページをお開きください。

歳出の補正のうち、施設建設費におきます管渠建設事業費におきましては社会資本整備総合交付金の内示に伴う増額となりますが、処理場建設事業費の減額につきましては、さきの3月補正で平成27年度事業として実施決定いただくことによる減額補正となっております。

これに伴いまして、23ページ、歳入でございますが、国庫補助金等の財源補正を行っている状況でございます。

以上で一般会計及び特別会計補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろし

くお願いいたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号から48号の補正予算3件については委員会への付託を省略し、6月13日月曜日定例会最終日の本会議において審議をいたします。

日程第2 1 議員派遣について

清水清秋議長 日程第21議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づきお手元に配付しております名簿のとおり、全議員を山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することに決しました。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす6月3日金曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 40 分 散会

平成28年6月定例会会議録（第2号）

平成28年6月3日 金曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清 秋 副議長 石 川 正 志

出席議員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	叶 内 恵 子	議員
3 番	星 川 豊	議員	4 番	小 関 淳	議員
5 番	山 科 正 仁	議員	6 番	佐 藤 卓 也	議員
7 番	今 田 浩 徳	議員	8 番	清 水 清 秋	議員
9 番	遠 藤 敏 信	議員	10 番	奥 山 省 三	議員
11 番	小 野 周 一	議員	12 番	高 橋 富 美 子	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	新 田 道 尋	議員
15 番	森 儀 一	議員	16 番	石 川 正 志	議員
17 番	小 嶋 富 弥	議員	18 番	佐 藤 義 一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	小 野 茂 雄
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	田 宮 真 人
市 民 課 長	加 藤 美 喜 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	佐 藤 信 行
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	井 上 章
健 康 課 長	小 松 孝	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	渡 辺 安 志	都 市 整 備 課 長	土 田 政 治
上 下 水 道 課 長	松 坂 聡 士	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	伊 藤 洋 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	荒 川 正 一	学 校 教 育 課 長	齊 藤 民 義
社 会 教 育 課 長	関 宏 之	監 査 委 員	大 場 隆 司
監 査 委 員 長 監 事 務 局 員 長	高 山 学	選 挙 管 理 委 員 会 長	矢 作 勝 彦

選挙管理委員会
事務局 局長

滝口英憲

農業委員会
事務局 局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長 森 隆 志
主 査 沼 澤 和 也

総務主査 三 原 恵
主 査 早 坂 和 弥

議 事 日 程 （第2号）

平成28年6月3日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 小 関 淳 議員
- 2 番 佐 藤 卓 也 議員
- 3 番 山 科 正 仁 議員
- 4 番 叶 内 恵 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成 2 8 年 6 月定例会一般質問通告表（ 1 日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 関 淳	1. 教員の職務負担軽減策について	教育委員長
2	佐 藤 卓 也	1. 新庄市体育館について 2. 地震対策について	市 長 教育委員長
3	山 科 正 仁	1. 資格取得支援事業について 2. 学校施設の安全性について 3. 総合的複合施設の構想について 4. 道の駅設置について	市 長 教育委員長
4	叶 内 恵 子	1. 中心市街地の活性化について 2. 新庄市まちづくり総合計画後期 5 カ年基本計画について	市 長

開 議

清水清秋議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は7名であります。

質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

小関 淳議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に小関 淳君。

（4番小関 淳議員登壇）（拍手）

4 番（小関 淳議員） おはようございます。

穆清会の小関であります。

早速、教員の職務負担軽減についての質問に入りたいと思います。

私はこれまで一般質問の機会に、市が取り組む定住促進対策について、あるいはそれを促進させていくためのベースとなるさまざまな事業についての確認をしてまいりました。

今回も、そのような観点から教育環境を充実させ、新庄で暮らす子供たちをまちづくり総合計画にもあるような、夢を持ち元気で才能豊かな命輝く新庄っ子にしていくための質問をしていきますので、よりよい方向の見える答弁をよろしくお願いいたします。

そのような目標を実現するには、家庭教育の充実はもちろんですが、小中学校、つまり義務教育における教育環境の充実も重要な要素であるとうかがえます。その現場には教員の指導に対する充実した情熱やエネルギーは指導の技術とあわせて欠かせないものではないでしょうか。

しかし、現状は残念ながらさまざまな日々の業務に追われ、そのベクトルはなかなか子供たちの指導に向けられないでいる教師も少なからず存在しているようです。

その業務内容を少し挙げてみますと、教科指導や生徒指導、学校行事のための計画づくり、その準備実践などという教員本来の職務があります。それに加えて国や県からの調査書報告書作成、集金業務などさまざまな事務、地域や保護者との共同作業、さまざまな事案に対しての保護者対応、各種の委員会活動、中学校の場合はこれに部活動なども加わり、学校の内外を問わず多岐にわたり多忙をきわめている実態がございます。

このような状況は、新庄最上の教員に限らず全国的に教員の業務は多忙化しており、他の自治体でもこの現状を問題視し、県や市で独自の対策に乗り出しているところも多くあります。

私は、一昨年9月定例会で教師の負担軽減による教育の充実についてという一般質問をいたしました。

その際、教育長の答弁では、近年学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、さまざまな状況への対応が求められている。また、OECD加盟国の中で最も勤務時間が長く、部活動などの課外活動や事務業務、授業準備など多忙化して

いる状況があると。市教委としてさまざまな多忙化解消に向けた取り組みを実践しているとのことでした。

実際、新庄市でも個別学習指導員や図書館支援員などの配置は生徒にとっても大切なサポートであり、教員の負担軽減対策として一定の評価をしております。

しかし、いまだに義務教育現場の教員の多くが仕事量の多さに苦慮している状況は、市教委としてはどのように把握しているのでしょうか。

既に文科省や県教委も多忙化問題を解決しようという動きは見られているものの、実際に負担軽減策が講じられその効果がある程度実感できるようになるまでにはあと数年の年月を要すると予想しています。

そこで、市教委独自としてこれまで取り組んださまざまな負担軽減策に関する検証はしたのでしょうか。また、生徒や保護者、教員の反応などはどうだったのか。それを確認させてください。

さらに、平成26年9月定例会一般質問以降、市教委としてどのような議論をし、さらなる負担軽減策に取り組んできたのでしょうか。

また、これらの解決に向け、今後どのような負担軽減策を考え、より教師が指導にエネルギーを注げるようにしていこうとしているのかを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

小関議員の一般質問であります。教育の職務負担軽減策については教育委員会所管事項でありますので、教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 では、私から教員の負担軽減策

についてお答え申し上げます。

小関議員御指摘のとおり、近年学校を取り巻く環境は複雑化、困難化しております。さまざまな児童生徒、保護者がおり、そのニーズも多様化しているところです。また、この4月には障害者差別解消法も施行され、合理的な配慮が求められるなど社会からの要請もふえてきております。加えて、問題行動の発生、特別な支援を要する児童生徒の増加、不登校の児童生徒の割合の増加など、学校を取り巻く状況は先ほど申し上げましたが、学校に求められる役割もかつてと比べて拡大、多様化しております。

OECD調査による、諸外国と比較して教員の1週間当たりの勤務時間は最長で事務事業、授業の準備時間も長いという結果については、御承知のことと思います。

本市の状況把握でございますが、毎年勤務状況調査を行いながら市の小中学校の教員の時間外勤務等を調査しております。その中で、平成27年度は1週間当たりの1人当たりの時間外勤務が、平均でございますが、小学校教員は12.3時間、中学校の時間外勤務は17.1時間となっております。そのほかにも、持ち帰りの仕事として、小学校で4.9時間、中学校では2時間となっております。

そのことを踏まえ、市ではさまざまな負担軽減策に取り組んでまいりました。その検証や保護者や教員の反応についてですが、各学校において学校評価をしていただき、教育委員会に報告をいただいているところですが、その中で学校からは個別学習指導員や語学指導員、地域コーディネーター等マンパワーは非常にありがたいと伺っていますし、また学校評価での教員へのアンケートからも、さまざまチームで対応していただきありがたいとか、以前より先生方の帰宅が早くなってきているという声も上がるようになってきました。保護者からは学校で丁寧に対応していただきありがたいという声が数多

く寄せられています。

これは、忙しい中でも教員が子供たちに丁寧に向き合っているからだと考えています。

こういった評価につながっている陰には多少なりとも市から配置している職員などの力があるのではないかと考えています。ただ、これで十分とは考えておらず、今後とも国や県の動きあるいは先進地などの事例も参考にしながら進めていく必要があると考えています。

さらに、前回の平成26年9月議会で御質問いただいた後どのような負担軽減策に取り組んでいるかとの御質問でございますが、学校では児童生徒の多様化が進んでおり、また発達障害等の児童生徒やさまざまなニーズをお持ちの子供さんがふえております。そのことで対応に苦慮し、悩みをお持ちの教員も多く、多忙感に拍車をかけているところであります。

そこで、市では山形大学大学院教育実践研究科三浦光哉教授より新庄においていただき、各学校を延べ20回にわたり巡回相談という形で回っていただくことになっております。昨年度までは15回でしたが、今年度は回数をふやすとともに泊まりでも4日おいいただき夕方からは保護者、児童生徒と直接面談していただくことになっております。こうした保護者対応を専門家に委ねることにより、少しでも多忙感が緩和されればと思っていますところです。

さらに、ALT外国語指導助手も今年度より2名から3名に増員し、特に小学校の教員にとっては外国語活動での負担感が和らぐのではないかと考えているところです。

さらに、今年度より県の家庭環境支援のためのスクールソーシャルワーカーが新庄市に配置され、貧困家庭等の児童生徒の置かれている環境に対し、関係機関に連携して働きかけを行うような仕事を担っています。社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ専門的な知識のある人

が配置されていますので、こういった対応も教員の負担軽減に役立っているのではないかと考えているところです。

一步一步前に進めていきたいと考えていますが、まだまだ十分とは言えず、このような状況を踏まえ、今後も新庄市教育委員会では次のような多忙化解消に取り組んでいきたいと考えております。

1つ目は、チーム学校という考え方である学校の教職員構造への支援ということです。これは、学校の教員に加えて、多様な職種の職員等を配置し、校長のリーダーシップのもと、1つのチームとして専門性を持つスタッフを交えて構成し、学校の教育力を最大限に生かす取り組みです。新庄市でも市単独予算で個別学習指導員や語学指導員、地域コーディネーター、スクールカウンセラーを配置し、多様な課題に対し学校が組織として機能できるよう努めています。

また、教育相談員を3名配置し、不登校や学校でのトラブル、悩み等の相談窓口を開設しています。電話相談、外出等合わせると平成26年度は178件であり、平成27年度は周知の効果もあり284件と大幅にふえているところです。

さらに、シャイニングクラスということで不登校児童もこちらに通ってくるわけですが、その情報を学校に連絡することで学校とも連携をとっております。不登校児童生徒の対応に当たる教員の負担感も相当あると考えられますが、そういった意味からも学校の負担が軽減されるよう今後も考えてまいりたいと思っていますところです。

2つ目は、事務的作業に要する事務量の削減です。そのために、各学校に校務用パソコンを配備し、ネットワークの構築とデータ共有化等による情報化の促進に取り組んでいます。

新庄市では通知表や指導要録の電子化に取り組み、作成における事務負担軽減に努めています。また、学校へ依頼する調査についても精選

や簡素化したり集計作業を教育委員会が行ったりしています。昨年度も、ネットワークの情報の共有化により会議が減り多忙感が少し解消されたといった学校の報告もあったところです。

3点目は、教員の健康維持ということです。健康が第一ということもありますので、教員の健康維持にも力を入れていきたいと考えております。毎年健康診断を受けていただいているわけですが、昨年度は精密検査の受診率が100%になりました。健康診断で異常が見つかった場合は、速やかに病院へ行き再検査を受けるよう校長を通して指導しているところです。

さらには、今年度から市の予算で健康診断の折に医師よりストレスチェックをしていただくことになっています。精神的にも健康を保てるよう注意してまいりたいと考えています。

このような取り組みを通して、時間的にもさらには精神的にもゆとりを生み出し、教師が子供と向き合える時間を確保することで、教師本来の業務である授業に専念できる環境づくりを充実させていきたいと考えております。そのことが、新庄市の教育目標にある夢を持ち元気で才能豊かな命輝く新庄っ子を育成すると考えております。

以上です。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 非常に納得のいく御答弁をいただきましてありがとうございます。

私も、この質問事項を考えて選定する経緯というか、やはり教育長もおっしゃったようにまだまだ一生懸命頑張っているのにもかかわらずなかなか教員の多忙さは減らないという現状があると聞こえてきておりましたので、いろいろ調査してみました。

新庄市で毎年やっているまちづくり市民アンケートの中でも、今教育長が御答弁なさったようなことが実際に市民の方からどう評価されて

いるのかということが如実にわかるデータがございます。満足度順位別一覧表というので学校教育が充実していると答えている市民、いろいろな施策が68番目までここに書かれているんですけれども、その18番目。非常にいい評価を得ています。

そして、重要度、市民が重要であるということも18番目にランクされています。重要度と満足度が大抵の施策はずれがあるんですけれども、ほとんどずれがないと。これぐらい頑張っているんだなというところがよく見えるところでございます。

しかし、最初に申し上げましたように定住を促進するということ、その観点から考えてみればやはりこのアンケートからですけれども、18番だということで満足することなく、もっとそれこそベストテンに入るくらいの満足度になれば、それこそ定住促進につながっていくくらいのことになるのではないかなという意味で、さらに再質問をさせていただきたいと思います。

本当に、市教委、先生方も非常に頑張っている姿は理解できます。聞かせていただきたいんですけれども、教育委員会で教員の負担軽減についての議論というものは実際になされていてどのような議論があったのかということを少し聞かせてください。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 今の質問についてお答えさせていただきます。

教育委員会の会議の中では、さまざまな報告が学校から上がってきますが、その報告については随時教育委員会で報告をさせていただいています。その中で、教育委員の皆さんにも御議論いただいていますし、その中でいただいた御議論が今の施策、事業等に結びついているとなっております。

ですから、全て今教育委員会、教育長が申し

上げました事業等につきましては教育委員会の会議の中で議論され、その中で必要と認められるものについて事業としてさせていただいているということです。

以上です。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 教育委員会で十分に議論しているということですのでよろしいですね。わかりました。今後も十分な議論をもって教員の負担軽減により貢献できるようなことをやっていただきたいと思います。全ては子供の未来につながるのだということで頑張ってもらいたいと思います。

生徒や保護者、教員の反応なども再質問でしようと思ったんですけども、反応もいいと教育長から御答弁いただきましたので、私が心配するところは、学校が地域で担っている部分がありますよね。その認識を教育の現場側と地域住民あるいは保護者の方との役割の線引きというのはどのような感じで理解を求めているか。わかりますか。

私のイメージでは、非常に教育の現場に地域や保護者の方々の依存度というか、寄りかかるといったらちょっと失礼かもしれませんが、非常に依存度が高いような感じがしてならないんです。その辺の線引きを地域、保護者と協議をしたとか線引きを明確にするような何かをなさったかどうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 新庄市では10年ほど前から小中一貫教育ということを進めてまいりました。その中で、各中学校区ごとに推進協議会というのをつくって地域と学校とが話し合う場というのを設けております。その中で、各中学校区ごとにさまざま議論をさせていただいているところです。

さらに、本年4月に義務教育学校になりました萩野学園におきましては、コミュニティ・スクールという形で小中一貫教育を実施しております。

このコミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会というのをつくりながら地域と学校が一体となって運営を進めていくということになっております。その地域の方ができるだけ学校の応援団になっていただいて、学校を理解しながら支援していく、保護者、地域が学校を視点していくという立場に立ちながら御議論いただくという協議会でございます。

そういったことも今後各中学校区で進めいながら、話し合いの場をしっかりと持ちながら学校の応援団をつくっていくという体制を整えてまいりたいなと思っているところです。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そのような体制はあるということですのでよろしいですね。

であるのにもかかわらず、現状は多忙化という現状はなかなか改善されていかない。ある自治体の教育委員会では、教育委員会として教員の職務が非常に多忙化している、こうこうこうということで教員が本来生徒に向けなければいけない力をなかなか向け切れない。そういう実態をある教育委員会ではもう地域の住民の方々、あるいは保護者の方々に教育委員会としてメッセージを出したところもあります。

そういう地元の理解を得て、さらに今のような協議会をより実のあるようなものにしていく考えはお持ちでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 先ほど申しました萩野学園の運営協議会には、教育委員会も入りましてその中で学校の課題あるいは地域全体の課題もお話ししながら地域の方に御理解をしていただ

きながら進めていくことが必要なのかなと。そのことが小中一貫教育も含め市全体に広げていくことが大切なのかと考えているところです。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そうですね。現状をメッセージとして伝えていく作業をしながら、よりいい状況をつくっていただきたいと思います。

今、萩野学園の話が出ましたので、確認させていただきたいんですけれども、そこでの職務、教員の皆さんの職務というのは小学校の部分と中学校の部分というのが重なっている部分というのがあって、非常に職務だけじゃなくいろいろな問題、課題も重なっていると思うんです。その辺についてもし聞かせてもらえる部分があれば聞かせていただきたいと思いますけれども、大変な状況ではないかなと思うんです。小学校特有の問題、課題、中学校特有の問題、課題がないことはないわけで、それが重なっている現場というのはどういう感じなのかなと。それをどういうふうに改善していくために何があると思うところをちょっと聞かせていただければ。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 萩野学園の教員の構造ということでございますけれども、義務教育学校ということで1つの学校にはなっていますけれども、人事の配置としては前期課程、今までの小学校6年生までの部分は前期課程、中学校の部分については後期課程ということで人事配置されて、前期課程は前期課程の役割、後期課程は後期課程の役割ということで、重なるということが今のところはない。それが課題というか、いわゆる4・3・2のブロックに今分けていまして、最初の4については小学校、最後の2については中学校ですけれども、3の部分については前期と後期がまじり合う部分ですので、その前期と後期の行き来、重なり合う部分を今後つく

りたいということで今いろいろ国に要望している。重なり合う状態のほうがいいということのうちの方では考えているところでございます。

以上でございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 構造というか、そういうものについてはわかったんですけども、実際ことし4月から動いているわけですので、さまざまな重なり合っている部分あたりで何かあるのかなと心配したんですけども、今のところ大したあれはないという認識でよろしいですね。わかりました。

もう少し、ちょっと質問させていただきます。

皆さんも御存じのように中学校では部活動というのがございます。部活動で平日、土日も含めて一生懸命頑張っている先生がいらっしゃるわけですが、その人たちの状況というのを伺いたい。新庄市内でも外部指導者というのを委託しているのかどうか、そういう現状をちょっと聞かせていただきたいと思います。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 新庄市の各中学校においては、現在運動部、地域の外部指導者をそれぞれ各学校で積極的に入れながら部活動指導を行っているということでございます。

指導者につきましては、まず1つは山形県教育委員会で行っている運動部活動外部指導者派遣事業ということも活用しながら行っているところです。この事業については、新庄市では平成26年度については4中学校で、平成27年度については3校で取り組んでいただきながら外部指導者という形で受け入れをしているところです。

また、各学校においてはやはり各部ごとに外部指導者をお願いして指導していただいている

というところがほとんどでございます。学校の部活動としての練習のみではなく、保護者が中心になった保護者会での練習等も入れながら練習をしているということでございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 外部指導者も入れながらやっていると。土日の部分は伺っていいですか。土日の部分の教師の負担というか、そういうところ、あとは手当とかちょっと知りたいんですけれども。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 土日の練習試合とかは基本的に教員だということになると思います。部活動として参加する場合にはやはり外部指導者にお任せするということとはできないものですから、教員が中心となる。ただ、保護者会として大会参加するという場合はまた違った形になると思います。

県教育委員会でも運動部の活動のあり方ということで出しております。その中には、週1回は部活動を休止する、土日片方については部活動を休止するということを原則としております。そういった形で部活動をさせていただいております。

土日の勤務の部活動に対する金銭的な補償ということですが、4時間以上で2,400円ということによって支払われているということになります。

以上です。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 年間を通して、平日放課後、課外授業として部活動を一生懸命指導なさっている先生方、平日はわかりますけれども、土日、本来家庭サービスをしなければいけないのにもかかわらず手当が4時間で2,400円という、何か非常に聞いていてつらいような思いが

あります。その辺も、市の教育委員会で改善できるようなところがあれば何とか、外部指導者も入れているということですから、教員の土日の負担を軽減していただけないかなと思います。

大体これで質問を終わるんですけれども、非常に先ほどもまちづくり市民アンケートでもありましたように、教育現場としては頑張っているという数字がアンケートの中にも出ておりますので、より一層教師の負担軽減策を一生懸命頑張っていただきながら子供たちの未来をつくっていただければと思います。

定住促進をこれから確実なものにしていくためには、それ以外のさまざまな施策を充実していかなければならないと思います。中でも、やはり子供たちの教育環境をしっかりと整えるということは本当に重要なことだと考えております。ぜひ、それらの対策について、いろいろな軽減策の対策について、できないという理由を探してしないということがないようにしていただきたい。ぜひ、改善していこうという理由を積み上げていただいて、未来ある子供たちのことを最優先に考えていただいて改善策を実施していただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時48分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開します。

佐藤卓也議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤卓也君。

(6 番佐藤卓也議員登壇)

6 番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番(佐藤卓也議員) 6 月定例会、2 番目に質問させていただきます市民・公明クラブ佐藤卓也です。どうぞよろしくお願いします。

市民の皆様の視点に立ち質問させていただきます。

今回は質問事項が重なるため一括方式により質問させていただきます。執行部の皆様におかれましては、歯切れがよくわかりやすく、市民の皆様が十分に納得できる答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、このたびの熊本を中心とした地震の影響により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興と御健康を心よりお祈りいたします。

まず、1 つ目の質問です。

新庄市体育館は耐震工事を終え、1 月 7 日に引き渡しを受け 2 月 1 日から使用を開始いたしました。しかし、3 月 5 日に屋根の鉄骨中央付近から水滴が落下しております。

水滴の範囲は鉄骨付近を中心に縦 35 メートル幅 9 メートルに落ち、体育館フロア入り口からステージまで広範囲に広がっており、たくさんの場所に水滴が点在している状態が今も続いております。現在の対策として行っているのは、上から落ちてくる水滴を落下場所にたらいを置いて受けとめており、また落ちて広がった水滴をモップで拭き取るなどの措置で何とか対応はしておりますが、根本的な解決には至っておりません。ほとんど毎日のように落ち、そして一向にとまる気配のない体育館中央に落ちてくる水滴を今後どのように改善していかれるのかお伺いいたします。

また、管内では LED ライトの点灯不良や水滴による床のワックスが剥がれ落ち床にはさまざまな傷みが生じてきており、かびが各箇所に

も広がっておる状況です。また、水滴に足をとられ、転んでしまったり滑るなどしてけがをしてしまう可能性がありとても危険な状態と考えられます。

このようにさまざまな問題を抱えて体育館を維持していき、今後バドミントンや卓球、バスケットボールなどの県大会や地区大会など体育館を利用した各種大会が今後開催されます。このような大会で平成 28 年度の受け付け申請をどのように対応していかれるのかをお伺いいたします。

2 つ目の質問です。

山形県は 5 月 9 日、活断層の両側 50 メートルの範囲に建設された県有 6 施設について、4 月下旬に非公表とされた方針を撤回し施設名を公表しました。県危機管理課によりますと、活褶曲という活断層がずれても地表に変化が起きないと見られる場所には鶴岡市にある庄内農業高校と新庄警察署の 2 施設だそうです。活断層上にある県有施設を 2 年前に把握していながら、市町村に知らせなかったことについては市町村と連携ができていたとは言い切れない、今後は積極的に情報公開すると述べております。

新庄市の活断層には新庄盆地断層帯東部と新庄盆地断層帯西部に区分され、新庄盆地断層帯東部はこの間市長の行政報告がありましたが、新庄市から舟形町に至る断層帯で長さは約 22 メートル、おおむね北北東、南南西に延びており、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層です。また、新庄盆地断層帯西部は鮭川村から大蔵村に至る断層帯であり、長さは約 17 メートルでほぼ南北方向に延びており、西側が東側に対して相対的に隆起する断層帯です。地震発生確率 30 年以内に東部では地震規模マグニチュード 7.1 クラス、5 % 以下であり、西部では地震規模マグニチュード 6.9 クラス、0.6 % となっております。

熊本県中心の地震では、この数字よりも低い

のにもかかわらず地震が発生しております。その活断層上に新庄市では3つの工業施設が建てられているという報道もあります。市としても、活断層上の公共施設や住宅周辺に情報を公開し、決して不安をあおるということではなく自分自身は自分で守るという自助の観点からも地震に対してしっかりと対応すべきと考えますが、今後の取り組みをお伺いいたします。

また、新庄市建築物耐震改修促進計画において一般住宅の耐震化率は平成27年度において目標を90.0%と定めておりますが、現在の建物の耐震改修率の目標達成度と建物の耐震化対策についてどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

新庄市体育館の質問につきましては教育委員会管轄なので、教育長より答弁させていただきます。

初めに、地震対策の件であります。行政報告もさせていただきましたが、活断層の両側50メートル以内という県の基準をもとにした市有公共施設は4カ所あります。1つ目の萩野児童センターは、新耐震基準に基づく建築物となっております。2つ目は八向中学校ですが、耐震診断を実施し、耐震補強工事が終わっております。3つ目は陸上競技場ですが、耐震診断を実施し、耐震基準を満たしている建物となっております。4つ目は武道館ですが、耐震診断を実施し、平成28年度に耐震補強工事を実施する予定となっております。

平成23年度の広報しんじょうに、新庄盆地断層帯の記事を掲載し、周知をしたところですが、震度7程度の地震が連続して発生した熊本の件

もございますので、再度周知を図り各家庭としての備えを充実してもらえよう、また共助としての中心的役割を期待される自主防災組織の結成を積極的に促していきたいと考えております。

次に、新庄市建築物耐震改修促進計画における目標の達成度と取り組みについての御質問でございますが、この計画は耐震改修促進法及び山形県建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進するために平成20年度に策定したものであります。

この計画では、一般住宅における耐震化の目標を90%に設定しており、その目標に向けた取り組みとしまして無料の住宅耐震診断や耐震改修リフォームに対する補助金制度を創設し、多くの市民の皆様に御活用いただいております。また、地震に対する事前の対策の必要性をPRするために、セミナーや出前講座の開催、イベント会場での周知活動など県の協力を得ながら連携して進めているところであります。また、一般住宅の耐震化目標の達成度につきましては、平成25年度の住宅土地統計調査をもとに建てかえ等による成果を集計いたしますと73.7%まで向上しており、計画策定時の61.3%から12%以上の向上が見られる状況となっております。

今後も、これらの状況を踏まえ、住宅補強に関する支援の継続とともに地震に備えた生活の仕方の必要品についても周知啓蒙をあわせて取り組んでまいりたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 私から、新庄市体育館についてお答え申し上げます。

市体育館につきましては、昨年度耐震補強工事を実施し、議員がおっしゃるとおり2月1日から供用再開しました。供用再開後の3月5日に体育館の天井部から床に水滴が落下している

との報告があり、以降1カ月ほど状況を見てまいりました。

当初は何が原因なのか全くわからなかったため、状況を見ておりましたが、降雪や雨天時には水滴の落下がなく、3月下旬ごろになって気温が上がるにつれて水滴の落下量が多くなったことから結露が原因ではないかという判断をいたしました。

当初、結露につきましては4月以降さらに気温が高くなるに連れて解消するのではないかと考えており、その一方で結露状況を早期に解消するため、2階ギャラリーに工事用の送風機を設置し館内の空気を拡散するような対策を講じましたが、ほとんど効果が見られませんでした。その後、工事関係者を含めて対策会議を開催して対応を検討したところ、体育館の結露につきましては天井の中央部に湿気を含んだ空気が集まり、その空気と天井の中央部の温度差により結露が生じているものと考えられることから、館内の換気を行って湿気を含んだ空気を屋外に排出することができれば結露を防ぐことができるのではないかという結論に至りました。

また、過去に同様の事例があったという情報を得まして、金山小学校の体育館を視察しましたが、やはり換気装置を設置することが効果的であることを確認いたしました。

今後の対応につきましては、換気装置の設置を念頭に置きながら、専門家による調査を行い、結露が発生する原因や最も効果的な対応策を検証した上で対処してまいりたいと考えております。

LEDの点灯不調につきましては、結露とは関係なく配線の不良が原因でありましたので、既に修繕を行っております。また、床のワックスの剥離などにつきましては、利用者の方に御不便をかけることのないように対応してまいります。床に水滴が落下することが発生してから、利用者の方には十分に状況を説明し、注意を喚

起した上で御使用をいただいております。大会等につきましても同様に体育館の状況を説明した上で御使用いただいておりますので、結露が解消するまでは同様の対応を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、利用者の皆様には大変御不便をおかけしており、結露による水滴落下の解消に向け早急に対処してまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

水滴は結露が原因ということでよろしいのでしょうか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 専門家による調査ではございませんので、結露が原因であろうと、結露の可能性が高いということでございます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） だろうでは原因は、できないですね、対応が。そこら辺はある程度していかなければこの対策もいかないと思うんですけれども、まずそれより初めにこのような体育館について教育委員長はどのような感想を持っていますか。

山村明德教育委員長 議長、山村明德。

清水清秋議長 教育委員長山村明德君。

山村明德教育委員長 本当に、せっかく耐震化工事をしたのに想定外の状況で大変御迷惑をおかけしているなと思っていますところです。先ほど教育長が申し上げたように、できるだけ対応を進めていければなと考えております。どうぞよろしくお願いします。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） また、感想を聞きます。市長はこの体育館を見てどう思いますか。感想を聞かせてください。

というのは、この前ラジオ体操とかそういうものでも市長も実際に体育館を見ております。というのは、スポーツにおいて新庄市体育館というのは顔ですよ。新庄市の顔にあのような状態をもって新庄市の市長はどういうふうに考えていますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 教育委員長が答えましたように想定外ということで誰も想像だになかったということでもあります。

原因につきましては、結露であろうという素人判断ですので、専門家にお願いし調査し、専門家のお話を聞き対応していきたいと思っています。全てにおいて100%であることが正しいわけですが、想定外というのは世の中必ずあるわけですので、それをどう対応したかということのほうは私は大切だと思っています。

今回、体育館の耐震化を図ったのは、来年度のインターハイを誘致するために多額の金額をかけて議会の皆さんの御承認を得てやったわけです。工事した関係者も誰もがあそこに結露すると予想していなかったという、これは早急な対応と言いつつも専門家に委ねましてもきちんと今後対応していくということでもあります。その後、それでも直らなかったどうするかということについてはその時点で考えさせていただきたいと思います。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） これは想定外なんですかね。

体育館建てるときに、要は施工者ではないんですけれども、体育館建てる時、設計す

るときに結露問題を一切話し合わなかったんですか、合ったんですか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 今回の工事につきましては、まず第一の目的が耐震補強工事であったわけでございます。雨漏りも数カ所あるということでこの雨漏りをどうするかということに主眼を置きました。また、過去におきましても平成3年に屋根の改修を行っておりますが、その改修の際も結露が発生していなかった。また今回の工事前も結露が発生しなかった。結露が発生していないということで結露につきましては想定していませんでした。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） ということは、業者の方も体育館には結露が発生することがもともとないという考えでいいんですよね。そんな業者がいらっしゃるんですか。だとすれば、今回萩野学園の体育館を建てたときにある程度結露の対策はしていますよね。送風機なり換気扇をつけています。

だとすれば、ある程度体育館を建てたときに結露問題を重視しなければいけないと思うんですけれども、だとすれば、私たち議会も予算だけをチェックするのではなくしっかりと設計図を見て審査せねばなりません。そのような状態をつくっていいんですか。私たちは一級建築士でも何でもありません。だとすれば、市でもそういうことをあらかじめ設定し想定をしておかなければならない状態です。それをどう思いますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今回の屋根裏から水滴が落ちることを想定していなかったのかということ、先ほど社会教育課長が申し上げましたように、これ

まで使っている状況で一度もそういうことがなかったということでございます。新しく建てる体育館ではないということです。これまでは落ちていないということの現状の上において屋根を張ったということです。そして耐震化を行ったということです。

新しく建てるには当然この土地の何からかにかから全て考えると思います。今までの何十年たった中で雨漏りはしたけれども、結露はないという中でのことですので、想定外だったということをお願いしているわけです。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） 私もそういうことを言いたくはないんですけども、あの体育館は結露がなかったわけではありません。結露はありました。脇のほうを見れば。ただ、それが中央部分になかったからこのような状態がなかったわけです。だって、設計の方々も要は気密性が高くなるのはある程度十分わかっているはずですし、ましてやこのような状態、3月5日からきょうに言わせれば3カ月間何の対応をしたんですか。状況を見ているだけですか。上から落ちてくるものをモップで拭けば対応なんですか。今後の具体的な対策、よろしくお願いします。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 昨日、総務文教委員会協議会でもさまざまな意見をいただきました。そちらの意見も踏まえまして、今後につきましては早急に現地調査を行った上で専門家の意見も踏まえた形で今後の対応策を考えてまいりたいと考えております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） だったら、なぜ早目にしなかったんですか。要は、1カ月間ずっと様子を見ていたわけですよね。そのときに対策し

なければ、来年、さっき市長おっしゃいましたよね、南東北インターハイ、そのときまでまた落ちる可能性があるわけですよね。だったらすれば、今の状況、要は1カ月、2カ月対応していかなければどうなるんですか。これが対応なんですか。今から対応するんですか。これはおかしいと思いますか。

きょう、体育館使われていますよね。何の大会かわかりますか。高校総体の県大会ですよ。県内から人があれだけ集まるところに、きょうだってこの天気でしたら考えられますよね。バドミントンは12面使います。そのうち4面使えませんよ。

新庄市がこのような体育館持っていていいわけじゃないですよ。だとすれば、なぜもっと早目に対応しなかったんですか。状況を見るのが対応なんですか。私にはそこが理解できません。体育協会からどのような回答をもらっていますか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 体育協会からは、3月5日時点ではやはり水滴が落ちてきたということで何が原因かわからないという状況でございました。その後、気象条件とか温度湿度等を調べていく中で好天のときに落ちやすい、雨天や気温の低い日に落ちにくいということで、結露であろうという判断をしたところでございます。

それまでの対応といたしましては、当時は少量が落ちていたときはバケツやたらいを置くなどの対応をしていましたけれども、その後水滴が多くなってまいりましたので、その際利用者の方のけがというのが最も心配されたところでありましたので落下箇所にはコーンを置いて注意喚起を行うなどの対応をさせていただきました。また、青いラバーフェンスを置いて中央部分には入らないようにという対応をしてきたところでございます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） ですから、再三申し上げているとおり、これは対応なんですかね。要は、水滴落ちてきた対応ですよ。結露わかった時点で結露の対応をしなければいけないんですよ。それが不十分なんじゃないですか、もともと。

だとすれば、体育協会の資料もいただいておりますけれども、ほぼ毎日ですよ、データを見る限りは。逆に水滴が来ない日のほうが多いくらいです。だとすれば、早急に対応しなければならいでしょうし、先ほど言ったように利用者の方々が滑ってけがをする場合がありますよね。お伺いします。だとすれば、水滴によって転んだ方、どのくらいいるか調べていますか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 体育協会からの報告では、転んだという報告は事務所のほうにはなかったということでございます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） 私が聞いたところによりますと、多分市には報告していないんでしょうね。けがをしている人はおりません。ただ、転んでいる人はいます。

その状況をしっかり踏まえていただかないと、けがを、転んで滑ったら誰のせいなんですか。体育協会のせいなんですか。利用者ですか。ここら辺を踏まえていただかないと本当に怖いですよ。

それこそ、きょうなんか県大会でインターハイに出場する選手がいます。その方、3年生は一生に1回ですよ。ここにいる方はわからないかもしれませんが、高校生、ましてや中学生は1回だけなんですよ。それを踏みにじるのは非常におかしいし、対応が遅いと言わざ

るを得ません。

しかも、きのう総務文教委員協議会にお話ししたと言いますが、_____。そこを踏まえていただかないと。本当に、私は悔しくてしょうがないですよ。

済みません、だったら別の質問に移らせていただきます。

地震の起きる可能性が高いと思います。なきにしもあらずなんですけれども、体育館は地震のときに避難所になっていますよね。そのときに、避難する方、どうなさいますか。新庄ではあそこの場所は避難地域ですから、460名ぐらい避難されますけれども、今の状況で避難する人数はどのくらいいると考えていますか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 市営体育館の避難予定は461名でありますので、現在の段階では使える範囲内で収容するということになると思います。ただ、被災のぐあいによっては体育館全てが使えない可能性もありますので、その場合には違う場所に振りかえるという対応になると思います。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） 今の段階でどのくらい収容されるのかをお聞きます

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 大変申しわけございませんが今の算定の中では申し上げることができません。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） しっかり、そこら辺も協力して、あの状態を見てどのくらいか。地震が今起きたらどうするんですか。体育館に避難すると指定場所になっているんですから、把握しなければ避難させられないですよ。避難計画にもしっかりその辺もうたってますでしょう

し、そこら辺もしっかりしていただかねば、もし被害を受けた方が体育館に行った場合、もし460人収容できますからといって向こうに避難させました。そのときに、実際行ったら今の答弁では使えないですよ。そういう状況をしっかり連携して把握しなければいけないと思いますけれども、今後どうしますか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 新庄市全体として55カ所、キャパとしては7,700名の収容人員を予定しておりますが、地震、洪水、さまざまな災害があるわけですが、全てが同じような避難をできるとは思っておりません。55カ所全てが十分な避難場所であるかどうかもございますので、災害の内容によって避難できるかどうか変わってきますので、現在の55カ所全てが収容できて7,700名でございます。その中で震源地に近ければ、もしくは震源によって大きな揺れがあれば使えなくなる避難所も当然出てくると思いますので、その都度対応するしかないと思っています。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） その都度ではなくて、だからしっかりとそこら辺を計画していかないと。それを最初から想定していかなければ実際起きたらあたふたと考えられますよね。特に、熊本地震は震度7クラスが2回来ているわけなので、そのときに体育館を使いたいといったときにしっかり今の体育館の状況を把握しておかないとこれから大変ですよという私の意図だったものですから、そこら辺を各場所、地域にどのようなものがあったり、公民館なりそこそ体育館もそうでしょうけれども、八向地区の体育館もどうしても活断層の上にあるとなればその上に避難されるということもありますので、その辺の対策をしっかり今後とっていった

いただきたいんです。

萩野児童館の方も、活断層の上にあると想定されれば実際その上に避難されるわけなので、そこら辺の想定はしっかりしていただきたいんですけれども、いかがですか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 全体での55カ所7,700名と先ほど申し上げましたが、地震の場合必ずしも全てが正常に避難できるかは別の話だと思っております。ただ、今回の熊本地震の反省に立てば、震度7の地震が2度続けてくるというのは今までの想定にはないことですので、今後研究をさせていただいて、議員のおっしゃったとおりに対応がいくることのないように検討させていただきたいと思います。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。ぜひそのような対応をよろしくお願いします。

そのときの体育館ないいろいろな場所は避難所としてありますけれども、避難所の運営計画、運営原則はどのようになっていますか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 基本計画の中で避難所の開設の流れ及び開設の基準を示しております。避難所の受け入れに当たってはまず初期段階の措置が必要でございますので、1番目には避難者数の把握、運営リーダーの選出、物資の調達、開設に関する周知及び報告など準備は整っておりますと思いますが、詳しいマニュアルについては今後の課題となっております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） そこら辺もしっかりと対策をしていただきたいと思います。

この間、NHKだったと思うんですけれども、

避難所の運営計画の中で避難所の運営原則は皆さんがひとしくあまねく平等に対応することとなっていますが、それでよろしいですか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 ひとしくあまねくというのはなかなか私すぐ理解はできないわけですけども、避難所の運営の方法としては各自治体並びに研究所などで研究されています。誰が行っても避難所を運営できるような体制をとるのが今の現状になりますので、当市においても検討を行っていききたいと思います。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） なぜ私が皆さんがひとしくあまねく平等に対応するということは、どうしても熊本地震において、東日本大震災において、平等にいかなという実例がございます。どうしても特別な配慮が要る方には必要な措置を、そして誰よりももっとスペースが欲しい方や資源を必要な方に提供することがあります。

ですからこそ、福祉避難所の指定があると思いますけれども、新庄市において福祉避難所の指定などしっかりそういう対応はなされているかお聞きします。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 福祉避難所についての御質問でございます。災害時要援護者と言われております高齢者の方、障害者の方、妊婦の方など、一般の避難所では生活に支障がある方の避難をどうするかという内容でございますので、本市においては本年3月31日に市内3法人6施設について協定を結ばさせていただきました。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） その中でも、京都府などでは福祉避難コーナー設置指針などをつくっ

ており、その中では静養室の設置や移動困難な方は出入り口に移動させていただいて、地震などの情報をさまざまな情報、文字や音声などで情報を伝達するような整備計画が立てられています。新庄市でもそのような計画がしっかり立てられているのかお聞きします。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 地域防災計画の中では福祉避難所の指定を行うとなっております。福祉避難所は最初から開設するという予定ではなく、一時避難所に入った方で先ほど言いました要援護者がいた場合にその方々に配慮するということです。例えば避難所の中で仕切りを使って対応ができるのであればそのままになります。あとは、医療施設に入らなくちゃいけない方、同じ施設の中では不便を来す方については福祉避難所を指定して入っていただくということになると思います。

もう1点、文字音声などということですけども、この点についてはまだ準備されておられませんので、検討課題とさせていただきたいと思っています。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） ぜひともこういう、先ほど言ったようにひとしく平等ではなく合理的な配慮が必要だと思います。

そして、そういうときにも被害が起きたときに高血圧の方とかもどうしてもお薬が必要になりますけれども、そのときに必ずお薬手帳が必要になってくると思います。そういうときにお薬手帳をどこに置いてあったりという情報もしっかりとすべきだと思いますが、その考えはどうですか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 本市の地域防災計画の中の想

定としましては福祉避難所の中で3点ほど注意点を持っております。

1点目は、今御指摘がありました相談などに当たる介助員の配置を、おおむね10名当たり1名の配置をしたいと考えております。2つ目、高齢者、障害者などに配慮したポータブルトイレなどの器具については順次整備を行っております。3点目でございますが、日常生活の支援を行うための必要な消耗器材の整備を上げておりますので、計画の中で順次進めていきたいと思っております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

ぜひ、いつ起こるかわからない地震対策についてはしっかりと取り組んでいただき、想定外だったという言葉はなるべく聞かれないようにしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、1番目の質問に戻って体育館なんですけれども、体育館使えないところ減免なさっておりますよね。

この間、私たち議会でも使用料を利用者側が使えるような条例の改正をいたしまして体育協会もこれから頑張ってやっていこうかなというときのこのような不始末なんですけれども、結局は減免したものを市が補填するということでよろしいですか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 減免の対応につきましてはこれから協議してまいりたいと考えております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） これから対応ということなんですけれども、減免した2分の1、4分の1、そういう減免したやつは市が補填すると

いうことですね。そうすれば、結局体育館があの様な状況では、私たちは泣き面に蜂のような形で、要はこの様な不始末を二度と繰り返してはいけないと思います。

今回も体育協会からいただきましたけれども、体育館を使う日程がもう来年3月19日までいっぱいですね。これは最初からいただいているわけですね。なのにもかかわらず対応していないというのは後手後手にならざるを得ない。

そして、本当にこれでいいんですかね。繰り返しになりますけれども、早い対応早い対応と言っていますけれども、これから対応したらどのくらいかかると思っていますか。また費用はどのくらいかかると思っていますか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 今現在検討しているところでございますが、まず最初に実際の調査を行いたいと思います。足場を組んでのこととなりますので、調査で恐らく数百万円という単位の金額がかかるかと思えます。それを確認しての対応策ということになりますので、今のところどのくらいかかるかということは申し上げられません。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。これも補正になるかはわかりませんが、結局市の持ち出しが多くなるわけですね。だから、設計の時点でやるべきだと思うんですけれども、そこら辺は想定外という言葉は私はなるべく使ってほしくありません。だからこそ、しっかりしたものをつくっていただきたい。

新庄市でも一級建築士さんはいらっしゃるわけなのでそこはしっかり見ていただいて、これからやっていかなければそれこそ新庄市の顔に泥を塗っていますよね。

今回、きょうだって県大会の試合で集まって

ただ、改善策そのものが抜本的な改善策になるのかという部分について非常にまだ不安定な要素がございますので、専門家に調査をしてもらって抜本的な対策をこれから進めようということでございますので、決しておくれたということではないと私自身は思っております。

科です。

平成28年度第1回目定例会3番目の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速新庄市議会会議規則第50条と62条を根拠に発言通告書に基づいて質問させていただきます。

午前中、佐藤議員の一般質問によって事業の早急、緊急には即対応ということがよくわかりいただけたと思いますので、私からの質問は今回4点させていただきます。

まず、1点目ですけれども、資格取得支援事業というものについてです。これは名称どおりですけれども、現在最上郡内の他町村、戸沢村と鮭川村の取り組みは今のところなしとなっておりますが、そこでは就職とか仕事に役立つ資格または免許の取得を支援するために、経費の一部を補助する資格取得支援事業を行っているようです。

ようですというのは曖昧ですけれども、各町村取り組みが日々変化しておりますので、現時点で明確な判断がつかかねるということです。もしかすると、戸沢村、鮭川村でも取り組みが始まっているかもしれませんので、この点は御了承ください。

さて、当該事業は就職、就労者、労働意欲、事業者単位でのスキルアップの向上に非常に有効であると考えerわけであります。特に、若い方々のモチベーションのアップ、維持には資格へのチャレンジが非常に有効なのは皆さん御存じのことだと思います。

また、転職時におきましてはその資格を持っているということで雇用者の採用判断というのがとれると、判断材料に非常に有効であるということはわかるかと思ひます。

そして、今問題になっているのが農林関係事業の資格取得であります。それに力を入れることによって基幹産業であります農業への就農者

支援、今後の林業に就労する方を推進する効果があると思ひます。

しかし、他町村でも残念なことに大蔵村を除く他町村では補助の対象者を町内の企業に就労または町内への就職希望者に限定しております。個人事業主とか、農林業自営業者に対する補助はないということであります。ないというか、これもまた変化しているかもしれませんが、住民のニーズに敏感に対応するように町村でも各担当部署が動いているということです。これはすばらしいことだと思います。

事大蔵村に関しては、今まで対象者を、条件がありまして農業者は除いておりましたが、今回括弧書きがありまして農業従事者は満75歳まで対応するということを追記して拡充を図っております。これで農林自営業者への手当てを図ったということになります。

そして、またまたですけれども、各町村のすばらしい取り組みというのは、事業内容を周知するために全戸の回覧を間を入れずに行ったところなんです。これもすばらしい非常に敏速な対応だと思っています。

これに比べ当市はどうかということなんです。問い合わせましたら、そんな事業はないという回答をいただきました。確かに、他の取り組んでいる町村は担当部署が細分化されておりますので、非常に事業化しやすいのかなということも感じられます。当市に置きかえて考えれば環境課、都市整備課、農林課の3つがあるのかなと思ひられますけれども、唯一都市整備課に除雪作業のための免許取得費用を事業者で補助するという取り組みはあるようでございますが、余りにも手薄過ぎるような気がします。

ある担当課長にですけれども、今後事業化の考えはあるのかとお聞きしましたが、私には考えはないと、ただし上から指示があればどうなるかわからないという答えをいただきました。

この上というのは誰でしょうかということ

すね。市長であろうかと思います。反面、考えてみれば、市の事業取り組み、提案、住民の要望、全て市長に最初に行っちゃったほうが早いんじゃないか、ストレートに進んでいくんじゃないか、ダイレクトに要望意見書を住民の方々から出していただいて、それを市長がゴーサインを出すか否かという答えをもって関係各部署に落としていくと。そのほうが早いのであればみんなそのとおりやるんだと思うんです。これはそういう体制があるということが足踏みしている状況かなと思います。

まとめますけれども、当該事業はメリット・デメリットを考えた場合、比較をした場合当然メリットのほうが大きい。どう考えてもそうだと私は思います。つまりは、住民のニーズと有効な行政サービスが均衡で考えればバランスがとれるように、しっかりとやっていくというのが必要だと思います。政の王道だと思いますので、ぜひ当市においても町村に大きなおくれをとることなく早期の事業化が必要であると考えます。この点に関して、市長の考えと今私申し上げました発言を聞いていただいて今後の事業化をどう考えるかと、現場の課長にもお伺いしたいと思います。これが1点目です。

2点目におきましては、私は毎回一般質問において学校関連というのをさせていただいておりますが、今回は学校施設の安全性についてということに特化させていただきますが、本来こういう質問は直接教職員とか原課執行部まで赴いて問い合わせればそれはそれで済むのかもしれませんが、今後、今協議されて実行段階まで予想されている明倫中学校区の学校施設の統合というものが議論されています。萩野学園が先駆施設の一つの事例として紹介、指標となるような思いがありまして、今回の一般質問に組み入れさせてもらいましたので、御了承ください。

さて、萩野学園の竣工式典も終わりまして児童生徒も大変安定が見えてきているところです。

ただ、施設の状況としまして、市営体育館じゃないんですけれども、完成して初めて見えてくるという、改善しなきゃならんという点が多々見えてきております。

軽微な点は都度教育総務課から対応がなされておりました、大変素早くやっていただいております、父母関係地域の方々も感謝しているという次第ではあります。

ただ、やはり大きな改善点、特に児童生徒の安全に関する改善点というのは今回設計の段階、策定の段階では気づけなかった、不可抗力であって予測回避はできなかったということは仕方ないことだと思います。

萩野学園の1事例として紹介させていただきたいのは、このたび完成したグラウンド、球技、部活動、体育、低学年の築山という山がありましてその山で遊んでいるという子供たちがする安全性の確保がなされていない。残念ながらされておりません。

県道とグラウンドが隣接しております、なおかつ余幅が少ない、そういう立地の関係上もあるんですけれども、それによって県道へボールが転がっていく、越境していく、それを追っていく子供がいる。その子供たちの予防策、防護策、保護策がなっていない。そういう安全対策がとられていないという状態であります。

事が起こってからでは下手すれば国家賠償上の問題も、安全配慮義務違反という問題も、責任問題が市に問われると。幸い、公務員は個人的には責任を負わないという文言になっておりますけれども、放置しておけばそれは当然故意という方向にもっていけると私は思っておりますので、そういうのを回避する意味で特に児童生徒の安全を守るものであればこれはまた早急に改善すべきであろうと思っています。

このことから、私は市内の学校を見てきましたが、大体道路とグラウンド隣接しておればフェンスは設置されておりました。そう考えれば、

学校によって子供の安全性の確保が違うというのはおかしい話でありまして、常に統一した公平な安全性の確認とその対処をしていただきたい。それを教職員の方と協議した上で早急な対応が必要だと思います。

間違っても、当初の建設予算に計上されていないからすぐにはできませんなんていうことではないと思いますけれども、そういう抗弁はないと思いますが、市の考えをお伺いしたいと思います。

さっき言いましたのは、統一した公平な安全性の確保と対策・対処というのは、さっき言ったように近隣の学校の環境条件がどう違ってあっても児童生徒の命というのは統一に、第一に、公平に保護される設備を備えて使わせるべきだろうという私の考えですので、注釈としてつけ加えておきます。

このほかにも、旧萩野小学校の校舎とか体育館とか、泉田小学校の跡地とかとか、有効利用に関してはまだまだ大きな課題がありますけれども、今回通告しておりませんので別に答弁は要りませんが、今後は注視していきたいと見守っていききたいと思っております。

3点目に入りたいと思いますが、抽象的な表現で大変申しわけなかったんですが、総合的複合施設の構想についてというものです。非常に漠然としてよくわからないという声が聞こえてきそうですけれども、未来、これからですけれども、新庄市の行く末を考えた場合どうやって若者を定住させていこうかという重要な事案を考えた場合に必要となる構想ではないかなと思っております。

この案件は非常に経費がかかりまして、夢話じゃないかと思われるかもしれませんが、この時期に提案しておいて構想として皆様の頭に入れておいてもらえれば将来に備えられると思いますので、私今回提出させていただきます。

市内各所の市有施設は老朽化が始まっております。

今後の方向性どうしますかという話です。廃止するんですか、建てかえるんですか、改修しますか、統合しますかと。そういう決定を迫られる時期が到来します、間違いなく。さて、どうしていこうかという話であります。

現状維持で、言葉は悪いですがけれどもそのまままごまかしていくのかなと、それとも多大な経費をもう1回かけて同じ場所に同じ規模で建てかえ、大改修をして同じ管理費、同じ人件費を投入してもっていくのかなと。つまり、将来の住民、つまり子供たちにそのまま負の遺産、負の負担を強いて加算して積み上げて、そのままバトンを渡してしまうのかというのが私、非常に納得のいかないところがありまして、複合的なということで考えたんですけれども、総合的複合施設構想って何のことやらということになります。まずイメージしてもらえばいいんですけれども、新庄市内のどこか広大な敷地に子育てから老人、若者向けの施設、看護師の養成機関、これから市長が公約で挙げている看護師養成の関係機関、新しい県立新庄病院とかそういうものを全部地理的にリンクさせる、つなげていく、大きい敷地内で全部賄ってしまうという考えなんです。それが行政区画をつくって民間業者の商業的なスキルも入れて複合的な行政施設として使用すれば若者の定住促進に間違いなくつながると思います。

つまり、何もない新庄市ってよく聞かれる話でありまして、新庄行ったら何をして一日過ごせばいいのやという話が誰でも言うことなんですけれども、そういうのを払拭したい、当然払拭しなければいけないと思っております。

考察というか皆さん考えてもらいたい資料の一つが、この前新庄市の看護師養成機関の設置、どうするかということで数人の看護師さんにお伺いしたんです。

そうしたら、幾らその場所で看護師になって資格取得したとしても、新庄市に住む雪に對等

するような過大な施設がないと、例えば子育ての環境、健康娯楽温泉もそうです、医療関係もそうです。そうした施設が市になればそれは雪のリスクに負けてしまうでしょう。ということは資格とったって出ていきますよ、多分離れるでしょうという非常に重い回答を私、いただいきました。女性の定住を包含した施策が本末転倒になってしまうということです。

その辺考えてもらって、とにかく新庄にはすごい施設があって最上郡内全部で考えても新庄にはすごい施設があって、一日出かけても楽しんでこれるという環境メリットが必要かと思ひましてこのような質問をさせていただきました。

いろんな経費面でも圧縮されまして、毎年かかっている投入資源も圧縮されると思います。何より、住民の満足度というのが向上すると思いますので、やらなければ衰退というのはとまらないと思う事業だと思うんです、これをやらなければ。進んで生きていくか、とどまって老いていくかと、ちょっと下がって死んでしまうかという選択肢だと思うんです。

さっきも言いましたけれども、構想なくしていきなり事業というのはあり得ないと思いますので、今から新庄市の近未来のために施設の環境の充実策として構想を必要と考えますが、市のお考えを伺いたいと思います。

続きまして、最後は4番目ではありますが、道の駅の設置というものについてになります。過去にはほかの議員の方々からも提示されている。なおかつ、平成27年3月4日付で政策提案されております。このときは、6次産業化の取り組みの中に網羅された道の駅設置ということでした。

あわせて、きのう市長に行政報告いただきましてエコロジーガーデンのインフラ整備と絡めた道の駅の機能整備と検討課題と入っております。いろんなメニューがあるんでしょうけれども、先般山形県知事との情報交流の席がありま

した。新庄市から余り積極的に道の駅設置に関する意欲が感じられないねという言葉があったわけですね。これは一体どういうことかというわけなんです。再三にわたって各議員、いろんな提案、進言が生かされていないという現状なのではないでしょうか。

今後、高規格道路が延伸していきまして、一般道と連結する道の駅がいいのかとか高規格から直接行けるような道の駅にすればいいのかとか、今言ったようにエコロジーガーデンを利用した道の駅がいいのかとかいろんなメニューがあるかと思います。早目に協議の席、そして早目に交流の場につかなければならないんじゃないかと思っている次第です。今後市長の意気込みとその後の進展はどうなっているのか。エコロジーも絡めて結構ですので、具体的にお伺いしたいと思います。

以上、4点の事項に関する有益な答弁をお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 ささまざまな観点から御意見いただきました山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

農林関連業種の資格取得支援事業についての御質問であります。近年の農業機械の大型化に伴い、一部の農業機械で公道を走行するに当たっては大型特殊免許や牽引免許の取得が必要になってきている状況にあります。また、林業についても車両系林業機械を使う業務に従事する場合、所定の特別教育を受けることが義務づけられております。こうした資格、免許の取得に対する市の補助についてですが、基本的には公道を走行するための免許の取得に対する補助は現在考えておりません。

作業従事のための資格取得に関して、農林業者等のニーズがあれば他の事業と優先順位を勘

案しながら判断してまいります。

担当課に上の指示があれば変わるということ、直接私にあれば全て解決かということ、そういうことではありません。いろいろな状況判断をしながらその中で政策調整をしながら順番を決めていくという状況であります。

職員の、例えば不都合な点であるとかは、ほかにかわれないことについては早急に指示することはありますが、全体的なものはお金という非常に貴重な税金を扱わせていただいておりますので、これをバランスよく使うということが大きな私の役割でもあります。

基本的に個人の資格に関することは本人でやっていただくと、しかし、地域の産業等において必要であるということの判断があれば、そのとき考えていきたい。

その一環として、新庄は雪国でありますのでオペレーターを確保しなければいけないということで、業者でとらせたいというときには若干の補助をしていきたい。個人ではなく、会社を中心に。町村等においていろいろなやり方、考え方があられるかもしれません。実際には対象人数ということも大変大きく変わってきます。そうしたことも含めて考えているところです。

学校施設の安全性については教育長より答弁させていただきます。

総合的複合施設の構想についてということで、いろいろな将来人口減少などもあわせて地域の魅力としてつくってはということですが、施設に関しては市有施設約半数が建築後30年以上あるいは近くなっているということで、老朽が進んでいることも確かであります。今後施設の建てかえを検討していかなければなりません。が、地方公共団体の財政もますます厳しくなることが予想され、人口減少や少子高齢化により施設の利用需要も変化している。

このような問題に対応するため、本市では今年度公共施設等総合管理計画を策定することと

しており、この計画の中で市有施設の現状を整理するとともに、長期的な視点に立って、公共施設を計画的に管理活用するための方針を定める予定であります。

限られた財源の中で、公共施設サービスを維持していくためには、施設の長寿命化を図り複合化や多機能化により施設を有効に活用していくことが求められます。また、民間活力を生かした取り組みも全国各地で行われております。

本市では、今後市庁舎など拠点となる施設の建てかえも検討していかなければなりません。公共施設の再配置は、市民生活への影響が大きくまちづくりの重要な要素になりますので、今後市民の皆様の意見も伺いながら地域の活性化につながる施設整備構想を検討していかなければならないと考えております。

確かに、新庄市が財政が大変厳しい折になったことは他の新庄に訪れる新聞記者等の話ですと、公共施設が多過ぎるということが各記者から指摘されました。4万人程度でこれだけの施設があるということは信じられないということ。それは先人たちも苦しんできたところあります。それは新庄市の大きな役割を果たさなければいけないという地域性があったと考えております。

新庄市から県都山形までの間でこれだけの施設を有している市は確かにございません。最近ではふえつつありますが、これまでの経験を生かして他の市においてはそれらを複合的に建設していることはありますが、決して多くをふやそうとはしていません。この中での対応が新庄市で非常に大切であり、4ブロックの中の中心市であるというこのことの重みも大変あると思います。そのおかげによりさまざまな企業、あるいは出先機関もあり、そこが人口にも寄与しているということ。これは両面性を考えていかなければ。

いわゆる公共施設の再配置については市民生

活の影響が大変大きいということで、今後そうした視点に立って行政改革あるいはさまざまな役所内での検討の中での公共施設のあり方というものの、総合的な管理計画を立てながら進めていかなければならないと考えております。

また、新庄市の文化会館、歴史センター、図書館、市民プラザ、ゆめりあ、これだけの施設があると、本当になかなかないと思っています。これらをどのように今後生かしていくのかということも我々の課題だと考えております。

時代が非常に変わりますので、その当時必要だという市民の声がまた10年、20年たつと若い人たちはこの施設じゃなくてこの施設が欲しいと。常にその繰り返しになってくると思っています。それが負の遺産としていかに次代に残さずに整理するかと非常に難しい課題も残しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

次に、道の駅についての御質問であります。現在国は地方創生を拠点とするため今後計画されている3,000キロメートルの高速道路無料区間に道の駅を整備する方針を示しております。一方、県は山形県総合戦略を踏まえ山形道の駅ビジョン2020を策定し、県内における道の駅を現在の19駅から2020年代には30駅程度までふやし、観光や産業の振興を図る計画としております。

こうしたことから、本市におきましても昨年4月に山形県県土整備部の担当者を招いた検討会を実施したほか、登録権者である山形河川国道事務所の担当者と協議を行ってまいりました。加えて今年度は県内19の道の駅について現状の調査分析を行う予定を進めております。

議会初日の行政報告で申し上げました既存施設の有効利用という観点から、エコロジーガーデンにおける計画や全てを新規で計画する案もあわせて検討し、本来の道の駅の目的である道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することと、でき上がって

からの運営ということが一番大切と考えております。いわゆる流れ道の駅か、目的のある道の駅か、両方を備えたものかということが選択の要件になるのではないかと。

先ほど、知事が新庄市が積極的でないとおっしゃったということでございますが、米沢では当初5億円で計画の予定でしたが、国のゲートウェイ方式で20億円まで振り込んだということで負担金が5億円ふえて10億円だということで非常に財政が苦しいという状況もございます。

そうした最後は、全然私もしてこなかったわけじゃなくて4年前に東北地方整備局に行きまして、道の駅について詳しく聞いてまいりました。全国市長会のときも、国土交通省の皆さんとの交流会の中でいつでも相談に乗りますという話はいただいております。

しかし、最後は決め手は運営です。あればいいのかと。ただあればそこからは維持費しか出てきません。この運営ということが今全国の約1,000ある道の駅で2割程度しか運営費を稼ぎ出しておりません。あとはとんとん、あるいはマイナスです。

有名になった道の駅を皆さんが視察に行きます。それは大変な苦勞をし、特徴もつけております。バックグラウンドにすごい集客能力があるような道の駅であったり、あるいは海産物等のさまざまな形の人通りのあるところにその道の駅があったり、そういうポジションとつくればつくつただけ維持費がかかっていくということも調べているところであります。

そうした意味で、先ほど申し上げた流れの中にある道の駅を選択するのか、そこに行ってみたいという目的の道の駅にするのか、それを合わせたような道の駅にするのか。結論はもう少しかかるかと思いますが、決して諦めているわけでありませんので、御理解いただきたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 学校施設の安全性について私からお答えいたします。

萩野学園のグラウンド施設は、立地条件及び校舎の配置関係により野球やサッカーがそれぞれ使用できるよう設定しております。野球用としては両翼86メートルを確保し、高さ8.3メートル、長さ14メートルのバックネットとその両側に打者のファウルチップを想定した高さ8メートル、長さ30メートルの防球ネットをそれぞれ設置しておりますまた、サッカー用として105メートル掛ける68メートルのサッカーコート1面が設置できる設計になっており、グラウンド南側の県道及び東西の市道までそれぞれ20メートルから30メートルくらいの緩衝地帯を設けることにより安全対策としておりました。

しかし、部活動などで野球とサッカーを同時に使用する場合など、活動状況や活動エリアによっては道路側にボールが飛んでいくこともあると考えられます。また、設計段階では見えてこない危険要因となり得る点が実際に使用することで明らかとなることもあると思います。

そのような場合を含め、市内全小中学校のいずれの場合にありましても機会を逃すことのないよう迅速に、施設設備の利用方法や子供たちに対する危険回避の指導はもとより、各学校施設の現状を検証し安全策の強化を図ることで、子供たちの安全につながるよう教職員とともに安全な学校づくりを考えて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） 市長答弁と教育長答弁ありがとうございました。再質問させていただ

きますが、まず1番目の資格取得の支援事業、取り組み意欲というのがいまいち考えていただけないというか、今後検討されていけないのかなという感じを受けました。

でも、私が当初電話で新庄市はどうなんだとお伺いしたところ、そのときはどうも感じていたのが町村へのおごりというのがあるんじゃないかとしておりました。おごりというのは市として規模が違うんだよとか商工農業に関する器が違うんだよとか財政規模が違うんだよとか、うちのほうが偉いんだぞという気分を持っているんじゃないかという感じを受けたわけです。

なぜかという、こういう取り組みが非常にいいねといってもそれは町村だからというような、軽く流されたような気がありまして、実際はそうじゃないのかもしれないけれども、そうなりますとおくれをとるのは間違いないと思います。別に今市でちょっと人口が多いから市だなんていったって、そのうち絶対町村と変わらなくなるというのは見えていますし、早目にそれは事業として取り組まないと進んでいけないと思います。原課にお伺いしますが、他町村の事業内容のパフレット、要綱とかをごらんになりましたか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 まず初めに言っておきますが決して町村におごっているということはありませんので、そんな気持ちは一切ないということをお伝えしておきたいと思います。

そして、端を発したのがたしか大蔵村の農作業安全緊急対策支援事業、いわゆる秋の農作業でトラクターが転倒してコンバインが台車から落ちて事故が起きたということから端を発したというお話をお伺いしております。当時、平成27年度3月の要綱等目を通しております。また、28年度に入ってはありとあらゆる資格、学校の教員免許でも保育士の資格でも、ありとあらゆる

る資格に対して経費の2分の1または10万円を助成するということを発足したという、これは口頭ですが、そのような内容をお聞きしたところであります。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） ごらんになったということで、それを見て、私はこのパンフレットを見たときにまさかこれ新庄だってあるだろうと。どう見ても、私もおごりがあっていうのかわかりませんが、町村であるのに市にないわけないと捉えておりました。それでないと聞いたものですから、びっくりしたということです。

確かに齋藤課長おっしゃったように、これは町村全部統一みたいだったんですけれども、これだけの量の資格取得のメニューがあります。これからの子供たちを考えれば、就職するときに資格を取るのに少しでも、市のいろいろな条件があるんですけれども、市として資格に対する補助ぐらいはやるのが市内企業に就職してこっちに帰ってきたいという若者の定住にもつながると思います。

これは最後、私の意見でございしますが、とにかくこういうのはやるべきだと私は考えておりますので、財政どうのこうの確かにあると思います。財政事情はよくわかっておりますので、いろいろな意味でぜひともやっていただきたいと思います。

これは旬なものですから、免許取得というのは年月が余りたつと取るのを逃してしまいます。企業でも就職時期、春が一番免許を取る時期だと思いますし、実際今こういう事業に着手しても春に取った人、全部対象にしなきゃならん、遑及させないと効果がない事業だと思いますので、こんな事業はやれないよという気持ちじゃなくて向かっていこうかという気持ちが欲しいと思います。

さっき、第1問の質問はそんなことでいいん

ですけれども、教育長答弁で、何度も言いますけれども、児童生徒の生命の安全確保という大命題があるわけなんです。猶予がないんですよ。さっきも言いましたが、よしネット張らなきゃだめだったななんて、それはもう通らない、あのとき言ったでしょうと、あのとき早急にしなきゃだめですよということを言ったじゃないですかという話で言った言わない、さっきの体育館の結露と同じ問題になりますよね。設計とか計画施工の流れをプロである行政マン、設計者が見抜けなかったというのが、これを私責めているんじゃないですよ、不備に関しては早急に対処しましょう、対処してくださいというごく当たり前のことをお願いしているだけであります。これも発言通告外ですので聞き流していただいて結構ですけれども、沼田小学校の事例もあるわけですよね。水道水が飲めない、水筒持参、水筒忘れた、夕方まで子供が水を飲めない。なぜそれ早急に対処しないのかと、そういうことなんです。

このことはさっきも言いました。通告外なので、議長の許可がなければ答弁要りませんけれども、とにかくフェンスです。限定しますけれども、フェンスの施工、期限、いつごろまでつけてもらえるのかと。予算がないのであれば既決予算を使ってください。もしくは補正つけてください。どうですか。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 今の山科議員の趣旨はとても理解しております。

既に学校側とも意見交換をしております、校長先生からも情報を得ているところであります。

しかしながら、先ほど申し述べられましたように東西の市道と県道という3方がございます

ので、それぞれ学校環境が少し特性が違います。したがって、同じ球技の中でも20メートルから30メートルの緩衝地帯がありながらも転がり方とか飛び方が違ってこようかと思いたすので、その辺を吟味しながら、先ほど教育長からありましたように機会を逃すことのないようなるべく早目に一つ一つできるところからと考えております。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） 待ったなしだと私は思っておりますので、手配のことをお願いいたします。

3番目は総合的複合施設に関してですけれども、その答弁、確かに私は理想論を言っているかもしれませんが、財政的な問題もあります。

県立新庄病院とか看護師養成機関という構想がせっかく持ち上がっているこの時期でありますので、別に一から全然ないところからその構想をやれというなら確かにちょっとねという足踏みはあるんでしょうけれども、今後県立新庄病院、看護師養成機関という構想に同時並行で乗っけてやってそこに大きな、どうせつくるのであれば活断層の上につくることはもうないと思いますので、また新たにどこか大きい敷地が必要になるかと思いたす。その辺を全部網羅して1つの行政区画をつくって、利便性のいい地域新庄にしてもらいたすと思いたす。

事例がありまして、岩手県紫波町にオガールプラザとって非常にもしろい施設がありまして去年視察へ行ってきました。ここのコンセプトがすごいのは、役所の庁舎がありまして、そこに図書館から農産物の直売所とか演奏ルーム、図書館の上に演奏ルームあるんですよ。診療所もあります、民間ですけれども。何よりも、居酒屋あるんですよ。居酒屋が入っています。近くにはグラウンドもあって体育施設も全部そろっている。1つの区画になっている。役所も

あり、ビジネスホテルもあります。これもそんなに大きいものじゃない。コンパクトにまとまっていて非常に使い勝手のいい施設でありました。

こういう構想で私は今回言わせてもらっているんですけども、できないことないよと思いたす。市の力量範囲といいますか、市長さっきおっしゃいましたけれども、全体の予算を考えての配分が必要なのでなかなか大変だと思いたす。市の力量範囲といいますか、市長さっきおっしゃいましたけれども、こういうをつくるのであれば市債ふえても市民がこれからの若者が文句を言うかなと考えた場合、だから年寄りの考えて物を考えるのではなくて今後の子供の考えて物を思ってもらって、負ではなくてプラスの負債といいますか、おかしいですけども、プラスの負債をしょってね。それはいいですよというのが若者だと思いたす。今、もうこんなのやったら金かかるからってとめてとめてとめて、あと若者に渡したら、おまえら何とかしろよと言われても多分できないと思いたす。今やっておかないと。だから、構想は今のうちに練っていてくださるよにといたすをお願いしたんです。

現実的にこれが本当に必要かと思いたすけれども、市の力量といたすのを考えてもらって、今後こういう構想に向かいていく意欲があるかどうかをお聞きたすと思いたす。お願いいたします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 財政の関係が非常に強い御質問でございますので、財政課としてお答えいたします。

先ほど市長答弁の中に施設総合管理計画を新たに作成するというお話がございました。管理計画の一つの原則としまして新規の設備は原則として行わないということ、それから施設の更新もしくは建てかえにつきましては複合施設と

すること、それから施設の総量を抑制していくと、将来のことを考えてそういう形で計画を立てることが大前提になっております。

今の議員のお話ですと、いわゆる抑制型ではなくて先行投資でやるべきものやしていきたいというお話でございます。我々としても今までの財政の中では非常に厳しいものがございました。ただ、状況的には財政指数も幾分改善しておりますので、そういう中で将来に向かって維持可能な投資可能な部分については積極的に投資していくべきだろうという時期に来ているのではないかと考えております。

ただ、施設の建築に当たっては非常に大規模な財源が必要でございますし、将来的な維持管理費用も精査しないとなかなか難しい部分はございますので、財政研究している山科議員からの御質問でございますので財政状況を確認しながらの御質問かと思っておりますので、そういう現実では非常に貴重なものだと思っておりますので、そういうことを受けながら1つの合策、もしくは複合化へ向けて効率的にさらに市民のためになるような施設をつくっていきたいと考えております。

以上です。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） 財政課長と私の考え、同じだということで安心しました。あとはやる気の問題かと思えます。今言っていた条件が新規事業をやらないと、複合的にしようともう一つありましたね。それは非常に私が言った条件に合っているんだろうなと今私は捉えましたので、今後よろしくお願ひしたいと思えます。

よろしくと、非常に抽象的なお願いですけども、構想ですから構想は持っていただきたいと思います。

あとは4番目の道の駅に関してですが、欲目

に聞いてもほかの議員の方もちょっと積極性がないなと捉えたんじゃないかなと思いますが、逆に運営面でこれから恐らく収支のバランスを言っているんだと思いますけれども、収支バランスがとれないだろうと考えれば、地域の住民として道の駅が本当に必要かを問いただすというか1回バックして、我々だけが熱くなって道の駅と言ってもだめなので、例えばエコロジーガーデンのところにつくるのであれば、近隣の北辰小学校学区の地域住民の方々から意見をいただくとかこういう施設をここに持ってきてほしいけれどもという話で、だからこういう運動をしてもらえないかと、逆に住民に運動を持ちかけるような考えはございませんか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほど答弁させていただいた中にもあったんですけども、道の駅の基本構想であり基本計画なりという立案作業というのをなるべく早くやらなければと思っております。御指摘の部分についてもその中でいろいろ検討していく中身だろうと思っております。

現在、先ほどの答弁にもありましたとおり、19になりました道の駅の今の状況について調べております。情勢、状況全ての分析をした上で先ほど言いました委員会での資料として提示し、その中で検討してまいりたいと考えております。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） 恐らく、道の駅は地元の利益のためということが第一だと思いますので、地元でしっかり立案の段階からでも協議会でも何でも開いていろいろな意見を吸い上げてこのような協力をしてもらいたいと。嫌だとは言わないと思えますので、住民の方が必要であると思うのであれば、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

まとめますけれども、とにかく私の、基本的

には学校に関することは何回も言いますけれども児童生徒の命に関することでありまして、ほか求めるものは住民の利益になることです。それは足踏みすることではなく積極的に各課で行っていただきたいと思っております。

特に、事業のスピード化、各課が財政面で予算要求しても却下されたとかできなかったという声が出ないように、例えば予算の復活要件なんかばんばんやって財政課とけんかするつもりでいろいろな予算をつけてくれよという話を何回も持って行って、やる気のある積極的な事業の展開をしていただきたいと思います。

先般、文教委員会で沼田小の視察に行ったときに下山議員からこの状態を放置したのは行政の不作为だと叱咤激励、激励は入らないかもしれない叱咤がありました。私はこれは正当な話だと思います。そういうことを言われないように、また同じことを繰り返さないように、激務の中大変でしょうけれども、肝に銘じて今後進んでいただきたいと思います。とにかく優先順位第1位で学校関係の執行をお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

清水清秋議長 次に、叶内恵子君。

(2番叶内恵子議員登壇)

2番(叶内恵子議員) 議席番号2番叶内恵子

でございます。ただいまより一般質問させていただきます。

質問させていただく内容が自分がこうだったら新庄が活性化していくんじゃないかと思う方向で質問をいろいろ考えてきたんですが、いろいろ落ち度があるかとは思いますが、よろしく願いいたします。

一番最初に、中心市街地活性化についてという題材で質問させていただきます。

1990年代に入ってから日本全国の地方都市では郊外化が進むようになり、中心市街地の衰退や空洞化が目立つようになってきました。平成10年、これらを是正することを目的として中心市街地における整備改善及び商業等の活性化の一体化推進に関する法律が制定され、中心市街地活性化策の目玉としてTMO構想が導入されました。

全国の地方都市同様、新庄市においても居住人口の減少に加え空き店舗の増加などの商業機能の劣化があらわれ始め、中心市街地の衰退が顕著になってきたことにより、新庄市の将来を見据え最上地域を支える中心都市としての再生を目標に掲げ、平成12年、新庄TCM株式会社は設立されました。

設立当時出資者と役員を一般公募し一般市民が出資者となったこのまちづくり会社は、日本において先進例として大変注目されました。また、このまちづくり会社の誕生は多くの市民にとっても中心市街地活性化の役割を担う存在として大きな期待が寄せられていたことがうかがえます。新庄市の移り変わりを、新庄TCM株式会社が設立された平成12年当時と現在を少し比較してみたいと思います。

人口動態を見ますと、平成12年は一つのターニングポイントになっていることがわかります。平成元年当時4万2,929人あった人口は、平成12年で767人、年間当たり約64人が減少していることがわかります。減少した人口数を年間当

たりにしてみるとそんなに減っているのかと改めて衝撃を受けたのですが。平成12年を境にして一層加速度をつけて減少していることがわかりました。そして、平成28年3月現在で3万6,833人となっています。平成12年以降の16年間で5,300人、毎年約330人がまちから流出していると言えると思いました。冷静に考えてみると、1つの町が消滅したといってもいい規模で人口減少が進んでいることに衝撃を受けました。

また、毎年国税庁が7月に発表する財政評価基準、いわゆる路線価がありますが、路線価が適用されている新庄市内の道路の中で一番価格の高い路線は新庄駅前通りの山交観光のところから曙町方向へ左折する交差点までとなっていますが、平成12年の路線価は1平方メートル当たり13万円でした。平米単価だとイメージしづらいと思うので坪単価に換算すると42万9,752円でした。平成28年路線価の評価発表はこれからですので、平成27年の路線価ですと1平方メートル当たり3万2,000円、坪単価に換算すると12万8,925円と、平成12年と比較すると実に新庄市内で一番高いエリアとして考えられるところの価値が実に3分の1以下に下落していることがわかりました。

また、山形県では交通省の交通センサスに基づいて5年ごとに道路交通量調査を行っています。新庄市内の調査ポイントに新庄停車場線があります。発表されている調査年度の中で平成12年度に一番近い調査年度が平成11年でしたので、平成11年の新庄停車場線の自動車類の日中12時間の交通量を見てみますと8,675台でした。平成27年の調査結果は今後9月に発表となることから、直近の調査結果である平成22年では6,199台と伸び率が0.1とまた下落をしていることがわかり、これらのデータを見るにつけ、まちが衰退しているということをあらわしているのではないだろうかと思います。

これらのデータを比較してみたところで、日

本全体が人口減少社会となっているから仕方ないと思う方もあるかもしれませんが、このままでは遅かれ早かれ本当に消滅都市になってしまうのではないだろうかと考えてしまいます。このまま、人口減少に歯どめがかからず衰退の一途をたどるしかないのでしょうか。

また、違うデータで全国人口増減率ランキング2015というデータがありました。平成27年1月1日現在の住民基本台帳に基づくデータによる自治体別の人口増減ランキングなのですが、このデータの特徴は人口増減を数であらわしてしまうと東京23区を初めとする大都市がどうしても上位20位に当然ランクしてしまうということで、比較的規模の小さい自治体で人口がふえている団体を見える化するということを目的にして、増減数ではなく増減率であらわしたデータでした。

このデータによると、人口3桁の4つの自治体が全国トップテンにランクインしていることがわかりました。この4団体はいずれも人口減少の激しい離島ですが、これらの離島の自治体の人口増減を促す取り組みに学ぶべきものがたくさんあるのではないかと考えています。

また、トップテンの中に新庄市のように豪雪地帯で人口をふやしている自治体はどこかないだろうかという思いで見えていましたら、北海道ニセコ町がありました。

ニセコ町の取り組みについては御存じの方も多いとは思いますが、昔は保養温泉地のスキー場だったニセコ町は、今やウインターリゾートのメッカとしてのイメージがすぐに浮かびます。もとは北海道の中で特別豪雪地帯と指定され、冬の生活環境が激しく経済活動も停滞しがちな地域でした。北海道においても人口の札幌市への一極集中が進み、地方都市や郡部では過疎化が進行し、雇用人口事業所数、産業生産額の減少に歯どめがかからず地域経済は低迷をたどっています。

しかし、こうした状況の中、ニセコ町では平成12年以降から移住者の増大などで人口微増に転じています。平成12年4,553人、平成17年4,669人、平成22年4,827人、平成27年には4,983人となり昭和50年の人口水準まで増加していることがわかりました。

ニセコ町への交通の利便は決してよいわけではなく、札幌圏のベッドタウンとなる要因も少なく、企業が進出したわけでもありません。それでは、ニセコ町の人口増加の原因は何なのだろうかと、これはニセコ町が情報共有による住民主体のまちづくり、地域づくりに取り組んできたことによるということがわかりました。この取り組みが住民の主体的な活動の広がりを促し地域経済に大きな影響を与えています。

そして、このニセコ町の取り組みの中で地域活性化の歯車の役割を担っている団体に、株式会社ニセコリゾート観光協会がありました。もともとは、任意団体で事業と財源の大半を行政依存していた観光協会であったものを抜本的な見直しを図り、行政が50%、町民が50%出資し、平成15年9月に設立された第三セクター方式の株式会社でした。収益に直結する積極的な事業展開を推進し、自治体の境界の枠を超えて近隣7町村全体を、広域な視点によってまだ生かし切れていない地域の潜在力をビジネスの目から多面的に利用し、地域全体の活性化を図る役割を担っていました。

社会的な経済情勢の変化の中にありますが、平成21年度にニセコ町が策定した観光振興計画では計画終了年度を平成30年度とした各種目標数値の中に、日帰り観光客数を年間130万人、宿泊数を70万泊に設定していました。平成27年年間日帰り観光客数は130万8,232人、宿泊数は64万6,301人となっていました。この数字に驚くと同時に、さらにさらに戦略を練って絶えず地域の可能性を引き出していく小さな町の取り組みに、地方の活性化は可能なんだという希望

を持つ思いになりました。

ニセコ町の事例だけでなく、ほかの地域においても法人化したまちづくり会社が地域活性化を図る歯車として活躍している事例を見るにつけ、私たちのまちにもまちづくり会社があるということに思いが至りました。

平成12年設立当時より一層加速度をつけて、刻々と変化する時代の流れのなかであるからこそ、公平を重視しなければならない行政であるパブリックと、行政の枠に縛られることがないリスクを負いながら自分の判断で資本を投下しながら利益を上げていくことのできるパブリックマインドを持ったまちづくり会社が相互に協力し合うことによって、市民企業行政との共同体体制をつくっていくことを可能にし、このまちの活性化につなげていくことができるのではないかと考えるようになりました。

新庄TCM株式会社設立の意義、目的・目標を見ると、その機能を十分に発揮することができるならばコンベンションビューローとしての役割もスポーツコミッションとしての役割も担うことができ、かつ事業収益を上げ、その事業収益をまちに再投資できる存在であると思いました。

現在も機織り長屋の維持、まちなか雛めぐり、まちなか学校など地域活性化のための事業を継続しています。しかし、これからの将来に向けてさらにパワーアップした取り組みが必要ではないかと思うのです。まだ機能発揮できる存在であると思うのでした。

人口減少の局面に入り、都市が縮小しながら成熟していくという現代人がいまだ経験したことのない日本社会の中にあって、どう課題解決とプロセスを組んでいったらいいのか。行政である公は何をどうやって行っていったらいいのか。民は何を担っていったらいいのか。そして公と民は何をどう連携していったらいいのか、そういった模索をするためにも、新庄TCM株

式会社は地域経営という観点からタウンマネジメント機能の新庄市の活性化のための歯車として有効に活用できるのではないかと考えます。

これまでも、新庄市が新庄T C M株式会社の事業に対して協力をしてきたことは理解しているつもりです。新庄T C M株式会社が法人みずからが組織の見直しを行い、不断の努力を継続していくことはもちろんですが、行政が第三セクターである法人運営や経営改善に関与している事例もあることから、将来に向けて新庄T C M株式会社が新庄市の地域振興の使命を達成していくためにも人的な支援などに関与する方向も含めて模索をすることはできないでしょうか。市としての考えを伺いたいと思います。

次に、新庄市まちづくり総合計画後期5カ年基本計画について質問させていただきます。

新庄市まちづくり総合計画前期5カ年基本計画に引き続き、後期5カ年基本計画についても基本目標である活力とにぎわいのあるまちづくりを実現するための施策2において、目標指標とする指標項目が前期計画の商品販売額と商店街の利用率から、後期計画では新規空き店舗への出店数と卸・小売業の従業員数に変わっています。

昨年あたりから、駅前通り商店街を見ただけでも営業していた店舗の閉店だけにとどまらず建物を解体し更地にする動きが出てきました。また、5月に入ってから私の事務所の近隣店舗の解体も始まり、あっという間に更地となっていました。

建物の所有者は、まちなかの経済活動がそれなりに活発であれば自分は商売をやめるにしても、借り手があれば建物をメンテナンスして賃貸に出すことも考えるのですが、なかなか借り手が見つからないという現実と借り手が賃料として求める価格と所有者が建物の維持管理にかかる費用の乖離が埋まらず、余力があるうちに解体しておこうというのが今の現状ではないか

と思います。

今後、空き店舗どころかますます空き地がふえていってしまうのではないだろうかと思ってしまいます。活力とにぎわいのあるまちを実現するためには、民間投資を呼び込むことができるような魅力のある市街地の形成も一つの要因であるのではないかと思います。

平成26年から新庄市都市マスタープランの見直し事業が始まっています。これまでのプランの立て方では限界に来ているということ、多くの人が薄々感じていることも事実だと思いますので、このマスタープランの見直しに期待をしているところですが、後期基本計画において目標指標の項目を変更することになったのは、新庄市の現状と平成26年から開始されている都市マスタープランの見直しを行う過程によって都市構造が把握され始め、問題と課題が明確となったためであるのではないかと推察しているのですが、基本方針である中心市街地における商業機能の維持と活性化を図るための施策展開として、これからの市民生活に必要とされる商業機能を十分に考慮してその充実を図るとともに、市民が交流しコミュニケーションがとれる場としての商店街の存在を再確認し、新規出店支援や交流の促進を進めながら市民に親しまれる商店街の再生を目指しますとありますが、これからの市民生活に必要とされる商業機能とはどのようなものであると位置づけているのか具体的にお答えいただければと思います。

また、施策3の年間観光客数の目標指数が前期基本計画の120万人より大幅に見直され、250万人となっています。この目標値を実現することは本市全体への経済的波及効果が期待されます。この目標値の実現には新庄市としての特色ある活用すべき地域資源を洗い出し、活用の方角性を打ち出していくことが必要不可欠であると考えます。

交流人口をふやすにはマグネットとなる場所

の創造であったり、その場所が醸し出す空間であったりそれらの空間で味わう食であったり、そのアプローチの方法はさまざまな手段が用いられると思います。本市において本市に備わるさまざまな地域資源の中からマグネットとなり得るであろう活用すべき地域資源の抽出、洗い出しについて前期基本計画を含めはや5年が経過していますが、現段階ではどの程度進捗し、またどのようなものが具体的に上がってきているのか。また、それらの活用によって本市に当たり影響をどう考察しているのかも含めてお答えいただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

中心市街地の活性化についてTMOさらにはTCMの第三セクター的な活躍ができないかと。ニセコの事例なども取り入れながらの御質問でありました。

新庄TCMの事業に対しましては、人的支援についての御質問であり、新庄TCM株式会社は中心市街地活性化のために各種事業を行って、市でもそのような中心市街地活性化事業に対し補助金やイベントなどでの人的支援を行っております。今後、新庄TCM株式会社は新たに中心市街地活性化のための事業の計画、実施する場合には市としてもそうした事業への実施協力という形で担当職員による支援を行ってまいりたいと考えておりますが、現段階での新庄TCM株式会社への直接的な職員の派遣や出向などは考えていないところであります。

5月30日に、新庄TCM株式会社で新庄まつりあんこパイというものを1箱つくりまして、1箱じゃないんですけれども、ゆめりあと新庄アーデンゴルフ倶楽部とニューグランドホテル、

3カ所でお土産用として販売したいということで、あんこパイは実は新潟でつくっているんですけれども、あんこは新庄の人が提供しているということで、TCMの新たな動きなのかなと思っております。そうした活動に対しては積極的に支援しなければいけないと思っているところであります。

次に、TCMの件につきまして、どうしてもあれを動かすとなると最大の課題は人材です。やはり、チャンスがあれば公募するなり、これを経営してみたいという人がいれば、そういう考え方も一つとしては可能なのかなと思うんですけれども。直接的に支援が今できるとは思っていません。それなりの人材、会社経営をできる方ということが必要で、今会社がある、担当している商工会議所等との話し合い、あるいは向こうからの人材要請、そうしたことがベースとして出てくるのかなと思っているところであります。

それから、まちづくり総合計画、中心市街地の商業機能のということではありますが、確かに本市において駐車場完備した郊外大規模店、来客が増加傾向にありますということで、だから身近な商業機能を維持していく、重要な課題だと思っております。

空き店舗を活用した創業支援の継続強化を図ることが必要と考えております。これからの市民生活、商業機能としては市民が交流しコミュニケーションができる場であると位置づけると、そのための創業等の支援員の充実やイベントなどを通して交流の促進を進める。市民に親しまれる中心市街地づくりを目指していきたいと思っております。

今後は魅力ある個店や商店が持つ回遊性なども商業機能として位置づけております。かむてんを使った形でのまちなか回遊を始めようと挑戦を始めようとしているところです。

さらには新庄まちづくり総合計画後期計画の

中でのマグネットではありますが、生産物、自然や食、農林業、特色ある既存の資源洗い出しということでありますが、これまで味覚まつり、そばまつり、登録文化エコロジーガーデン、新庄フィルムコミッションによるテレビ映画等のロケ誘致、新庄の自然がますます見直されているところでもあります。さらに、昨年から実施している雪国ワンダーランドなどはこれまで厄介者扱いされてきた雪を活用した余暇活動の場所を提供、国内外から交流人口の拡大を努めていきたいと思っています。

基本的に、叶内市議の質問の中に人口減少のことがうたわれているわけですが、国勢調査では平成22年から27年で約6,000人、金山町1つがなくなったという状況にあります。

この背景にはなぜかということがありますけれども、若者若年層がこの地域を離れていくと。その主な要因は高学歴社会であるということ、専門に学んだものはこの地域に帰ってきて生かせるものが少ないというのがアンケートなどから大きく出てきているわけでありです。

それを補うために、地域における高等教育機関を設置すべき看護師養成校を今8市町村で全力を挙げて設置したいと。課題も見えてきているわけですが、事前視察に行った報告を見ますと、御坊市では確かに魅力的な看護師学校、さらにはまちの中にあることによってまちのにぎわいが非常に高まっているということで、市民の期待が集まっているという報告をいただいているわけです。

そうした人口減少社会に対する政策としてはそういう手を打っているところでもあります。さらにはまちの中とエコロジーガーデンなどとのコラボレーションをどう図るかということで、今文化庁と今後協議していく建物の診断とランドスケープ、歴史まち文化保存事業という国土交通省の補助事業があるわけですが、エコロジーガーデンから始まってまちの中を回遊

して戻る、それ全体を国土交通省の歴史まち文化保存事業として指定してもらえないかということで今担当と話している。そういうことでまちの交流をふやしていきたい、それが1つの商業機能とのコラボができればいいなということで、まちの中のそうした資本をどう取り上げていくかというのは今後さらなる調査が必要だと思っています。

さらには、新庄まつりによる交流人口の拡大などを今後ともししていきたいし、これまで果たしてきた新庄まつりの役割は若者が新庄に帰ってきたい大きな理由の一つに挙げている方も多いです。先日、ある会社の社長さんが仙台出身の方が山形大学を出て新庄まつりに参加したということ。たまたま参加して自分の仕事がある、会社があるので、新庄まつりに参加したいので新庄に就職したいという方も実際には先日お話を聞いてきたところです。さらには、若者が今取り組んでいるのがキトキトマルシェですが、あそこはやはり今後次代をつくる若者の拠点になっていくのではないかとということで、それを中心にして市全体が交流活動をしてということで、市内の皆さんから見れば商店街から見れば郊外にあるという考え方になるかもしれませんが、新庄市のまちづくりそのものはかなりコンパクトにでき上がっていると私は思っています。回遊性は今後の2次交通の政策研究を今やっているわけですが、市内とそうしたところの2次交通のあり方、そうしたものの政策研究所の中で研究してもらっているところでもあります。

そうしたマグネットとなるものという場合は、行政もそうですが、それぞれの個店において長椅子を出すであるとかコミュニケーションの場をそこでとるか、本当に商業機能としての基本はそこにあるのではないかと私は思っております。

何といいましても、新庄は雪国ということで

車でもなければ生活できない、昔とは違う時代になっているということ。あとは多くの人が働いている工業団地が郊外にあるということも含めて全体的なまちづくり、商店街を中心としたところにどういうふうに回遊させるかということに担当の課も苦労していることであります。

しかし、今かむてんとかそうしたものを使いながら回遊性のある商業地域にしたいと、あるいは100円商店街、あるいはそばまつり、味覚まつり、そうしたものを結びながら元気なまちづくりに進めていきたいと思います。

いろいろまた御意見があるかと思しますので、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 市長、丁寧な答弁ありがとうございました。

T C Mはやはり市が当時幾ら出資したとはいえ、株式会社であるということから経営に關しての関与がなかなか難しいということは私も理解はしているんですけども、なかなかその中で今市の行政の職員の方も随分電通などに派遣をされたり、外での仕組みというかマーケティングしていく仕組みだったりコマーシャルを打っていく仕組みだったり、そういうのを学ばれている方も若手の中にいて、そういったアイデアのある人と考えていけたらおもしろい化学反応が起きてくるのではないかなと思ったのが始まりにあって、今回質問を結局させていただくことになりました。

ただ、今おっしゃったようにT C M本体からこういった支援をとという相談があった場合、随時まず聞きますよということだと理解しましたので、それを聞けてうれしく思いました。

市長が言いました歴まち法なんですけど、どういふものなのか少し詳しくかいつまんででもいいので教えていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいま御質問の中にありました歴史まちづくり法というのは、かいつまんで申し上げますと我が国のまちには城や神社歴史仏閣などの歴史を価値の高い建造物、またその周辺に町家とか武家屋敷など歴史的な建造物が残されているということで、また工芸品の製造や販売、祭礼行事、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれる、そんなものの風情を残してくるところがありますよと。そうしたところを維持管理に多くの費用と手間がかかることや担い手不足が上がっていることのもとから、このような良好な市街地の歴史的な風致を維持向上させ、後世に継承させるためにつくられたものでございまして、そういった歴史的な町並みを生かしていこうという趣旨になっている法律でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 現在、その歴まち法を活用してまちの活性化というか、まちづくりにつなげている他自治体の事例など何かありますでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 全国的にも、私の持っている資料の中では53カ所とあるんですが、山形県では鶴岡市さんなどが該当しているようです。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 鶴岡にもやはり本間家の歴史とか街をたまに行くと中心のところがとても雰囲気がよくて歩きたいなと思う気持ちによそから来た人が非常になるので、それでいいという言い方は変ですけども、そういう雰囲気をつくっていくことがすごく必要ではないかなと。

せっかく、駅前通り、これから南本町のところも歩道が融雪歩道になって冬も歩きやすい状況になるかと思うので、そういったまちづくりを大きく画一的にしていこうというのはすごく魅力的な構想だなと思っていました。

最近、私の事務所の向かいに赤いれんがの建物が表に出てきて、テナントを壊したためになんですけれども、あれが出てきて、仕事をしていると、多分乗りかえのお客さん、どこかに行くための、皆さん歩いてきておおって言って見上げて必ず写真を撮っていくという姿をよく見るようになって、こういうのを活用できるようになったらすごくいいだろうなと。ただ見るだけじゃなくそこも使えるような活用になっていったらすごくいいだろうなと思っています。

それは歴まち法をすることで活用できていく方向に道筋ができていくのであればすごくいいなと思うんですが、そういう方向に歴まち法が使えるということなんでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 今、叶内議員からは単体の個店1戸御紹介いただきましたけれども、全体的な風致をさまざま研究していくことが大事かと思っておりますので、そうした歴史的な物件があるということは一つ大きな差になるんだろうなと感じております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ちょっと質問の内容自体をどう聞く、難しくなってしまうして自分もまず済みません。歴まち法というのを聞くことができて今すごいなと思っておりますので、今後もし一緒に協力できたらという言い方も変ですけれども、見守りつつ一緒に研さんができていったらいいなと思っています。時間がまだ残していますが、以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

次回は6日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時34分 散会

平成28年6月定例会会議録（第3号）

平成28年6月6日 月曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清 秋 副議長 石 川 正 志

出席議員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	叶 内 恵 子	議員
3 番	星 川 豊	議員	4 番	小 関 淳	議員
5 番	山 科 正 仁	議員	6 番	佐 藤 卓 也	議員
7 番	今 田 浩 徳	議員	8 番	清 水 清 秋	議員
9 番	遠 藤 敏 信	議員	10 番	奥 山 省 三	議員
11 番	小 野 周 一	議員	12 番	高 橋 富 美 子	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	新 田 道 尋	議員
15 番	森 儀 一	議員	16 番	石 川 正 志	議員
17 番	小 嶋 富 弥	議員	18 番	佐 藤 義 一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	小 野 茂 雄
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	田 宮 真 人
市 民 課 長	加 藤 美 喜 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	佐 藤 信 行
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	井 上 章
健 康 課 長	小 松 孝	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	渡 辺 安 志	都 市 整 備 課 長	土 田 政 治
上 下 水 道 課 長	松 坂 聡 士	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	伊 藤 洋 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	荒 川 正 一	学 校 教 育 課 長	齊 藤 民 義
社 会 教 育 課 長	関 宏 之	監 査 委 員	大 場 隆 司
監 査 委 員 長 監 事 務 局 員 長	高 山 学	選 挙 管 理 委 員 会 長	矢 作 勝 彦

選挙管理委員会
事務局 局長

滝口英憲

農業委員会
事務局 局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長 森 隆 志
主 査 沼 澤 和 也

総務主査 三 原 恵
主 査 早 坂 和 弥

議事日程（第3号）

平成28年6月6日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1 番 今 田 浩 徳 議員

2 番 小 嶋 富 弥 議員

3 番 佐 藤 悦 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のほか

日程第 2 星川 豊議員に対する懲罰の件

平成２８年６月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
１	今 田 浩 徳	１．次世代に誇れる農業、農村を繋いでいくために	市 長
２	小 嶋 富 弥	１．ふるさと創生について ２．防災対策について	市 長
３	佐 藤 悦 子	１．子供の貧困の解決について ２．福祉タクシーの充実について ３．国保税の引き下げについて	市 長 教育委員長

開 議

清水清秋議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は3名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

今田浩徳議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に今田浩徳君。

（7番今田浩徳議員登壇）

7番（今田浩徳議員） おはようございます。議席番号7番絆の会今田浩徳です。発言通告書ののっとり、一括方式にて質問させていただきます。よろしくお願いします。

慌ただしく始まりました春の作業が新緑の季節を迎えるとともに一段落し、今は鮮やかな緑の田植え姿に見とれ、次の作業が控えてはおりますが、さなぶりに心豊かなひとときを過ごしております。

新庄市においては、経営耕地面積約4,800ヘクタールを1,215戸の経営体で作付をしております。5年前に比べ面積は余り変わらないのですが、戸数は200戸ほど減少しており、農業従

事者の高齢化が拍車をかけている状況が見られます。現在の流動的な農業情勢の中で真摯に取り組む農業者が安心できる施策を提案執行継続していかなければ、農業の振興にはつながらないものと思います。国や県の指導、連携は大切な柱ですが、独自性をもって農業施策を進めることで地域の理解を得、農業の充実が図られるのではないのでしょうかと考えます。

今回、農業農村をテーマにお聞きしていくわけですが、かかる課題や関連する内容は多岐にわたり各課全体に及ぶものであります。しかし、その振興や将来像をいかに創造していくかとともに進めていきたいと思い、農林関係に絞り質問させていただきます。

担い手育成を目的に園芸塾が開設され多くの卒業生が活躍しており、心強く思います。しかしながら、農家の現状を見ますと担い手不足は解消されたとはまだまだ言えません。地域を理解しリーダーとして根差していく実践者の育成が必要であり、卒業生に限らずやる気のある担い手をもっと地域に還元すべく施策を講じるべきと考えます。

彼らの活躍を支えることが、農業農村を支えることにつながります。人材育成、リーダー養成の面からもサポートが必要と思いますが、市としてはどう考えているのかお聞かせください。

稲作部門に複合する作物の確立により、花卉、野菜、畜産が産地として認識され、高品質農産物の供給源として評価が高まっています。新規栽培者が取り組みやすくするフォローとして、マニュアルをつくり産地形成の拡大を図ってはどうでしょうか。また、先進地視察や今以上の情報提供など、市として環境整備が必要と考えますが、このことについて伺います。

高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、地域の課題は山積しています、集落や地域が活力ある営みをしていくためにも集落単位、地域単位で営農組織を形成し、人材育成を主体に生

産組織や営農組合等の活性化を目指し、持続可能な集落、地域づくりの施策が必要だと思いますが、市としての考えをお伺いします。よろしくをお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、今田議員の御質問にお答えさせていただきます。

次世代に誇れる農業農村をつないでいくためにという御質問であるわけですが、平成7年度から始めました若者園芸実践塾の運営によって、卒塾し就農した方が確実に地域の担い手として成長しております。議員がおっしゃるとおり、担い手不足が解消されているという数字ではありませんが、塾に限らず農業を継承されている方がそれぞれ地域に根差した担い手となっています。

例を挙げますと、転作大豆、ソバの受託組織や野菜・花卉などの園芸作物など若手農業者が中心となっている姿も見受けられます。その担い手が育ち、いずれは地域のリーダーとして活躍されることが期待されますので、こういった方々のリーダー養成講座などを開催し、地域の牽引役となっていきたいと考えています。

次に、新規栽培者への指導フォローの件ですが、野菜、畜産、花卉とも一定の産地化が形成されたものはJA等に部会や団体が誕生しています。今後創設を検討している仮称農業担い手育成センターの役割もそこにあります。作物ごとに先進的な農業経営者があり、その経営体が研修先となることで研修生の技術習得とともに経営感覚も備わる非常に有意義な施策と考えております。また、県の指導研究機関の講座などもありますので、こういった情報を今後さらに積極的に提供してまいります。

3点目の御質問ですが、平成27年度に2件の

稲作営農組織と3件のソバ生産組合が誕生しました。特に、集落営農の組織が形成されたところは機運も上昇しているところであります。集落にはおのおの実情があるものと推察されますが、話し合いにより集落の特徴を引き出し、経営感覚を持ってできる範囲で耕地を上手に利用して収益を配分するよう工夫が必要です。

各転作組合等の営農指導などを柱にして県のプロジェクトなどを有効に利用するとともに、先進地研修や情報交換、話し合いの場をより多く設定してまいります。また、農業農村を支える活動組織として多面的機能支払交付金制度による地域保全会があります。既に取り組んでいる保全会は35団体に及び、ほとんどの農村集落をカバーしておりますのでこうした組織活動への継続した支援も行っていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） それでは、再質問ということでさせていただきます。耕作面積や農家戸数の推移から見ますと、減少割合は低いものと思います。しかし、比例して減少していることは間違いなく、早期の対策が必要ではないかと思います。しかし、農家の取り組む姿勢に向き合い寄り添って対応してきたことにより専業農家数が242戸と5年前より39戸ふえており、早急な結果を求めずしっかりした育成計画の成果と考えます。

安定した農業経営をする担い手、農業者をつくりふやしていくには時間とお金が必要です。補助や助成は各種ありますが、なかなか条件をクリアできずに諦めてしまう方も少なくありません。弾力性ある提案はできないのでしょうか。

利活用が可能になれば規模拡大や技術習得に向かう担い手がふえていくと思いますが、現在

の制度資金の内容や申請利用状況を含めお答えをお願いいたします。また、所得増大に向けて生産努力の目標として最新技術導入による資材の減量や防除の回数減、鉄コーティング直播などコストダウンに取り組むことが必須事項となっております。低コスト農業の確立は生産者の後押しになります。継続して支えてほしいと願うのは私だけではないと思いますので、その辺も含めてよろしくをお願いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。

2015年農林業センサスが速報値として発表されましたが、議員が指摘されますように販売農家戸数につきましては1,445戸から1,240戸ということで205戸ほど減っておりまして、その減少率は14%でございますが、しかしながら専業農家におかれましては242戸ということで15%、5年前と比較するとふえているという状況においては、やはり今後この地域の農業においてそれぞれの経営体が産業としてなり得るような経営体を育成していくということが我々の責務かなと感じているところでございます。

ただいまの質問の中に、例えば補助や助成について弾力性のある提案はできないかということでございますが、やはり国県の事業等におかれましては非常に希望要望事項がふえてございまして、どうしても点数化によって上のほうから採択しているということでございまして、かつて事業申請さえすれば全て採択されていくという時代ではどうやら、そういう時代にはもうないということで、我々としてもそういった意欲については十分しっかり受けとめながら、そういった経営体を伸ばしていくためにはどうしたらいいかということで、窓口にお越しいただいたときには経営の内容とか規模とか、取り組む内容についていろいろお話し合いをしながら、できるだけ採択になるような方向で相

談を受けているような状況でございます。

また、現在の制度資金の内容や申請利用状況ということですが、大きく分けると農業近代化資金、日本政策金融公庫資金等の部分がございます。特に目立って申請があるのが農業経営基盤強化資金、スーパーL資金というもので、この資金におかれましては個人ですと最大3億円、法人ですと10億円という上限が定められておりまして、認定農業者等になれば5年間は無利子で借りられるという制度でございまして、現在のところこういった資金関係については49経営体が利用されているという状況でございます。

また、昨年、平成26年の米価下落を受けまして、その関係でつなぎ資金的に活用された災害関係の資金もございます。

それから、低コスト農業の確立ということでございますが、特に多分想定されるのは稲作関係のコスト削減ということと理解すれば、ただいまお話ししたように平成26年の米価下落対策において国の補正でもって稲作コスト低減対策事業が実施されました。この例を取り上げると、肥料、農薬などの資材費の低減、労働時間の短縮、あるいはお話にありましたように直播栽培の導入、また農業機械の共同利用、こういったものに取り組む等支援がありました。

この例を挙げれば、過去の例として800件、1,500ヘクタールの取り組みがございまして、助成金としましては3,300万円ほど交付したことで、こういったことを弾みにできるだけ資材費の削減あるいは作業を短縮するような機械の導入、また農業共同機械利用という形で今後は進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） そういうところを含め

ながらなんですけれども、よく猫の目政策と言われ、結局経過観察も早々に結果を見ずに政策の転換ということが見られてきました。そのたびに苦しい思いを強いられてきたのが先頭に立って進めてきた方々です。その方々のやる気や体力の減退が集落や地域の衰退につながり、維持管理ができなくなります。先行きが見えない不安がある時代こそ、地域を思う人が多くいなければならない。代々集落に住み、家庭を営み、農業に携わる。おのずと地域愛が芽生え、交流ができ、リーダーが生まれてくる。そういう人が出てくる環境をつくる施策が不十分ではないのかと感じます。

個人経営の限界を助けるのは仲間であり、地域であります。農地・水の制度は地域活性の起爆剤に本当になっていくのでしょうか。お聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 日本の農業農村における環境としまして高齢化あるいは担い手不足ということで農業そのものが衰退していくのではないかとということからの、今回は人づくり、産地づくり、地域づくりをテーマとして御質問をいただいていると受けとめております。

ただいまの質問にありました多面的農地・水の制度、地域活性の起爆剤になっているかということでございますが、今は名称が変わって多面的機能支払交付金事業という形で制度そのものは変わりがないんですが、平成27年度から法制化になったということで、こういった名称に変えて市内35保全会の方々と約4,300ヘクタールの農地あるいは付随する農道、山地のり面、農業施設、こういったものの維持管理に努めていただいております。

こういった取り組みは当然集落、地域挙げての取り組みということになりますので、やはり個人個人での維持管理の限界といったことから

国はこういった事業を打ち出してきたと理解しておりますし、やはり一個人でなかなかできないところを地域の共同作業という力をかりて、少なくなっていく担い手の中でも協力し合ってお互いに共助していくということで農村を支えていく意味では、非常に私としては有効な事業と認識してございます。

額にして3億4,000万円ほどの事業費補助金が交付されておりますが、対象面積約4,300ヘクタール、ほとんどの農地をカバーしてもらっていますので、面積割りすれば1ヘクタール当たり7.9万円という交付金ではありますが、やはり国道は国が維持し、県道は県が維持し、市道は市が維持する、村道は村が維持する。そういう中で農道は一体誰が維持するんだということの中から、誰もが通るかもしれないこの農道をしっかり維持する、あるいは流雪溝にもなり得る上流の水路をしっかりと維持していく意味では、公的な意味も含めまして非常に有効な施策と考えているところでございます。

以上でございます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） そういう農地・水、多面的な助成に關しての周知の部分がまだまだ不足ではないかと思うので、それを含めてもう一度皆さんに届くようなことも考えながら進めてほしいと思います。

6次産業化の推進、産直の充実、多様化する担い手支援など農業を取り巻く環境は多角化が進み大規模経営や法人への移行と、農村の疲弊とは反対に産業化に進み向かい、成長戦略の旗振り部門となっています。

波をつかんで力をつけて進む農業者がいる反面、現状維持もしくは縮小の農業者がふえる可能性も高いと感じます。転換期と言われる平成30年問題があと2年に迫っています。先行きの不透明な事案に不安を隠せないものの、どうし

ていいものか決めかねている方が大半と思います。

集落や地域の持つ力を引き出し、誤った道に進まないよう支援していくのが喫緊の課題と思います。市長初め各課としっかり検討を重ね、市民の理解を得ながら予算獲得の拡大を目指していただきたいものです。難しいと言わず挑んでほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 やはり、集落地域を無視してこれからの農業は考えられないということを考えているところでございます。

ただいま御指摘がありましたように平成30年、ただいま平成30年問題と表現されましたが、あと2年で米の生産調整については自主的な取り組みということになってきます。行政からの米の配分はしないという方針でございますので、その点について今後どう対応していくかということ、非常に難しい米に依存している当地においては非常に大きな課題かと受けとめております。

いずれにしても、コスト削減、担い手育成、法人化という点から考えて個人経営の限界というものが稲作にとってはあるのかなと感じております。そういう意味では集落営農を進めながら法人化という道もあるのではないかと感じております。

ここ二、三年前から非常に、農業をやめるので何とかしてほしいという方々が農林課等に相談に来られるケースが多くなっております。こういった方々の農地をどう担い手に結びつけていくかというものが我々の課題でありますので、J Aあるいは土地改良区あるいは関係機関と調整する農地集積調整連携会議というのを持っておりますので、この中で連担する担い手へ農地を集積していく、また集落営農あるいは法人化ということでも、集落営農昨年2つできました

が、今年度になってまたほかの地域から地域全体を法人化していきたいというお声がありまして、こちらからそういった座談会というか説明会にも積極的に入りながら対応していきたいと考えているところでございます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） ありがとうございます。

農家農村が発展振興するためにはやはりバックアップが必ず必要だと思いますので、何度も言いますが、その辺のところをしっかりと精査確認しながら進めてほしいと思います。

最初に述べましたが、農業農村の形成には多くの時間とお金が必要です。5年10年を見据えながらあすを考えるのか。または日々の積み重ねから5年10年を考えるのかとありますが、耕作面積をなるべく減らすことなく永続的に農業が営まれることを願います。

今後、検証を重ね、よりよい施策が講じられるようチェックしていきたいと思います。

短いですが、これで私の「次世代へ誇れる農業農村を繋いでいくために」の質問を終わらせていただきます。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 次に、小嶋富弥君。

（17番小嶋富弥議員登壇）

17番（小嶋富弥議員） 御苦労さまでございます。

議席番号17番起新の会の小嶋富弥でございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いましてお伺いいたします。

まず、初めにふるさと創生についてお伺いいたします。政府においては、東京一極でなくそれぞれの特徴を生かし、自律的で持続的な社会を形づくるために地方版総合戦略を策定、また先覚性を高め各自治体のレベルアップの加速を図るため自主的また主体的の取り組みに対しての支援をし、平成27年度末3月に地方創生加速化交付金の交付分が県、各市町村に示されました。

本年3月21日の山形新聞によりますと寒河江市が県内市町村で最多の9,000万円、同じく山形新聞3月27日記事では酒田市では2つの事業が採択され6,500万円が交付と報じられ、それではいつ新庄市の事業が報道されるのかと心を期待して待っておりました。また、3月末にこれらに関する臨時議会があると伺っていましたが、招集はありませんでした。

そこで、新庄市においてこれらの事業はどう展開なされたのかをまずお伺いいたすものであります。

次の質問は私が本年3月の定例議会において伺いました2020年に行われます東京オリンピック・パラリンピックに関する質問であります。

申すまでもなく、このホストタウン登録は世界の参加国と住民との交流促進を目指し政府が登録し、自治体が競技の事前合宿などの誘致を行う際、政府から費用の半額が補助され、既に県内では第1申請で上山市がポーランドのホストタウンに登録済みで、このほど山形市、鶴岡市、村山市は5月19日、参加国の事前合宿の誘致を目指して県を通じて第2次登録いたしました。6月上旬には政府から県を通じて登録の結

果が示される見通しだそうですが、県においては観光振興を目的としたスポーツ振興、地域活性化プロジェクトチームを2014年2月に発足し、1つはトップアスリートの育成、特別強化、2つ目はオリンピック関連事業推進、3つ目は観光振興、県産利用促進に向けた取り組み活動を展開いたしており、当然各市町村にも通達されていることでしょう。

さきの議会において、再度事業内容を検討するとのお答えでしたので、それらのその後の展開についてお伺いいたすものであります。

また、オリンピック・パラリンピックの各競技とともに、I O Cが定める近代オリンピックの規約オリンピック憲章に文化プログラムをあわせて開催することになっております。カルチュラルオリンピアの文化オリンピックであります。政府は、大会を契機に日本の文化を通じ地域振興、地方創生につなげていきたいと、遠藤県選出の東京オリパラ担当大臣も国会で述べております。

そこで、私たち郷土の誇りの新庄まつりの山車を2020年東京オリパラの参加について再度その後の展開についてお伺いいたすものであります。

次に、発言事項2つ目の防災対策についてであります。

新庄盆地には東部と西部に区分された活断層が存在、県ではその50メートルの範囲の施設を公表いたしました。そこで新庄市の施設についてこれらの調査対策はどのように図られているのかをお聞きいたしました。この件につきましては議会初日に市長より行政報告を受けておりますし、さきの一般質問で佐藤卓也議員の内容と重なりましたので御答弁を略してくださっても結構であります。

それでは、発言事項の2番目について質問いたします。

ことし4月14日夜9時24分以降に熊本県と大

分県に相次いで地震が発生いたしました。その28時間後に熊本地方を震央とする震源の深さ12キロ、マグニチュード7.3の地震本震が襲いました。これらによって、宇土市市役所本庁舎4階が潰れ倒壊寸前になり、敷地内の立入禁止になり市役所駐車場にテントを張って災害本部とし、災害物資の配備、被害状況の確認などをし、また被害者の対応に仕切り切れなくなり、各書類の発行等どここの場所で発行業務を行うか詰められず行政機関が大混乱したそうです。宇土市、益城町を初め5市町村の庁舎がこのような被害が発生したそうであります。

申すまでもなく市役所は災害時の災害本部になり市民のとりで、拠点でもあります。今年度の主要事業にもあります本庁舎の耐震補強工事がなされますが、想定外のことも考慮し、これでよいのか再点検が大事と考えられますが、これらについての御所見をお尋ねいたします。

次も、市庁舎についての質問をいたします。

新庄市本庁舎は昭和30年、当時としては珍しい鉄筋コンクリートで、私が小学校の社会勉強で工事を見学に来た思い出があります。それから既に築61年を経過したわけであります。今年度約4億円のお金を投資し、利用する市民の安全確保のため市有施設耐震化実施計画に基づき耐震補強工事を行いますけれども、対処的な工事でなかろうかと思えます。

時として時代は変わり、私も含め多くの市民は今後多くの庁舎のままで機能的にも市民ニーズに十分に応えられなくなるとの不安と心配がございます。いずれ、遅からず庁舎の改築が発生いたしますし、これらの建築には多額の建築費用が必要なことは申すまでもありません。

そこで、私が提案いたしますのは、遠い将来でなく近い将来において財源確保の庁舎建設積立金、効率的な行政事務ができる庁舎、そして災害時には揺るぎのない指令基地が確保されるため調査整備計画を今から構築すべきと思いま

すが、それらについての市長のお考えをお伺いするものであります。

通告の次の質問を行います。

ことし秋に行われます市の総合防災訓練についてであります。この訓練は、災害対策基本法及び新庄市地域防災計画に基づき、大規模災害発生に伴う総合的な訓練を実施し、本市の災害時における防火体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的にして行われるものであります。

熊本だけでなく大地震の起こるおそれはどこにも起きる可能性は否定できません。現に当地域には活断層があると言われております。

そこで、ことし秋の防火訓練は従来の実施要項を見直し地震に対しての初期初動体制とその準備、住民の安否確認震災関連死亡等対策、そして水や食料の供給緊急時を想定した訓練を重点的にすることも大事だと思います。

ひたすらシナリオを読み合うような年中行事的な方法でなく、いま一度自分たちの防災対策を具体的かつ真剣に点検してはいかがでしょうか。

これらについてお尋ねし、通告の質問といたします。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

平成26年11月、まち・ひと・しごと創生法が制定され、それをもとに国はまち・ひと・しごと総合戦略を策定し、全国の都道府県市区町村に対し地方版総合戦略の策定を促しました。本市でも昨年10月に新庄市総合戦略を策定し、その実現に向け関連事業に取り組んでおります。

このたびはその関連事業の推進に対し、国で予算措置された地方創生関連の交付金を活用し

市ではどのような事業展開がなされているのかという御質問ですが、現在は昨年3月に交付された地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の基礎交付分及び昨年12月に追加交付された上乗せ交付分合計約5,900万円を活用した関連事業、いわゆる地方創生先行型事業についてその効果の検証と今後の事業展開への検討を行っているところです。

また、国ではそれぞれの自治体が策定した地方版総合戦略と、それに基づく各自治体の地方創生関連事業ごとに、重要事業評価指標KPIの設定とPDCAサイクルを組み込んだ検討体制の構築及び外部有識者会議による検証を求めている。市では新庄市総合戦略の策定に御尽力いただいた新庄市振興計画審議会による事業の外部評価を行う予定であります。

なお、先ほど申し上げました地方創生先行型を含め、市の総合戦略を推進する事業は平成28年度主要事業として当初予算に盛り込まれており、引き続き実施しております。

議員が注目されている地方創生加速化交付金は文字どおり地方創生を加速化させるための交付金であり、先ほど申し上げました地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金に続く国の地方創生のための財政支援の一つです。ことし3月に示された加速化交付金の交付額は予算額1,000億円のうち約906億円でありました。内閣府地方創生推進室は、残りの94億円を2次募集分として交付申請に向けた準備を進めるよう通知がありました。

市では、この2次募集での交付金を獲得できるよう内閣府の担当者とのやりとりを通して事業内容についてのアドバイスをいただいているところでもあります。

また、政府は今年度地方創生事業の本格実施の段階として加速化交付金によってステップアップさせた取り組みをさらに深めるための新型交付金として、地方創生推進交付金を創設しま

した。この交付金は単年度での活用に限られていたこれまでの交付金と異なり、自治体が策定する地域再生計画に基づいて複数年数実施する事業への活用が認められています。

市では、新庄市総合戦略に掲げた笑顔輝くまち新庄の実現に向け、この交付金を活用して雇用創出、観光振興、子育て支援など戦略推進のための事業を行ってまいります。

次に、東京オリンピックホストタウンへのその後の展開につきましては、教育長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

防災対策につきましては、答弁を割愛させていただきます。

それでは、次の市庁舎の防災対策についてありますが、本庁舎の耐震化を議会初日に議決いただいた新庄市役所本庁舎耐震化工事のうちの建築主体工事により、本年中には耐震化が図られることになります。耐震施工は耐震改修専門機関の評定に基づき行うものであり、施工後は震度6強の揺れに耐え得る性能を持つこととなります。

しかし、熊本地震の被災状況を見ますと、耐震基準に基づく耐震改修を行った施設であっても想定外の揺れにより施設の一部が破損し、電源の喪失、情報管理システムの被災などにより迅速に行うべきサービスの提供に多くの支障があったと聞いております。

情報システムのバックアップ体制など一定の対策を行っておりますが、議員御指摘のように、このような状況下でいかに行政機能を継続するかの方策、いわゆる業務継続計画について現在問題提起されていることは市としても十分認識しているところです。

これらを踏まえ、市庁舎の防災対策としては今後はハード面のみでなく、被災時における全庁的な業務継続計画の策定について検討を進めたいと考えております。

また、庁舎建設に関する質問ですが、本庁舎

は御指摘のとおり昭和30年に建築され、61年目を迎えた今年度耐震化工事を実施する予定ですが、あわせて東庁舎等の老朽した施設について再編を進める考えであります。しかし、これらの対策によっても近い将来庁舎の建てかえが必要となってくるものと認識しており、計画の策定にあつては市庁舎の効率的な配置と非常時の防災拠点としての機能などをあわせ持った庁舎として検討してまいりたいと考えております。

現在、県内では酒田市で新庁舎を建設中であり、尾花沢市では建設に向けて準備を進めております。尾花沢市は現庁舎の隣接地での建設を予定しており、基本計画では3階建て、事業費は約26億5,000万円を見込んでおります。

本市では、将来の市有施設の建設及び廃止を目的とした市有施設整備基金に約5億円を積み立てておりますが、今後の施設整備に向けた財源確保対策として積み立てを強化したいと考えております。

最後に御質問いただきました防災対策についてですが、今年度の新庄市総合防災訓練は沼田小学校を会場に10月16日日曜日に開催する予定であります。今までは地震及び火災の発生という想定のもと訓練を行ってまいりました。議員がおっしゃるとおり震度7の地震が連続して発生した熊本地震を教訓に、今までの訓練のよいところを残しながら自主防災組織による安否確認訓練や炊き出しなどの食料確保訓練など地域住民の積極的な参加を促すとともに、災害対策本部員招集訓練や災害対策本部設置訓練、また給水車の出動など、現実には即した形態を取り入れながら訓練を充実していきたいと考えます。

また、市の防災訓練には初動体制の確立という大きな目的がございます。この訓練を継続することによって、いざというときに初動体制の確立が一番大切であるということで、今後とも防災訓練に当たってはさまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 私から東京オリンピックホストタウンへのその後の展開と山車の参加についてお答えいたします。

ホストタウンの登録につきましては、議員おっしゃるとおり、第1次登録団体として県内から1団体が登録され、第2次登録団体として3団体が現在申請しております。

これまでホストタウンに登録または申請している自治体は、相手国と継続した国際交流があったり競技団体同士の交流があったり、過去に国際大会などの事前キャンプにおいて受け入れ実績があるような団体であります。そのため過去に受け入れ実績もなく充実した競技施設も所有していない自治体につきましては、現実的にはホストタウンとしての登録が難しいものと考えております。

また、国におきましては、これも議員の御質問にあったように、ホストタウンの推進だけでなく東京オリンピック・パラリンピックを契機としたさまざまな取り組みが計画されております。例えば、文化庁においては文化力プロジェクトとして20万件のイベント、5,000万人の参加、3,000万人の訪日外国人に貢献することを目標に、全国で地域の文化財、伝統芸能や祭りなどを活用して日本文化の魅力を発信するための基本構想も示されており、リオデジャネイロオリンピック終了後に具体的な動きが出てくるものを思われます。

新庄まつりの山車が参加できるような首都圏でのオリンピック関連イベントが開催されるのか、地方で開催されるイベントへの参加となるのかなど現段階では具体的なものは提示されておきませんが、東京オリンピックの開催はユネスコ無形文化財候補である新庄まつりを初めとした新庄市を世界に発信する絶好の機会である

と捉えておりますので、さまざまな国の取り組みにおいて機会を逃さないよう積極的に情報収集に努めて対処してまいります。

また、市では東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に広域的な連携を図り、世界に向けた地域の魅力及び総合力の発信などを目的とした2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合の会員となっており、あさって6月8日に開催される総会に市長が参加する予定としておりますので、その情報も得ながらどのようなかわりができるのかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 御答弁ありがとうございます。

それでは、1点目の地方創生加速化交付金のことについてお聞きしたいと思います。

実は、同僚議員の小野周一さんから山形県の企画振興部都市市町村課の3月29日山形県交付額の一覧表を見せていただきました。それによりますと、県内13市のうちで新庄市と東根市だけが全事業不採択になっておりますので、何でだろうかなという率直な疑問です。

酒田市の2事業は土門拳の写真展をイタリアローマでやっていることに特化しているんですね。もう1カ所は生涯活躍のまち、日本版CCRC構想。酒田市の場合は全部じゃないですね。不採択になったものもあるんです。認知症高齢者安心ネットワーク2,149万円、これは小型携行端末と受信機を使い、認知症高齢者の早期発見などにつながるシステムだと。

寒河江市はすごいですね、9,000万円ですね。農産物輸出とインバウンドの受け入れ、それと自転車による健康づくりと交流事業の拡大、山村山広域観光振興の手の各プロジェクトが採択され配分となったということで、率直に申し

上げますと全事業不採択とここにあるんです。だから、どんな事業を展開なされたのかということをお聞きしたいと思います。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 地方創生加速化交付金についての1次申請についてでございますけれども、1次申請におきましては当市では産業基盤強化のための人材確保に向けた雇用づくりと若年層の地元定着促進事業として申請しました。

中身の事業としましては、平成28年度主要事業の概要でお示した当初予算の中での総合戦略のうち、企業力強化と雇用人材、UJIターン等でございます。本事業は地域の主力企業が労働力及び企業を牽引する人材を確保する支援事業であるということで訴えてきたところですが、各種奨励金、補助金を中心となっておりますので、企業への赤字補填でありますとか企業への単なる補助金、給付事業という従来型の事業と見られたのかなと考えております。

この加速化交付金につきましては、昨年末に閣議決定されまして市町村への説明が1月中旬ということもありまして、ある程度当初予算の骨格が決まっている段階での整理となったと思います。

今回採択になりませんでしたけれども、先ほど市長が申し上げましたとおり2次配分ということでの国への申請が6月17日までなんですけれども、それに向けて今回申請していきましようということで、いろいろ1次配分での不採択の反省も踏まえながら今後の2次配分に向け取り組んでいきたいと考えております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 私ども一般的に感じるのは、ほかの市町村がこういうふうに加速化金をいただいて事業展開をする、何で新庄が来ないんでしょう、端的に申し上げますと行政がも

う少し頑張って情報収集していただかないと困るということなんです。

確かに、地方創生の趣旨は一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策を踏まえ緊急対策として地方版総合戦略に位置づけられる先駆的な取り組みの円滑な実施だと。従来型でなくて発想を変えてこれは新庄市が市民のために今までの流れでなくてひとつ新たな展開をするということを恐らく国は期待していると思うんです。

緊急ですから、新庄だけでなくほかの市町村のレベルは同じだと思うんです。そこにやはり行政力のアンテナを張った力というのがここで試されるような、私はですよ、皆さん一生懸命やっているから決してそんなことはないと思いますけれども、多くの市民はそう受け取ってもやむを得ないんじゃないかなと思うんです。

恐らく国でも、私インターネットでとったんですけれども、対象事業ありますね。事業のどれが該当してこれがだめだかということは私は余りあれだけども、皆さんはプロですので、これは1つは仕事の創生、ITを活用した中堅中小企業の生産性向上や新規事業の促進、農林水産物の輸出拡大、観光振興、対投資促進または地方への人の流れ、生涯活躍のまち、地方創生人材育成の確保等、また働き方の改革、まちづくり、コンパクトシティ、小さな拠点、まちのにぎわい創出、連携中継都市。

いずれにしても我々が最もこれからどうやってまちづくりを進めるかという一つの国ではなっておったものがゼロだということが非常にいかがかなと思って、あえて一般質問させていただきました。理由はあると思いますよ。でも、理由はあったとしてもこういうものを迅速に対応すべきものが行政総合戦略をもとにしたまちづくりではないんですかと強く思うわけでありまして、確かに第2次分としては、今回第1次分として906億円について交付対象事業決定し

た。残りの94億円については申請事業が全て不採択となった市町村、広域連携事業のみの採択で交付額が3,000万円以下の市町村、あとは未申請の市町村を対象になるということで、今第2次分を募集した。それに今調整で申請の準備をやっているということの理解でいいんですか。

じゃあせっかくでするので、どんな事業を、具体的にですよ、余り難しいとわかりませんので、どんな具体的な方向づけをどういうもので加速化金をいただいて地方創生につながるかということを手軽でいいから教えていただきたいと思っています。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 議員おっしゃるとおり、内定としては事業運営主体の自主財源による自立化が今後図れるかというところでありますとか、これまで例のない事業でありますとか、そういった民間との役割分担がなされているかというところがポイントになっているのかなと思っております。

今回、2次募集につきましてはまだ時間ございますので、精査していきたいということでございますけれども、1つには前回の産業基盤の人材確保というところでの精査という1つがございます。もう一つにつきましては、2事業上げたいと考えてございますけれども、観光基盤の強化というところでの町なかのサインでありますとか外国人訪問客につきましてはSNSを使ったところがございますので、そうしたところの基盤整備を中心としたものに対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 今いろいろ基盤整備というのはわかりました。

途中で国なり県にこういうことをやってこれ

が通るんですか、通らないんですかというものも、仕事の中ではそういう流れはないんですか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 議員おっしゃるとおり、不採択になりまして4月中旬からですが、相談会ということで担当者が仙台に赴いて国の職員とこういう事業でこういう中身でストーリーと言っではおかしいんですけれども、組み立てたものでよろしいかというところで相談会とか参加しておりまして、メールでのやりとり等をしております。ただ、それが実際に判断となりますと別の職員、国の職員ということもありますし、外部団体の関係者ということもありますので、必ずということではありませんけれども、ある程度感触を持っているところであります。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 必ずということはないかもしれないと言ってもらいたくないです。必ずやりますと言ってもらいたいです。ぜひお願いいたします。

オリンピック・パラリンピックの件につきましてはわかりました。ぜひ、前向きにひとつ、オリンピック・パラリンピックの大臣は遠藤代議士でございますので、その辺も身近な県選出の国会議員でありますので、いろいろな手だて、パイプを使って情報を早く収集して、あともう1点、私思うんですけれども、観光と一体となるような気がしますので、教育委員会と観光あたりがプロジェクトみたいなものを組んでやってもいいような気がしますけれども、その辺は内部でもう少し調整あって、そして打って出ていってほしいと思います。

きょうの新聞、13市長の週間予定にも山尾市長の予定が出ています。8月には全国市長会、全国雪寒都市対策協議会役員会総会、また2020

年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進委員首長連合総会ということが載っていますので、大変タイミング的には的を射た質問かなと思っていますので、ぜひ進んでよろしくお願ひしたいと思います。

庁舎の件について。

震度6の地震に耐え得る耐震基準だということとこれからいろいろするというところでぜひ、大変なんですね。いつ起きるかわからないことをやれということで、いざ想定外のことが起きると何も対策がなっていないんだなとよく言われますけれども、そんなことも踏まえながらぜひ市民の安全安心を守るためにお願いしたいと思います。

市庁舎の建てかえなんですけれども、いずれ来るということで、たしか新庄市では目的を持った積立金があったわけですが、財政再建から取り残されまして、そのために全部なくして借金を返済したということでありました。そのときはいつからの積立金とあれがなくなったのか一応わかれば教えてもらいたいと思います。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 今の御質問につきましては庁舎建設基金のお話かと思われます。庁舎建設、改修に向けまして、昭和の時代から基金を積み立てた時代がございました。平成16年度予算の財源不足というのがございまして平成16年4月1日に基金条例を廃止しております。その時点の基金の残額につきましては約347万円という状況でございました。

以上でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） やはり、庁舎は市民のとりでなんですね。前に三陸大地震のときに電源が切れた場合に、新庄市のいろいろなデータ

がなくなるのではないかということで大丈夫かということを経験した経過がございまして、バックアップはどこか別の地域に押さえているわけですね。それは大丈夫でしょう。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 基本的に住基等の情報につきましては、庁内でバックアップを1つとっているところがございますけれども、住基につきましては契約会社のクラウドというところで遠隔地での保存もしているというところでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） わかりました。やはり、そういった備えがあればということがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市役所の建てかえ、かつて平成12年、まちづくり会社が市役所を当時60億円の予算で商業集積活性化施設整備事業といってTCMがかかりました。TCMに関してはいろいろ市民から1口5万円の出資金を募ったわけですが、そのときは市役所と一体となったまちをつくるべということがございましたけれども、なかなか機運が出ていなかったと思うんです。そういった意味で市役所というのはいろいろな市民の中心的な、あるわけですので、建てかえの条例をもう1回設置して将来に備えるべきではないかと考えますけれども、それらの考えはいかなのでしょうか、お願いします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 建てかえについての条例措置等の考え方ということでございますが、現況で基金はございませんが、検討機関としては市庁舎の調査建設構想の検討委員会というのがございまして、条例化では組織自体はございます。

ただ、こういう状況でございますので、開催

時期は最近ないという状況でございますが、やはりこれからの考え方としましては他市の例にもありますように、市民の皆さんの意見を受け入れながら、そして多機能、効率的な施設が必要だという前提でございますので、そういう状況も踏まえまして今ある中身を再度見直ししながら進めていくということが一つの前提になるかなとは思っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 内部でよく検討なされまして、やはり今私たちの時代じゃなくて次の世代へ備えるのも大きな政治の責任ではないかなと思いますので、将来的な展望をしっかりとなさっていただきたいと希望を申し上げるところでございます。

あとは、市庁舎の耐震なんですけれども、市債を起こすわけですが、新聞を見ますと、総務省は東日本大震災を教訓に庁舎の耐震工事をする場合国が7割を負担する有利な起債があると新聞に載っていますけれども、当然新庄市も今年度建てかえ、耐震化改修工事をするに関してはそれらのことを織り込んでいるだろうと思いますけれども、いかがなんでしょうか。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 このたびの市庁舎の耐震化改修工事につきましての財源ということでございますが、御指摘のとおり緊急防災事業債というのがございまして耐震化に必要な経費については起債が認められるという状況がございまして、起債額の将来の元金、利子の償還に対しまして75%の交付税措置があるという有利な起債がございまして。ただ、先ほど申しましたように耐震化に必要な経費となりますので、今回の3億円必要な事業の中の大体半分ぐらいという形になるかと思ひます。そのほかについては一般の起

債という形で現在財源措置をしておりますので、
よろしく願いいたします。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） わかりました。ありがとうございます。

次は新庄市秋の防災訓練につきまして若干お聞きしたいと思いますけれども、今まではどちらかという火災防御のほうが重点的だと、消防団も動員しますけれども、やはりそうでなくてももう少し地震と初期初動と申しますか緊急時に市の職員がいつでも招集できるということも大きな防災に対してのパワーになるのではないかなと思いますけれども、具体的にそういった市の職員の緊急事態とか初期消防、安否確認というものを強化するためにどのようなお考えかまずお聞きしたいと思います。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 昨年度までは17の訓練を実施しておりました。当然初期の初動体制確立訓練を行っているわけですが、現実的には集まっていたいてその場で初期体制という認定をしていたわけですが、そこのところはことしからできるかということがありますが、自宅から来るような形での初期体制の確立も当然訓練の中では想定をしていきたいと思っております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） やはり、頼りになるのはもちろん消防団とただけれども、行政の皆さんの力がいろいろなもので頼りになりますね。そういったこともやはり十分に考慮しながら職員が一体となって動けるような初動体制をぜひお願いしたいと思うところであります。

半日ぐらいの時間で、実施要項を見ますと大変なんですね。でも、総花的でなくて、くどいようですけれども、1回、2回は地震対策、住

民の安否確認等は地域の消防団あたりを活用して、そういったものをマニュアル等いろいろつくりながら、そういったこともひとつ方法の中で組み入れていってもらいたいと思うところでもありますので、もう少し消防団と綿密な活動ということをお願いしたいと思いますけれども、ここで答弁いただければいいんですけれども、その辺についてお答えできればお願いしたいと思います。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 緊急時の対応として自助・共助・公助があるわけでございますので、自助については3日間自力で何とか頑張ってもらいたい。共助の部分の3日間から1週間までの間については主体的には自主防災組織とっておりますけれども、その中に消防団も入っておりますので、御指摘の対応についてはできるものと思っております。

おかげさまで、自主防災組織も少しずつではありますがふえてきましたので、今回の沼田小学校についてもぜひ御協力いただきながら、安否確認については自主防災組織というところで確認できればと思っております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 備えあればということもございますので、お互いに市民が安全で安心に暮らせるために知恵を絞りながらひとつ御努力をお願いしまして、これで終わります。

御清聴ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤悦子君。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 日本共産党の一員として一般質問を行います。

初めに、富を大企業と富裕層に集中させるアベノミクスのもと、大企業の内部留保は300兆円を超え、経済誌フォーブスによりますと日本の上位40人の資産総額は2012年の7.2兆円から2015年には15.7兆円と2.2倍に急増しています。

他方、庶民の家計はどうでしょうか。正採用は減り、非正規がふえています。消費税増税と社会保険料負担増のもと、実質賃金は低下し、家計の可処分所得は30年前の水準に戻っています。

老後破産、絶望の非正規、ブラックバイト、子供・女性の貧困など全世代に生活苦と貧困が広がり、日本は貧困大国と呼ばれる状況になっています。このたびの消費税増税の延期はアベノミクスの破綻のあらわれです。貧困と格差を広げるアベノミクスや消費税増税はきっぱり中止すべきだと私は考えます。

さて、一般質問に入ります。

最初に、1 番目の子供の貧困の解決についてです。

政府が公表している日本の子供の貧困率は2012年には16.3%です。2009年には15.7%、2006年には14.2%であり、子供の貧困は拡大しています。この数値はOECDの作成基準に基づくもので、国民の所得の中央値の半分を貧困線と定めています。この方式による子供の貧困割合が16.3%で、6人に1人が貧困で、OECD加盟34カ国中、下から10番目という悪い水準です。また、母子世帯などのひとり世帯親の貧

困率は54.6%であり、特に深刻です。ひとり親家庭の子供のうち大学などへ進学したいという希望者が38.5%もあるのに、実際に就学したのは20.6%にとどまっています。当市においても、ひとり親世帯の支援強化が必要だと思います。御認識を伺います。

山形大学の戸室健作准教授が独自の子供の貧困率調査を3月1日に公表しました。それによれば、山形県の子供の貧困率は1992年が2%でしたが、2012年には12%になりました。20年間で6倍にも貧困率がふえています。この調査では貧困ラインを最低生活費(生活保護費の算定基準)以下の収入としております。当市のこのやり方で見た場合の子供の貧困率はどうなっているのか把握しておられるのかお聞きいたします。

親御さんが働いているのに賃金単価が安くて貧困から抜け出せないワーキングプアの場合が多いと指摘されております。最低賃金を時給1,000円へ引き上げれば貧困の解決に前進するのではないのでしょうか。アメリカやヨーロッパでは社会保険料を減免するなど中小企業への支援を伴う最低賃金の大幅引き上げが実現しています。日本でも同じような抜本対策が必要ではないかと考えます。市としてどうお考えかお聞きします。

当市における18歳まで医療費無料化を拡大した場合の所要額は幾らと見ておられますか。教育費、部活などの費用など家計負担が大きくなる世帯です。低所得層にとっては中学までの就学援助もなくなります。既に18歳までの医療費無料化を実施している自治体では、病状が重くなる前に診療されるので医療費の抑制にもなっていると言われています。直接的な経済支援として高校卒業までの、18歳までの医療費無料化の拡充が必要だと思います。当市のお考えを伺います。

当市の実施しています理工学部、看護師、保

育士の大学に学ぶ学生6人に無利子奨学金制度を実施しておりますが、これは大変歓迎されております。さらに無利子の奨学金の対象を広げる考えはないでしょうか。

また、給付制奨学金が長野県と沖縄県、足立区で実施されています。当市でも給付制奨学金の創設などの学生への支援を行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

就学援助の対象の拡大についてはどうお考えですか。生活保護費の基準削減が行われ、就学援助が受けられなくなった人は出ていないでしょうか。夏冬の制服やかばん、運動着、内外のブック、学校に必要な文房具（ノート、笛、絵の具セット、習字セット）などは全て公費で就学援助の対象として賄っているのでしょうか。伺います。

学校給食費の負担軽減、無償化についてはどうお考えかお聞きします。食の教育として給食は無償にするべきではないでしょうか。

大きな2つ目の質問です。

福祉タクシーの充実についてお聞きします。

社会的弱者である障害者や高齢者の交通手段の一つとして、タクシー券の助成を他町村並みに拡充すべきではないかと考えますが、御見解をお聞きします。

大きな3つ目の質問は国保税の引き下げについてです。

市としては、国保税の引き下げや減免が必要ではないでしょうか。平成27年度保険者支援制度として全国で1,700億円が市町村に配分されました。国2県1市1の負担割合で国は1人5,000円の財政効果があるとしております。引き下げの財源があると思います。

県単位化が2年後から始まりますが、住民の命と健康を守るのが市町村自治体です。安易に平準化、標準化、統一化という方向に流されることなく、貧困世帯も納めやすい国保税になるよう政策として市独自の繰り入れも進めるべき

ではないかと考えます。市長の御見解をお聞きます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

子供の貧困の解決に係る質問についてお答えさせていただきます。御指摘のとおり、母子家庭などひとり親世帯の収入は、両親がそろっている世帯と比較した場合その世帯収入が低い傾向にあります。ひとり親家庭の支援策としては、世帯の安定収入を確保するための就労支援施策を実施しております。これまで看護師等の資格取得に向けた支援として実施してきました高等職業訓練促進給付金等支給事業につきましては、今年度から対象資格及び支給期間を拡充しております。加えて就労に有利となりまた収入増となる資格取得のための費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金支給事業を今年度から新たに実施し、就労支援を行っております。また、ハローワークと連携し児童扶養手当受給者を対象とした生活保護受給者就労自立促進事業も継続し、ひとり親家庭における親の就業支援を行っております。

また、経済的負担軽減策として、低所得階層のひとり親世帯の保育料について今年度から1人目の児童については半額、2人目以降は無償化する内容を含んだ利用者負担に関する条例の改正について3月31日に専決処分を行い、今議会におきましてはこれを報告し議会の御承認をいただいたところであります。さらに、ひとり親世帯に限定したものではありませんが、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業を生活自立支援センター等と連携して実施しております。

2つ目の御質問の子供の貧困につきましては、

貧困の定義が明確でないこと、また国民生活基礎調査は市内の一部地域がピンポイントで指定されるため新庄市全体は把握できない調査となっております。その中で経済的困難を抱えている子育て世帯でございますが、4月現在の生活保護費受給世帯では18歳以下の児童がいる世帯数は8世帯で児童数は27人であります。

また、最低賃金制度についてのことでありますが、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。この最低賃金は社会経済等の状況を調査した上で決定されているものであり、全国的には上昇傾向にあり、山形県でも地域別最低賃金は696円で平成26年度の改定前より16円上昇しました。また、ハローワーク新庄の調査によると平成28年3月時点で正社員求人賃金の下限平均は17万6,272円です。週5日8時間労働で換算すると、時給は約1,100円になり、パート求人賃金でも上限平均で949円であります。

市といたしましては、現在雇用の場の確保・拡大に力を入れております。現在は新庄市内の企業立地が好調に進んでおります。賃金の上昇は貧困解決の重要な要素の一つと感じております。今後も賃金を上昇させていくためには商工業の振興が必要不可欠です。引き続き、市として商工業の振興を支援してまいります。

次に、子育て支援医療の高校卒業までの拡充でございますが、拡充した場合の所要料につきましては詳細な試算は行っておりませんが、単純に対象者数の増加を試算した場合およそ2,400万円と予測されます。子育て支援医療につきましては一昨年市の独自事業として中学3年生まで対象範囲を拡充しておりますが、あわせて国の施策として医療費助成を行うこと並びに自治体が独自に実施する医療費助成に対する国からのペナルティーの廃止を全国市長会を通じて要請しております。

また、子育て支援医療の基本は県の制度であり、県に対する拡充の要請も行っておりますので、現時点では市独自でのさらなる拡充の考えはございませんが、今後の医療制度の動向などさまざまな観点から調査研究を進めたいと考えます。

私からの答弁は以上となりますが、以前に申しましたとおり、子供の貧困対策は雇用や教育、福祉など総合的な取り組みが必要であると考えていますので、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと思います。

次からの子供の貧困の解決につきましては、教育長より答弁させていただきます。

最後の、社会的弱者である障害者、高齢者の交通手段の一つのタクシー券の助成についての御質問でございますが、当市におけるタクシー券の補助内容は、支給対象者を身体障害者手帳1級と2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方々としており、いわゆる重度障害をお持ちの方々を対象としております。助成額については、昨年度まで1枚につき330円でしたが、今年度からはより利用しやすい制度にするため1枚につき620円に拡充させていただいております。枚数については昨年同様でございます。

また、リフトつきタクシーでの移送を必要とする障害者手帳1級と2級の方には、重度身体障害者移送サービス助成事業として1枚につき2,000円の助成券を年間12枚支給しております。さらに、自家用車を所有し自動車税の減免を受けている方については、燃料代の助成として1枚330円の給油券を年間12枚支給しております。

重度障害をお持ちの方々の移動費用の助成については、これらの中から自分の生活様式に合ったいずれかのサービスを選択していただき御利用になれます。郡内の状況を見ますと福祉タクシーの助成や燃料代の助成をしていない自治体もございますので、各自治体の財政状況によ

りサービス内容等にも違いが生じている状況と理解しております。

なお、高齢者へのタクシー券の助成につきましては高齢者の足の確保という観点から市内交通網の整備の中で対応すべき課題と捉えており、他の自治体の取り組みなどを研究する必要があると思われます。

この御質問にあるタクシー券の助成の拡充については、現時点では制度の趣旨と財政上のバランスを考慮し、現在の制度を維持していきたいと考えております。

国保税の引き下げについてであります。国民健康保険は病気やけがをしたときに経済的な負担を軽くすることを目的とした相互扶助制度で、入院などに係る治療費を被保険者が支払う国民健康保険税などで賄う必要があるため安定的な運営が求められております。

本市においても、数年前には税収に比べ医療費がかさんだことで、収支のバランスが崩れ基金を取り崩しても足りず一般会計から法定外繰入を行った経過があります。

このように全国の市町村においても厳しい状況が続いていることから、保険者の財政運営を安定化するため、昨年度から国は保険基盤安定繰入金1,700億円を市町村に交付し財政支援しています。この繰入金の増額によって、本市においても国保事業の財政収支が黒字になり、基金への積み立ても可能となったところであります。

また、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布され、これまでは財政運営の主体が市町村でしたが、平成30年から都道府県が運営主体となる県単位化が始まります。この制度改正により、都道府県と市町村の役割が明確化され、県は保険給付費を払う財政責任を持ち、市町村に貸し付けできる基金を創設するなど財政運営の主体となり、市町村において

は資格管理、保険給付、保険税率の決定賦課徴収などを行うことが示されています。

このように、財政運営が広域化し規模拡大することから、安定的な国保制度の運営が期待されているところであります。所得の低い方については均等割と平等割を7割、5割、2割軽減する制度で対応していますが、この軽減措置の対象者を拡大する国民健康保険税改正条例を今6月議会初日に報告させていただいたところであります。国保税の減免についても、地方税法の趣旨に基づいて市税条例に規定した内容で対応しております。

御質問の市からの法定外繰入については、国・県市からの法律に基づく繰り入れ等並びに国民健康保険税により運営することが原則と考えております。また、国民健康保険税の引き下げにつきましては、今後においても1人当たりの医療費が増加することが予想されること、また国民健康保険運営主体の県単位化で示される具体的な内容が決まっていないことから、実施することは難しいところですが、特定健康診査やがん検診などの受診勧奨を実施するなど市民の健康増進を図り、医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私から子供の貧困の解決について、まず奨学金制度についてお答え申し上げます。

本市では現在新庄市ふるさと創生人材確保事業を行い、理工系、看護系、保育系学部の学生6人に対し無利子奨学金の貸与を行っております。今年度は6人の募集枠にて進めています。

この事業は将来の地域の担い手育成とその定着に寄与することを目的としており、それにふさわしい分野につながる学部等を設定し実施しております。

一方、本市では今年度から理工系学部のみでなく多様な学部の学生が利用できる制度として山形県若者定着奨学金返還支援事業の導入を始めております。

この事業は卒業後県内に居住かつ就業し引き続き3年間経過した対象者に対して支援を行う制度で、市町村等の負担金をもとに県が基金を造成し行うものであり、本市においてもその負担金支出の取り扱いについて県と連携を図っているところです。奨学金の対象が大きく広がるこの新たな制度の導入は、若者の定着のためにより効果的になるものと考えております。

また、いわゆる給付型奨学金制度についてありますが、御提案の長野県、沖縄県、足立区においては共通して経済的な理由で進学を諦めている学生を支援する目的で、奨学金の全額あるいは一部の返還義務のない制度として創設または創設予定しているものです。

これに対し、本市で実施している新庄市ふるさと創生人材確保事業は、経済的支援のみならず、次世代を担う若者の地元定着化を目的としたものであり、本市への就職の場合は奨学金の返還を一部免除するという一部給付型として充実化を図ってきております。

一方で、県においては経済的理由により就学が困難な高校生を支援するため全額給付型の制度もあります。以上により、全額給付型と一部給付型の違いはあっても、これら奨学金に関する事務は将来有用な人材を育成するために大切な支援制度と考えられることから、今後とも県等と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

子供の貧困解決の就学援助についてでございます。次に、就学援助対象の拡大についてお答えします。生活保護費は平成25年に基準が見直されました。しかし、同時に文部科学省より生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度に生ずる影響についてという通知も出ているところで

す。

これを受けて、本市では準要保護者を認定審査するに当たり、できる限り影響を及ぼさないようという配慮から前年度審査の結果も加味しながら対応を行っているところです。したがって、この基準見直しにより影響が出ている方はないと考えているところです。

さらに、就学援助の拡大についてですが、現在就学援助の対象者の認定は新庄市就学援助事業実施要項に基づいて行っているところです。平成17年度より国庫事業から市の単独事業に移行するに当たり、最上地域の市町村間で格差を生じさせず同じような援助が受けられるよう、最上地域の市町村が協議し合意した上で可能な限り統一化を図った援助内容にしております。近隣地域との平等性や均衡も考えながら今後も対応してまいりたいと考えております。

制服やかばん、学校で必要な文房具等は全て公費で賄っているかという御質問でございますが、新庄市就学援助事業実施要項において新入学児童生徒に対する学用品費は小学校1年生1万9,900円、中学校1年生2万2,900円となっており、そのほかにも全学年に対応して支給する学用品費もあり、小学生に対しては1万1,100円、中学生に対しては2万1,700円となっております。

この金額を見ますと小中学校ともにこのような援助額によって少しでも賄うことができるようになればと考えているところです。

この金額の設定につきましては、国からの要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の限度額が就学援助額の2分の1と定められており、この国庫補助金限度額に準じた額としているところです。

今後の経済的支援につきましては、国県の動きを見ながら、また他の児童生徒との平等性も考慮に入れながら、さらには他の補助との兼ね合いも考慮しつつ、こういった形での補助のあ

り方がいいのか総合的に妥当性を考えていく必要があると思っていますところでございます。

続きまして、子供の貧困解決についての学校給食無償化でのことではございますけれども、食の教育として給食は無償にすべきではないかという御質問ですが、食育については理科や生活科等で実際に食物を栽培し理解する活動を進めております。また、総合的な学習では地元の食物について学ぶ機会を設けている学校がほとんどでございます。さらに、学校給食の地産地消については、平成26年3月に作成された新庄市食育地産地消消費推進計画に基づき各学校で積極的に推進しているところであります。

地元でとれた食材が学校給食に取り入れられることによって、食に対する興味関心を持ったり食文化や食材の旬を知ったり地域の産業について学んだりすることができます。地元食材を生かした郷土料理や行事食を味わうことで郷土を愛する心を育むことにもつながっているところです。

新庄市の学校給食における地産地消については山形県でも高い利用状況にあり、積極的に地産地消に取り組んでいると言えますので、そういった点からも食育に十分つながっていると考えているところです。さらには、給食で地産地消ウィークなどを設けながら地元の食材について理解を深めるとともに、子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるようにしているところです。

負担軽減による給食の無償化についてですが、準要保護児童等については既に就学援助費として全額支給しているところであり、いわゆる子供の貧困に関する給食の無償化という点では既に行われていると考えているところです。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧な答え、ありが

とうございます。

再質問いたします。

子供の貧困の定義についてよくわからないということもあって、市全体では把握できていないという市長からの答えでありました。

先ほどの質問の中でも言いましたが、山形大学の戸室健作准教授は、この貧困の定義、貧困ラインというのを生活保護費の算定基準、これを最低生活費とし、それ以下の収入のうちの子供としております。つまり、生活保護基準以下の生活なんです、車を手放せないなどの理由などで、それ以下の生活なんだけれども収入で生活している、そういう世帯の子供ということです。これが山形県で2012年には12%にもなっているということでもあります。当市においても、山形大学戸室准教授の算出数値を参考にし、精密な実態調査や対策を実施することが必要ではないかと思います。お考えをお聞きます。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

戸室准教授の方式でもって新庄市のケースを考えるというところでございますけれども、ただいまのところまだその方法で確認はしてございません。データはございません。ただ、そういった方法で調べる手だてがあるのかどうか検討してみたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひ、調べて調査をして、どのようにしたらいいかという土台になるかと思っておりますので、お願いしたい、把握していただきたいと思います。

次に、就学援助についてお聞きます。就学援助を受けている親御さんからお聞きしました。

まず、小学2年生以上について学校で集金されるものは大体就学援助で間に合うとおっしゃってくださっています。しかし、消耗品になる鉛筆やノート、学年として必要になってくる笛、絵の具セット、習字セットなどのお金が足りないというお話でした。就学援助は低所得者に支給するものです。実際に見合ったものにその部分を引き上げるべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 就学援助につきましては就学困難な児童に対して給付するということになっております。そういった点で、学校から集金される最低限のものについてはこの就学援助費で賄えるような制度ということになっていると考えております。

もちろん、当然そのほかにも各学校で必要なものということで集金されるわけですが、どの程度まで就学援助という形で援助していくべきかということにつきましてはほかの援助等もございますので、あるいは子育て支援等もありますので、他課とも連携しながら考えていく必要があるかと考えているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 学校給食、学校の勉強というのは学校に行っている限り全員が必要になってくるものでありますので、低所得の世帯のこういった今言ったような消耗品としてのものとか、学年で必ず必要となるものについては就学援助で全部賄えるようにぜひ検討していただきたいと思うんですが、再度どうでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 就学援助でどこまで賄うかと。全て消耗品あるいはいろいろな金額の差

もございますので、現在のところ最低限必要なものという形で就学援助については考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） これ以上言っても平行線のような気もしますが、ぜひ検討、内部で考えていただきたいということにとどめたいと思います。

次に、本市就学援助の先ほど言った単価表を見てみますと、新入学児童生徒学用品費として今先ほど教育長が言われた小学校1年は1万9,900円、中学校1年は2万2,900円ということです。しかし、市内の親御さんにお聞きしてみますと、ある方は小学校1年の場合5万円くらいかかるなど言っていましたし、中学校1年の場合は6万円かなと言って、プラス自転車2万円かなとおっしゃっていました。全国新婦人の会とありますが、そこでアンケート調査をしてみましたら小学校で平均5万4,540円、小学校入学1年生です。中学校1年生では平均7万8,492円です。義務教育は無償というのにふさわしい抜本的見直しが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 新入学用品費ということでおあげしている金額ということでは、例えば1年生においてランドセル、中学生においては自転車等さまざまな購入ということがかかってくる費用はあると思います。もちろんそのほかにもかかってくる費用ということがございますが、最低限新入生用品として例えば算数ボックスとか、学校で使用する学校で集金する金額についてはこの金額で賄えるのかなとも考えているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 学校に入るときにお金
がなければこれらのものが用意できない、今私
が問題にしているのは、そもそもそういうお金
が非常に少ない貧困な御家庭のことなんです。
そういう貧困な御家庭に対して入学するに当た
って必要なものが買えないような新入学児童生
徒学用品費でいいのかということをお聞しまし
ます。どうですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 どこまで就学援助という
形で援助していくかという話になってくるのか
なと思っていますところ。当然、際限なくと
はいかないのかなと思っていますところですが、
就学するに最低限の学校として集金する分とし
てはこのような形で就学援助という形で解消さ
れているのかなと思っています。

当然、議員がおっしゃるとおり、中学1年生
入学するに当たってはさまざまな費用がかかっ
てくると思います。その分についてはなかなか
就学援助費という形では難しいというのが現実
かなと考えているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 平行線で残念でありま
すが、ぜひ内部で考えていただきたいという
点でおさめます。

再質問します。

生活困窮世帯が入学準備金の立てかえをしな
くてよいように就学援助金を生活保護世帯も含
めて入学前の2ないし3月に支給すべきではな
いかと考えます。親御さんの立場に立ってこう
いう改善をやるべきと思いますが、どうでしょ
うか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 認定に当たりましては、
4月になりましてからそれぞれの収入等を勘案

しながら決めて判定をしているところです。な
かなか入学前にというのは非常に難しい状況に
あるのかなと思っているところです。4月に入
りましてその状況を担任とも把握して、その上
で就学援助等に判定をしてまいりたいと考えて
いるところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 小学校に入るとか学校
に進むときには何年生になるのかは全てわかる
わけです。そういう意味で何が必要になるのか
というのはやはり4月になる前にかばんなども
全部含めて親御さんは準備するわけです。その
とき、生活困窮世帯ですからどこからお金を持
ってきたらいいのか、借りなきやいけないのか
ということですからごく悩んでいるとよく聞いてい
ます。借りて、お金は後でとなかなか言いづら
い、物をもらったときにお金持ってこいと言わ
れるわけで、非常に悩んでいるわけなんです、
親としては。

そこで村山市などは4月1日に渡すとしてい
ると聞いています。その点など、そういう改善
はできるんじゃないか。お願いします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 他市町村のそういった情
報も得ながら今後研究していく必要があるかな
と考えているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひよろしくお願いま
す。

次に、学校給食費の問題についてです。日本
国憲法第26条は、義務教育は無償にするとた
っています。国による無償化範囲の拡大が教科
書以外は進まない中で、全日本教職員組合が独
自の補助制度の有無を1,742の自治体に尋ねま
した。981自治体から回答があり、122自治体が

給食費、112自治体が修学旅行費、97自治体が学用品費や教材費などを補助していました。

全国の自治体に先駆けて無償化をなし遂げた自治体の一つが山梨県早川町です。2011年山梨県早川町は2012年度から給食費、修学旅行費、教材費の保護者負担をなくしました。町の教育委員会の担当者は、経済的に裕福でなくとも安心して教育を受けてほしかったと言っています。新庄市の教育委員会担当者の皆さん、この言葉を聞いてどう感じますか。お聞かせください。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 給食の無償化ということで122の市町村が行っているということでございました。給食と修学旅行とはまた別の問題になってくるのかなと考えているところです。子育て支援という形での給食無償化ということにもなってくるかと思しますので、そういった面も含めまして他機関とも連携をしながら研究をしてみたいと思っていますところ。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 兵庫県相生市は2011年度から市立公立の幼稚園と小中学校の給食費を無償化しました。人口は約3万508人、一般会計160億円の中から2015年度は約2,500人を対象に約1億1,000万円を投じているとのこと。若い世代が転入する場合は、家賃補助をする制度も始めたそうです。2013年度から転入者が転出者を上回る社会増を実現したとも聞いています。

子供の貧困の解決と子育て世代を呼び込む施策として、当市でもこういったことを考える必要があると思いますが、いかがですか。市長はどうですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 今議員がおっしゃるよう

に、子育て支援という形での一つとして教育、給食の無償化ということがあると思います。そのことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり子育て支援という中においてはそのほかの制度もございますので、そのほかの制度とも考え合わせながら今後研究していく必要があるかなと思います。

また、食育に対しての給食の無償化ということもございました。食育に関しましては各学校でそれぞれ各教科あるいは学校教育活動全体を通して行っておりますので、給食の無償化とは別の観点で食育については考えてまいりたいと思っていますところ。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 県内では、尾花沢市と南陽市が第3子以降の学校給食無料化を行っています。多子世帯の経済的負担を軽減する施策として当市でもできるんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 先ほど来申し上げておるところですが、子育て支援という形でさまざまな形があると思います。そういった点を踏まえながら今後どんな形がいいのか、あるいはどんな形で子育て世代への支援をしていけばいいのかということを総合的に考えていく必要があるかと考えているところです。そういったことを踏まえて、今議員がおっしゃったような市町村等との連携あるいは情報等を収集しながら研究をしてみたいと思っていますところ。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひお願いしたいと思います。

次に、福祉タクシーの充実についてです。市長がおっしゃったように今年度から1枚当たり

補助が拡大されたというのが非常に市民から歓迎されています。しかし、一方で、ある本宮地区の住民ですけれども、高齢者で健診センターに健診に行くといったら、バスが余りないものですからタクシーを使ってみたら往復3,000円もかかりまして、健診よりも負担が大きかったと。高齢者に健診を受けさせたいならば、タクシー補助が高齢者にあってもいいんでないかと。仕事をしている忙しい家族に迷惑をかけられないんだとおっしゃっていました。この意見についてどう思いますか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 高齢化が進んでいる現在ですので、高齢者の方といいますがいろいろな方々がいらっしゃいます。高齢者の誰もが交通弱者とは必ずしも言えないという時代なのかなと私も思います。ですから、高齢者であってもなくても重いハンデを抱えている方が例えば自分で車を運転できない、あるいは御家族の中に車で送り迎えしてくれる方がいらっしゃらないという場合は、やはり唯一の交通手段がタクシーということになりますので、そういう方についてはタクシーの運賃の負担を助成するというのが福祉タクシーの趣旨ではないかと思っています。

そういう点では、高齢者全般に対する対策というのは全般的な公共交通網の整備、この中で考えるべきことであろうかなと思っています。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次に、国保税についてですが、1,700億円のうち、平成27年度当市に配分された金額は幾らだったのかお聞きします。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 平成27年度本市に受領した額でございますけれども、9,500万円でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） これは負担軽減に使えるのでないか。と言って終わります。

清水清秋議長 以上で、今期定例会の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時58分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

清水清秋議長 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

（森 儀一議会運営委員長登壇）

森 儀一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午後1時52分から議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、星川 豊議員に対する懲罰の件についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果につき御報告申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

星川 豊議員は、去る6月2日、正当な理由がなく会議を欠席しました。よって、ただいま議会運営委員長の報告にありましたとおり、星川 豊議員に対し地方自治法第137条の規定により懲罰を科すため、星川 豊議員に対する懲罰の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、星川 豊議員に対する懲罰の件を日程に追加し、日程第2として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時02分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第2 星川 豊議員に対する懲罰の件

清水清秋議長 これより、日程第2 星川 豊議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、星川 豊君の退場を求めます。

（3番星川 豊議員退場）

清水清秋議長 お諮りいたします。

懲罰の議決については、会議規則第161条の規定により委員会の付託を省略することができないこととされております。よって、本件については6人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思

います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、6人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において小関淳君、山科正仁君、佐藤卓也君、今田浩徳君、新田道尋君、小嶋富弥君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） この懲罰特別委員のメンバーは誰が推薦してなのか。私たち、無会派、会派に入っていない、星川 豊議員もそうですし、その3人は議会運営委員会にも入られない、会派代表者会議にも入られない、そして懲罰委員会にも入れない、こうやって少数の議員の意見が反映されていないような今の設置であったり、進め方がやられているように思います。

私はそういうやり方ではおかしいと思います。星川 豊議員は会派に入っていない議員です。その入っていない無会派の方を入れるべきだろうと私は思うんです。そして少数意見の人も入れてどうするかということをやるべきだし、この運営のままでは大会派の皆さんが懲罰やりましょうみたいな話をどんどん進めているような気がして、ちょっと待ってよと言える場がないような気がして、ちょっと会派でないところの3人の中から1人でも入れるべきだなと私は思うんです。星川 豊議員はまさに懲罰を受けるかもしれない大事な場になるかもしれないのに、星川 豊議員がはまっている無会派から誰も出ないというのは私はいかななものかと思う

んです。

もう一つは、星川 豊議員に理由などを聞いているのか。考えを星川 豊議員の釈明なども聞いたのか。そこもお聞きしたいんですけども。

清水清秋議長 暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 6 分 休憩

午後 2 時 0 9 分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 0 分 休憩

午後 2 時 1 3 分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

懲罰特別委員会の委員の構成について、賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 それでは締め切ります。

賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、ただいま指名いたしました諸君を懲罰特別委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、これより懲罰特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 5 分 休憩

午後 2 時 2 2 分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので報告いたします。

委員長には小嶋富弥君、副委員長には新田道尋君であります。

暫時休憩いたします。

(3 番星川 豊議員復席)

午後 2 時 2 3 分 休憩

午後 2 時 2 4 分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

散 会

清水清秋議長 ここでお諮りいたします。

今期定例会の本会議をあす7日から12日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を7日から12日まで休会し、6月13日月曜日午前10時より本会議を開会いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 2 5 分 散会

平成28年6月定例会会議録（第4号）

平成28年6月13日 月曜日 午前10時00分開議
議 長 清 水 清 秋 副議長 石 川 正 志

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	叶 内 恵 子	議員
3 番	星 川 豊	議員	4 番	小 関 淳	議員
5 番	山 科 正 仁	議員	6 番	佐 藤 卓 也	議員
7 番	今 田 浩 徳	議員	8 番	清 水 清 秋	議員
9 番	遠 藤 敏 信	議員	10 番	奥 山 省 三	議員
11 番	小 野 周 一	議員	12 番	高 橋 富 美 子	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	新 田 道 尋	議員
15 番	森 儀 一	議員	16 番	石 川 正 志	議員
17 番	小 嶋 富 弥	議員	18 番	佐 藤 義 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	小 野 茂 雄
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	田 宮 真 人
市 民 課 長	加 藤 美 喜 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	佐 藤 信 行
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	井 上 章
健 康 課 長	小 松 孝	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	渡 辺 安 志	都 市 整 備 課 長	土 田 政 治
上 下 水 道 課 長	松 坂 聡 士	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	伊 藤 洋 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	荒 川 正 一	学 校 教 育 課 長	齊 藤 民 義
社 会 教 育 課 長	関 宏 之	監 査 委 員	大 場 隆 司
監 査 委 員 長 監 事 務 局 員 長	高 山 学	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	矢 作 勝 彦

選挙管理委員会
事務局 局長

滝口英憲

農業委員会
事務局 局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長 森 隆 志
主 査 沼 澤 和 也

総務主査 三 原 恵
主 査 早 坂 和 弥

議事日程（第4号）

平成28年6月13日 月曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

日程第 1 請願第3号消費税率10%への引上げ中止を求める請願

（産業厚生常任委員長報告）

日程第 2 議案第44号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第45号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 星川 豊議員に対する懲罰の件

日程第 5 議案第46号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第47号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 議案第48号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）に同じ

開 議

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

総務文教常任委員長報告

清水清秋議長 日程第1請願第3号消費税率10%への引上げ中止を求める請願を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

（高橋富美子総務文教常任委員長登壇）

高橋富美子総務文教常任委員長 おはようございます。

私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、請願1件であります。

審査のため、6月8日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席のもと、紹介議員の出席を求め審査を行いました。

紹介議員より趣旨説明があり、このたび安倍首相は10%増税を延期するということを行った。この請願は中止を求める請願であり、延期も含めて引き上げはしないでいただきたいという請願である。消費税が社会保障のためと言われて導入され、2度引き上げられてきた。しかしながら、社会保障が充実したと言えないのが国民

の実感ではないかと感じる。消費税を増税しないで税金の使い方を改めていくことで引き上げ中止はできるだろうと、多くの国民が考えているということが請願の趣旨ではないかといった説明がありました。

審査に入り、委員より、適格請求書の導入によりとあるがどういったことを想定しているのかといったことが出されました。

また、別の委員から、消費税は不公平な大衆課税とあるがこれに対案する税率があるのかと思う。将来にツケを残さないためにはどうするか。今のところ消費税というのは財源として大事な課税ではないか。上げるのはだめだというのはいかなものかといった意見が出されました。

また、本来は来年4月からということが2年半延長することに決まった。引き上げはしないということだ。廃止だったらわかるが今の現状で意見書を出すのはどうかといった意見。

別の委員から、請願の趣旨は理解できる部分があるが、再延期が決まっているこの時期に意見書を出すのは地方の声として生きるのかといった意見。

また、消費税をなくするというのは日本のこれからの将来を考えると難しい。消費税をストップしても別の方法での税金というものになり、納税の方法が変わるだけで負担には変わらない。国民の一人として義務だからやむを得ない、ある程度我慢して認めていかないといけないといった意見が出されました。

その他、委員間で討議した後、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 討論の発言を許します。原案に対して反対討論ですか、賛成討論ですか。

1 番（佐藤悦子議員） 請願に賛成です。

清水清秋議長 原案に賛成討論として、佐藤悦子君。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 消費税率10%への引上げ中止を求める請願に賛成討論を行います。

安倍内閣は消費税増税について2年半後にとすると延期しました。中止ではありません。参院選挙の公約でも2019年10月には10%に増税することです。消費税を8%へ増税して以来景気は冷え込んだままです。社会保障は悪くなる一方です。消費税は低所得者ほど負担の重い弱い者いじめの税金です。消費税増税は中止すべきだと考えます。

どこからどのようにすれば消費税増税しないで財源が生まれるのか。また、借金返済のことについてです。

第1に、どこから税金を集めるのかということについてです。

税金は負担能力に応じた原則に立つべきだと考えます。富裕層と大企業に応分の負担を求めることです。今の税金の負担の割合を見ますと所得1億円の方が一番税負担が高くなり、それ以上の方は100億円という方までいますが、負担割合がだんだん低くなっています。1億円以上という富裕層の方に所得1億円以上の方に増税をするというのではないかと思います。

大企業は法人税の負担割合が約14%だそうです、現在。中小企業は25%の負担となっているそうです。なぜなのかというと、大企業にしか

使えない控除が10余りもあるからです。法人税の引き下げや4兆円もの減税ばらまきをやめて、過去最高の内部留保となっているもうかっている大企業にまともに法人税の負担をしていただくべきと考えます。

研究開発減税などの大企業優遇税制を抜本的に見直して、所得税の最高税率を引き上げ、高額株取引や配当への適正な課税を行うなどで富裕層への課税を強化することはできると思います。そうすれば、消費税に頼らない別の道で社会保障をよくする財源はつくり出せます。

第2に、税金の使い方を改めるべきだと思います。

この間、社会保障の連続改悪、社会保障予算の自然増を削減してきました。これを切りかえて社会保障、子育て、若者に優先して予算を配分することです。保育士や介護福祉士が足りないと言われておりますが、その待遇をよくしていけば足りなくなくなります。社会保障をよくすれば景気は必ずよくなります。

戦争法強行と一体に軍事費は5兆円を超えて過去最高となっています。米軍への思いやり予算や米軍関連経費も過去最高の大盤振る舞いとなっております。海外で戦争をするための大軍拡をやめ、暮らしに回せば、社会保障をよくする財源も出てくるし、1,000兆円を超えるという借金も減らすことができます。

また、第3に、働く人の改善によって税収を図っていくということです。

最低時給を直ちに1,000円以上に上げさせることや大企業の下請単価を引き上げてまともな単価で中小企業にお金を出すようにさせれば、中小企業の皆さんが賃金を上げることができます。また、正採用が当たり前の前の日本に戻すということです。今、日本で残業代ゼロの方向に政府は向けようとしていますが、そうでなく残業に規制をして安心して働ける日本にすることで、所得税などがふえて日本の財源となつて

まいます。そうすれば社会保障をよくする財源が出てくるし、1,000兆円を超える借金も確実に減らすめどが立ってまいます。

消費税率10%への引き上げを中止して、このような改善によって日本の経済、暮らしや経済をよくすることができると考えますので、請願に賛成です。

清水清秋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第3号消費税率10%への引上げ中止を求める請願について委員長報告は不採択ですが、請願第3号については原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 それでは、締め切ります。

表決の結果は賛成4名、反対13名、賛成少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

産業厚生常任委員長報告

清水清秋議長 日程第2議案第44号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第3議案第45号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤義一産業厚生常任委員長 おはようございます。

私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

審査のため、6月7日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第44号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、子育て推進課から補足説明を受けた後、審査に入りました。

子育て推進課からは、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を受け、新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正を行うものとし、内容について詳細な説明がありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第44号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、子育て推

進課からの補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課からは、国の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の改正を受け、新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものとし、内容について詳細な説明がありました。

審査において、委員から、新庄市では待機児童は出ているのかや、新庄市の待機児童ゼロには必ずしもなっていないのではないか。今回の改正で解消されつつあるのかなどの質疑がありました。

子育て推進課からは、平成28年4月1日時点で新庄市の待機児童はゼロである旨の説明がありましたが、また別の委員からの質疑で、新庄市の待機児童ゼロには必ずしもなっていないのではないか、今回の改正で解消されつつあるのかという質疑に対し、子育て推進課からは、待機児童ゼロというのは国基準のカウントであり、定員の関係で兄弟別々の保育所に入らなければならない場合や、入りたい保育所があるが定員の関係で入ることができない方々についてはカウントされないの、実際には数名程度いるとの説明がありました。

また、今回の改正で解消されつつあるのかという質疑に対しては、直結はしないと思うが、保育の安定という面では寄与するのではないか。また、小規模保育施設を運営したいという方が参入しやすくなるという説明がありました。

異議の有無を諮りましたところ、異議ありの発言があり、挙手採決の結果、議案第45号については賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わりますので、よろしくお取り計らいいただきしたいと思います。

清水清秋議長 ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第44号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第44号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 討論発言を許します。原案に対して賛成討論、反対討論どちらですか。

1 番（佐藤悦子議員） 原案について反対です。

清水清秋議長 原案に対し反対討論として、発言

を許します。佐藤悦子君。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 議案第45号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をいたします。

これは説明にも丁寧でありました。2名以上保育士にしなきゃいけなかったところを1名保育士、もう1名は保育士以外でオーケー、小学校の教員などの免許などがあればオーケーなどとしようというような規制緩和です。保育士が足りなくなることを想定して、全国では保育士が異常に足りないということで、国は規制緩和によって保育所に入れない子供のいないように、あるいは今まで認可外保育所と言われた小規模保育所や、とにかく子供を預けて働けるようにするために規制緩和を国は進めております。

しかし、この間保育関係での事故がありますが、その多くが認可外と言われたこのような小規模以下の小さな施設です。

そういうことを考えたときに保育士の待遇改善を国はすべきであります。そうすれば、保育士は産業の平均に比べて月10万円も待遇が悪い、賃金の安い状況だそうですが、それを国として改善して、保育士になりたい人、続けたいという人がふえるように国がやるべきことだと思います。それをやらずに規制緩和を国が進めてくるということは保育事故の可能性を広げることになると私は思います。

安心して女性が働くためには、女性、男性もちろん、親が働くためには安心して子供を預けられる体制があつてこそです。そういう体制づくりこそみんなが活躍できる社会になるわけです。そういう意味で規制緩和で進めるこのやり方は私はだめだと思っています。

以上です。

清水清秋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第45号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告に反対討論がありましたので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第45号について委員長のとおりに決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 それでは締め切ります。

表決の結果は、賛成16票、反対1票であります。よって賛成多数であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 星川 豊議員に対する懲罰の件

清水清秋議長 日程第4 星川 豊議員に対する懲罰の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、星川 豊君の退場を求めます。

(3 番星川 豊議員退場)

清水清秋議長 本件に関し、懲罰特別委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長小嶋富弥君。

(小嶋富弥懲罰特別委員長登壇)

小嶋富弥懲罰特別委員長 それでは、私から懲罰

特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

御承知のとおり、6月6日の本会議において星川 豊議員に対する懲罰の件についてを審査するため、本懲罰特別委員会が設置され、6月8日午後1時より、議員協議会室において委員6名全員出席のもと、議会事務局職員並びに星川議員の出席を求めて審査を行いました。

審査に先立ち、本懲罰特別委員会については市議会基本条例第6条第2項並びに委員会条例第19条第1項の規定に基づき、公開で進めることを委員に了解いただき会議を進めました。

初めに、星川議員より6月2日の本会議を欠席した理由について説明を求めたところであります。

星川議員よりは、6月3日金曜日から議会が始まると勘違いしてしまった。自分の不注意でまさに私1人の責任であり、市民のおしかりを受けるのも当然、懲罰委員会の指示を待ちたいとのことでありました。

その後、星川議員に対する質疑が行われ、委員より、前に欠席した際、議長より厳重注意を受けたと思うが、二度としないように気をつけるための取り組みはどのようになさったのかとの質疑に対し、星川議員よりは、手帳へ記入する、携帯電話にはきょうのスケジュールが出るようにする。また、1時間、30分前にはベルが鳴るようにするなどいろいろな角度からチェックを入れられるようにしていたが、ただ今回は携帯電話を落としたり手帳を見間違ふなどが重なってしまったとの回答でありました。

星川議員からの聞き取りを終え、星川議員が退席した後、審査を行いました。

初めに、本懲罰特別委員会が設置されるに至った経過について議会事務局長より説明をいただき、その後に星川議員に懲罰を科すかどうか、また懲罰を科するとすれば地方自治法第135条に定めるいずれかの懲罰を科すのかにつ

いての協議を行いました。

星川議員に懲罰を科すかどうかについては、初め採決した結果、賛成多数により懲罰を科することに決したところであります。

次に、どのような懲罰を科すかについて協議を行いました。

委員より、今回の事案は地方自治法第137条の要件に該当するが、本人からの弁明によると認識の甘さと同時に過失も認められる。したがって、故意ではなく携帯電話を落としてしまったという偶然が重なったことを鑑み、また本人の十分な反省と新聞紙面における社会的な制裁も行われておることから戒告処分が適当と考えるといった意見。

また、委員より、今回の案件は6月2日の本会議欠席だけであるが、広域議会も欠席している。広域議員は新庄市議会からの代表で行っている、相当の責任はある。広域議長と市議会議長から2回厳重注意を受けていながら不注意というのは許されない。陳謝していただきたいといった意見。

また、委員より、星川議員は前から会議におくることが多過ぎる。会議を軽率に捉えられているところがある。そして、最も考えなければならないのは、農業委員会を私物化しているところが見受けられること。また、過去2回の厳重注意は戒告に値するため、今回については陳謝すべきと思うとの意見。

また、委員よりは、判断は非常に悩ましいが議場における戒告という形で議長の口から厳しく言うべきと思うとの意見などが出されたところであります。

各委員からの意見は戒告と陳謝に分かれたため、初めに戒告の懲罰を科すことについて採決した結果、賛成多数で戒告の懲罰を科することに決したところであります。

次に、戒告文（案）については本委員会で決定することになっておりますので、委員長案に

ついて協議を行い、採決した結果、賛成多数で委員長案のとおりに決しました。

以上、本委員会に付託されました案件の経過と結果の報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの懲罰特別委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 委員会の話し合いの中で、星川議員が農業委員会を私物化しているのではないかという発言があったようですが、これは重大な発言のような気がするんですが、どのようなことを指しておっしゃっていたのかお願いします。

小嶋富弥懲罰特別委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 懲罰特別委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥懲罰特別委員長 具体的には内容は申しませんでした。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今回ののは、無断欠席とかそういう問題を議論していることでありまして、農業委員会を私物化しているということは関係がない発言のような気がするんですが、そして個人的にその点内容が明らかでないまま星川議員に対する侮辱のような気がするんですが、そうは考えなかったんですか。

小嶋富弥懲罰特別委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 懲罰特別委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥懲罰特別委員長 私はあくまでも審査の経過と結果についての報告でございますので、御了承お願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私たち議員としてやはり議場は一番大事な市民から託された仕事です

ので、出席したり発言したりしなきゃいけないというのは一番大事なことだと思いますので、全体のことについてはいいと思うんですが、その中で個人攻撃になるようなこういう発言を私は許すべきではないと思います。

今後、このような個人攻撃、理由も明らかにしないまま個人攻撃をするような発言は慎むべきだと思います。いかがでしょうか。

小嶋富弥懲罰特別委員長 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 懲罰特別委員長小嶋富弥君。

小嶋富弥懲罰特別委員長 私は、先ほど申しましたけれども、審査の経過と結果についての報告で私個人の意見は述べられませんので、述べることはできません。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

星川 豊議員に対する懲罰の件については、電子表決システムにより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は委員会起草による戒告文により星川 豊議員に戒告の懲罰を科すことであります。

それでは、本件について委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 それでは締め切ります。

表決の結果は、賛成16名であります。よって賛成多数であります。よって、懲罰特別委員長報告のとおり星川 豊議員に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

ここで星川 豊議員の入場を求めます。

(3番星川 豊議員入場)

清水清秋議長 ただいまの議決に基づき、これより星川 豊議員に懲罰の宣告を行います。

星川 豊議員に戒告の懲罰を科します。

これより、戒告文を朗読いたします。

星川 豊議員の起立を求めます。

(3番星川 豊議員起立)

清水清秋議長 戒告文。

星川 豊議員は、平成28年6月2日の本会議において正当な理由なく会議を欠席した。このことにより議会の秩序を乱したことは議員の職分に鑑みまことに遺憾である。

よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

平成28年6月13日。

新庄市議会。

以上であります。

星川 豊議員は着席してください。

(3番星川 豊議員着席)

日程第5議案第46号平成28年度新庄市一般会計補正予算(第1号)

清水清秋議長 次に、日程第5議案第46号平成28年度新庄市一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件に関しては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番(小野周一議員) 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番(小野周一議員) 私から1点お聞きしたいと思います。

11ページ、10款教育費小中一貫教育推進費謝金24万1,000円。この項目について詳細についてお聞きしたいと思います。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 小中一貫教育推進費謝金ということでございます。これにつきましては、小中一貫教育、これを市の教育の大きな柱ということで進めてまいっておりますが、さきに開校し義務教育学校となりました萩野学園に続く明倫中学区における小中一貫教育の推進、すなわち義務教育学校への整備に向けての協議、そして調整の場ということで推進組織を設けたいと考えてございます。

そこで、専門的見地の方とか地域の方々、学校の関係者といった方々を考えておりますので、この構成の方々への一部謝金ということでございます。

11番(小野周一議員) 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番(小野周一議員) わかりました。

実は、きょう我々の議席にも全員協議会における具体的な中身のあれがあるんですけども、本来そのような小中一貫校、施設一体型の一貫教育校開設は目標なんですけれども、本来ならば私はこれは当初予算に載せるべきではなかったのかという思いがいたします。

といいますのは、実は昨年暮れですか、我々も沼田小学校のあのような状況を見まして、その後総務文教委員会で沼田小学校を見てもらい、そしてあの議会として沼田小学校のあのような教育環境で児童生徒を学ばせていいのかという

要望書を出した経過があります。

私は北辰小学校もしかり、沼田小学校もしかり、明倫中学校もしかり、その施設一体型義務教育学校には反対するわけでありませんが、沼田小学校をあのままでいいのか。施設一体型の北辰小学校、沼田小学校、明倫中学校、一体となった学校を建設するまであのような状態で沼田小学校の児童生徒を学ばせていいのか、本当に。私は新庄市の教育委員会、教育総務課は本当にどのように把握しているのか。

だから私せんだって言ったんですけれども、これは補正予算じゃなくて、当初からそのような考えがあったとすれば当初予算に設けて進めてくるべきではなかったかという思いで今質問しているんですけれども、今の沼田小学校のあのような教育環境をどう思いますか。教育長。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 私も今年度になってから数度にわたって訪問をしております。つぶさに見ながら、校長先生あるいは教頭先生からさまざまな支障のある部分も承っております。そのような中でありながら、耐震補強は平成22年度からということで一等最初にやっておることから始まりまして、毎年不都合な部分に関する手当てをしてきているところでありまして、昨年度を見た場合も年間通して十数件の随時にわたるあるいは当初予定どおりの補修などをしながら、その改善を図ってきているところでありまして、そのための情報交換も特に密にしておるところと私は認識しておるところであります。

今年度に入りまして、そのような交換を続けながら、行きたびごとにふぐあいはないかと。どれだけ急ぐものなんだろうというところも情報を交換しながら、その辺を優先的に予算配分

できないものなのかというのを検討しながら、逆に日々そのようなことを考えながら送っている。それが正直なところでありまして、私どもにつきましては、したがってその明倫学区の小中一貫の中で急ぐべきなんだろうという認識を持っています。

11番（小野周一議員） 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番（小野周一議員） 今、課長が言いましたけれども、一部の改修で済むのかと私、言いたいんです。今の現況を見た場合。議会報の、我々総務文教常任委員長の報告を見ましたか。また、平成24年12月18日にも沼田小学校PTA会長、沼田学区の区長さんからの要望書も出ていますよね。要望書が来ていても回答しなくてもいいといえば回答しなくてもいいんですけれども、このときは回答すらしておりませんよね。

だから、今回新たに同じような文面で出されてきて総務文教常任委員会で現地視察して、これじゃ余りにもひど過ぎるという意味で、教育委員会と何回となく会議を持ってきた経過があります。

我々も総務文教にお願いしている関係上、この問題については初めて質問するわけでございますけれども、私が言うのは小中一貫も施設一体型も私は反対するわけじゃないんですけれども、あのままでいいんですかというんですよ。まずは沼田小学校、議会としても申し入れ書を出しているんですけれども、何とかしてほしいという思いで出しているんですよ。本当に教育委員会で萩野学園をモデル校にした小中一貫校をつくとすれば、本来ならば当初予算にこのような謝金というものを上げるべきでなかったんですか。我々議会がこのように動かなければ何をこういう当初予算にも補正予算にも計上されなかったかもしれませんよね、これね。

恥ですよ、新庄市の。あのような沼田小学校の教育環境に児童生徒を学ばせるということは。

これが最後ですので、教育長、どう思いますか、本当に。

北辰小学校も話は進んでいると聞いています。結果は。単独で進むという考えはないんですか、これ。

あともう一つ、去年から始まった中期財政計画にこれらのことは載っているんですか。去年から平成31年まで5年間の中期財政計画ですよ。我々にも示されましたけれども、これらのことが載っているんですか。私が言うのは今のあの状態で学ばせていいんですかということを経験してお聞きしたいと思います。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 沼田小学校の改築の問題でありますけれども、教育委員会としては沼田小学校の改築という部分については常に視野に入れて協議をしてきたところであります。

ただ、財政再建ということがあって、萩野中学校の老朽化、それを改築するのが最優先というスタンスでずっと臨んできたということで、恐らく10年とまでは言わなくとも10年近くのおくれがあるのかなと、空白の10年があったと教育委員会では捉えているところです。

今回、当初予算になぜ載せなかったかということでございますけれども、これまで明倫学区に施設一体型の小中一貫校をつくるという部分については教育委員会として2つの大きな壁があったと思っております。1つは北辰と沼田小学校の統合があるということの問題、もう一つは明倫中学校と施設を1つにすることによって、明倫中学校、老朽化していない施設の補助金はどうなるのかという2つの壁がありました。

ずっと、明倫学区に萩野学園と同じような施設一体型の学校をつくらうということで明倫学区の小中一貫推進協議会の中でのいろいろなお話をしてきたところでありますけれども、すぐ事業に着手するには萩野学園の建築が片方に

ある。もう一つはそういう壁があるということでもいろいろ内部で検討してきたところでありますけれども、明倫中学校の老朽化に伴わない補助金は昨年4月に学校教育法の改正によって施設一体型の義務教育学校をつくる場合には補助金を統合と同じように2分の1補助金をするということが決まりました。

もう一つの壁は、北辰小学校との統合ということです。北辰学区の住民の理解が得られるかどうかというのが大きな壁でございまして、そういった中で当初予算に上げるにはまだ北辰学区との話し合いができていないという現状がございまして、全然話し合いをまだできていない中で当初予算で計上すれば紛糾するかもしれないということをちゅうちょしまして、3月、それから4月と北辰学区に対していろいろ説明を申し上げて、今ようやく予算書に上げられるような状況ができたということでございまして、その分若干おくれがございました。

ただ、沼田小学校単独で改築ということになっても施設一体型で整備するにしても、それ相当の時間というのは当然かかるわけで、そういう時間的なものについては余り差がないのかなと思ってございます。今進めればある意味最短の時間で沼田小学校の改築も含めた施設一体型の学校ができるのかなと思っております。そういう中でぜひ整備を進めていきたいということでございますので、御理解のほどお願いいたします。

清水清秋議長 教育長、小野議員の質問は中期計画に載っているか載っていないかということです。答弁してください。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 中期財政計画、平成27年から5カ年分、この中には結果的には

載ってございません。ただ、掲載する上で議論は始めておりますので、載ってはいないんですけれども、今後今議員が言われた単独という面はというところも含めて、一貫校となった場合の財政的な措置の差、比較などの優位性などもよくよく考えながら財政プランの中でも折り合いをつけられないか、その辺は今後の課題なんだろうと思います。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 細かいところから大きいところまでさまざまあると思います。安全安心の基準として最優先的に対応してまわっているところでありますので、今後ともその姿勢は変わらないわけでございます。施設一体型という形の中で進められるならば、そちら方との兼ね合いをつけながら優先順位を決めてまいりたいと思います。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） 私からも2点ほど質問させていただきます。

11ページ、先ほどの小野議員と同じように10款1項5目小中一貫校推進費の謝金なんですけれども、大体何回ぐらいを予定しているのか。何カ月分かどのくらいなのかをお聞きします。

次、12ページ、10款5項12目体育施設費修繕費なんですけれども、どのような修繕を行うつもりなのか。この2点をお聞きします。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 小中一貫教育推進費の謝金なんですけれども、先ほど申し上げま

した推進組織、これは本委員会と作業部会というものも考えられますので、延べ7回という形の予算でございます。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 体育館の修繕の費用でございます。体育館東側にあります自家発電機の屋根が、一部雪庇が崩れまして、それによって一部損傷した状況でございます。これにつきましては周りの屋根への影響も大きいので、全部を張りかえる作業を考えております。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 先ほど謝金の延べ回数でしたけれども、7回と答えましたが6回ということで御訂正をお願いいたします。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

私も小野議員と質問はかぶるんですけれども、これの推進委員会、推進費、謝金の回数もそうなんですけれども、開催する日が遅いんじゃないか。要は3月の時点、当初予算に盛り込まなかったならばなぜ早目にしなかったのかが疑問であります。

というのも、総合会議の資料も関係すると思うんですけれども、もっと早く開いて地元の説明することも必要だったんじゃないでしょうか。だとすれば6月補正であれば決まってからとなれば早くても後半になりますよね。でなくて、4月頭からやるようなことをなぜやらなかったのか。それが不思議でならなかったんですけれども、それを今後の反省としても、これから進めるためにもここら辺をしっかりと踏まえていかないと謝金の回数、何回やったでなくて進める気持ちをもっと出していかないと、それこそ地

元の方の理解だったり、進まないと思います。

要は、学校は沼田小学校、北辰小学校、明倫中学校、統合になれば全ての学校がなくなります。1つの学校がなくなるわけではございませんので、ぜひともそういう考えを進めていくためにも会議はとても必要でございます。だとすれば、もっと早目にするべきでしょうし、進める回数も6回では足りないこともあると思います。ぜひとも進めていただきたいんですけれども、今後そのような考えがあるのかどうかまずお聞かせください。

また、体育館の修繕費なんですけれども、私も一般質問で言っていますけれども、修繕費、これからどんどん出てきますよね。これ、どうするつもりなんですかね。

この前私も日曜日、体育館へ行ってきたときに高校の国体予選がございましたよね。御存じかどうかわかりませんが。今回は下にマットを敷いて対応しておりました。バドミントンたったの4面使えないわけですよ。あのような感じでいろいろな父兄の方からも御意見を聞きましたけれども、やはり新庄市ってこんな対応なんだなと。

さっき小野議員が言われました。新庄市の恥が2つ出てきますよ。これは補正でいいのかどうかわからないですけれども、そこら辺のしっかりした対応をつけていただかないと本当に誇れませんので、しっかりと補正でできるのかどうかまずお伺いいたします。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一

君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 佐藤議員からの件でございましたが、小中一貫教育の狙うところは地域を支える人材を育成するということでございますので、やはりおのおの地域の活性化に資することになってきた学校文化、これを持っていらっしゃる地域それぞれのほうへの大きな文化の転換になろうかと思っておりますので、その説明をしっかりとしなければいけない部分の時間が必要だったということがありますので、明倫中、沼田小、北辰小、3学区の方々へのその期間ということを考えておりました。その結果をもってするのが丁寧な方向づけなんだろうと考えておりましたので、このような形で私どもとしては順序立てて進めてきたんだと思ってございますが、なお急ぐ姿勢には変わりありませんので、その辺理解しておるつもりですので、そのような姿勢で進めてまいりたいと思っております。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 市体育施設の修繕費の対応につきましては、財政課に相談しながらできる限り早急な対応を図ってまいりたいと考えております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

どちらともこれからの新庄市の未来の子供たちのために必要なものですよね。だとすればしっかり取り組んでいただかないと私は思います。そこら辺をしっかり、補正を組むのもそんなんですけれども、もうちょっと長期的にともっと積極的に進んでいかないとこれからの新庄を担っていく若者が、それこそ教育委員会ではふるさと教育をやってらっしゃっていると思うんですけれども、そういうことの足かせにならないようにぜひとも取り組んでいただいて、小

中一貫校はそうでしょうし、体育館は新庄市のスポーツの顔です。ぜひともそういうことのないうように取り組んでいただきたいんですけども、2課長、どうですか。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 しっかりと中間報告もさせていただきながら、御意見も頂戴して調整を図って進めてまいりたいと思っています。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 市体育館につきましてもしっかりとした調査を踏まえまして早急な対応を行ってまいりたいと考えております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 9ページの2款1項11目市民生活対策事業費LEDの573万円についてお伺いします。

私も今回議会報告会、私A班ですので、市民プラザと升形公民館、2カ所でやりましたんですが、その中でLEDの街灯を早くやっていたきたいという要望がかなり強かったんですが、今のところ計画されている年数、どのぐらいかかる予定なんですか。

数では3,467灯という街灯数を聞いてあるんですが、今の金額を教えてください。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 現在の申し込み状況の中でいいますと、28町内239灯の申し込みがあり、交付決定をさせていただいているところであります。

現在町内の中で検討なされているところが22

町内ございますので257灯。そのほかにも合計で350灯ほど今年度予定されているところがございます。

今回の補助金制度に伴って町内会でも自主負担が必要になってきますので、そこは希望もこれから多々出てくると思いますので、担当課としては早急にとっておりますが、この規模でいきますと年間350灯から500灯の間でいけばあと五、六年なり、10年までいかない段階で全灯かわるんだろうと思っています。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 今課長のお話を聞いていますと随分先のことになるんですが、やはり市民がこれだけ要望しているわけですから、計画をもう少し詰めて対応していくべきじゃないかなと思うんですが、これですと当初は金額が高いのでやはりかかるんですが、その後の維持管理電気料等は町内に対して非常にプラス面が多いということですので、聞いてみますと町内ごとに先着順という話も聞こえてくるんですけども、そういうことでなくて全体的な地区に割っていったら10年なんか言わないで半分ぐらいに計画できないんですか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 順番を待つていただくということではなく、町内の希望に速やかに対応させていただきたいと思っております。市長も申し上げましたとおり予算が尽きればということでなく、予算をなくすことなく対応させていただきたいと思っておりますが、一方、町内でも負担がございますので、そこは兼ね合いがあるんだろうと思っています。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 1灯当たりの単価が非常に高いというのは承知しているんですが、町

内によってはその負担分が容易でないなということであちの町内はつけられないという方があったんですね。やはりもう少し補助率を上げていくように、LEDは寿命が非常に長いので市にとっても将来はメリットがあると思うので、その辺も考慮に入れてLEDの負担を少なくすることを考慮していただきたいと思います。

以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 7 ページ、14 国庫支出金のところの土木費国庫補助金安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金、こちらが11ページ、8 款都市計画総務管理費木造住宅耐震診断業務委託料の予算になっていますが、こちらの本造住宅無料耐震診断なんです、今実績というか、これから補正をされるということなので今どういう状況になっているのかお伺いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 耐震診断の件ですけれども、本年度は熊本の震災を受けまして現在9件の申請がございましたが、うち2件が該当しなくて7件となっております。ちなみに、過去3年で申し上げますと昨年度はゼロ、平成26年度が5件、平成25年度が1件という状況になっています。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 今年度今のところ7件の申し込みがあるということですか。熊本の地震もあって、けさもNHKのニュースという番組の中で倒壊してしまった後の診断について国から予算がどれくらい出るかということをやっていたものですから、見た目が大したことなかったり、損壊の状態が大したことなかったり

して、隣の家が見た目大したことないんだけど、予算がついた、つかないで住民の中の疑心暗鬼というものも出てきているという話があったりしたものですから、転ばぬ先のつえじゃないですけども、今後もう少しふやしていけるような啓蒙というか対策を考えていращやらないでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 今回の補正を含めまして全部で15件の件数に該当する予算としております。過去の実績も踏まえて今回の金額にさせてもらっておるんですけれども、これまでの最大で平成22年度14件というのがございましたので、そのくらいが適当な数字なのかなと思っております。

いずれにしても、補助金を扱っておりますので、ある程度具現的なところで対応してまいりまして、それ以上の申請なりがありました場合はその都度考えさせていただきたいと思っております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。この診断の後に多くが耐震改修に移行するかなと思うんですが、そちらはどのようになっているのでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 耐震診断につきましては、平成22年にスタートして約40件くらいの申請になっております。その中で実際に耐震改修が行われたのは7件になりますから、約2割程度となっているのが現状でございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第46号平成28年度新庄市一般会計補正予
算（第1号）は、原案のとおり決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6議案第47号平成28年 度新庄市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第1号）

清水清秋議長 次に、日程第6議案第47号平成28
年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）を議題とします。

本件に関しましては既に説明が終わっており
ますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第47号平成28年度新庄市国民健康保険事
業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり
決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7議案第48号平成28年 度新庄市公共下水道事業特別会計 補正予算（第1号）

清水清秋議長 次に、日程第7議案第48号平成28
年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）を議題とします。

本件に関しましては既に説明が終わっており
ますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第48号平成28年度新庄市公共下水道事業
特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり
決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
（「議長、動議です」の声あり）
暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。
ただいま佐藤悦子君より緊急動議の発言がありました。その説明をしてください。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほど、懲罰特別委員長からの報告の中で、星川 豊議員を個人的に侮辱するような発言がありました。具体的に言いますと、星川議員は農業委員会を私物化しているのではないかという報告がありました。

これについて、私は削除を要求します。

どのような特別委員会も議員の正式な会議であります。その場で個人を侮辱するような発言は懲罰に値するようなもので、本当は発言してはならない。発言の制限を受ける一番のものです。

その意味で私はその内容についてどういう内容があったのか何回も聞きましたが、どういうことだったかと説明はなかったようです。説明もなく個人を侮辱する発言が行われていたし、本会議の場でこれが報告されました。

私は、内容が明らかでもないわけでありまして、この部分を削除するべきだと思います。

清水清秋議長 ただいまの佐藤悦子議員の緊急動議の発言に対しての賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

清水清秋議長 暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時34分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまの動議については、所定の賛成者がおりますので、ただいまの発言取り消しの動議を議題といたします。

佐藤悦子議員の説明を再度お願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 懲罰特別委員長の本会議における報告の中で、星川議員は農業委員会を私物化しているのではないかという意見もあったと言っていました。その部分はどういう中身なのか大事な問題だから、こんなことが本当にあったら大変なことだと思うんだけど、そのことの中身はどういうことなんですか、私、本会議の場でお聞きしました。そしたら、中身については何もなかったということでした。

中身について何の説明もなくそのようなことを発してそれを報告するということは星川議員に対する侮辱だと私は思います。この議場は個人的な侮辱の言葉は発言制限の一番大事な問題として取り上げなきゃいけない問題なんです。必要であれば懲罰も必要なんです、言った人には。

そういう意味で私は委員長がその言葉について中身に余り責任を持ってないのであれば発言取り消しすべきだと思います。

清水清秋議長 ただいまの説明について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 質疑なしと認めます。

それでは、採決いたします。

ただいまの発言取り消しについて賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 それでは、締め切ります。

ただいまの表決の結果について報告します。

賛成 3、反対 12、棄権 2、賛成少数であります。よって、動議は否決されました。

閉 会

清水清秋議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 6月定例会の慎重審議、まことにありがとうございました。

今回は大事なハード事業に関する承認事項を認めていただきましてありがとうございます。

また、3月31日に国の方針による専決処分についても御承認いただきましてありがとうございました。

4月に起きました熊本における地震以降、山形県におきましても県有施設が6カ所ほど断層帯にあるという発表がされまして、この議会中におきましても新庄盆地における活断層の話をさせていただいたところであります。東側、西側それぞれ抱えている、いつ何どき地震が来るかわからないというとき、初動体制確立に向けた情報共有を図っていききたいということで職員一同に指示したところであります。

また、今回、会期中に全国市長会に出席させていただきまして、まことにありがとうございます。

全国市長会の中での市長フォーラムは、オリンピックについての説明ということが大きく取り上げられておりました。今回のリオデジャネイロ大会においてはさほど大きな催し物は行わ

れないだろう、ブラジルの環境、状況の中においては恐らく少ないというお話でございました。そうしますと、4年前のロンドンオリンピック、全部イギリスの8カ所でデモンストレーションを行った、これが基本的なスタイルになるだろうというお話でございました。受け身というよりもいかに地方においてオリンピックと共演していくかということが今回提示されたところであります。

また、全国首長連合、350の首長の入るオリンピックの説明の中では、森ビルの虎ノ門ヒルズ、その前を40メートル道路を使って新橋までの通り、350の自治体を中心に2カ月ごとのイベントを今後仕掛けていきたいということで今後整備を図るので、その整備を図った後においてそれぞれの町村ができることを調整していききたいというお話をいただいたところでございます。

さらには、16、17、18、19の4日間、代々木におきまして大江戸和宴という初めての取り組みがございます。日本のそば祭りとして、緊急の要請でありましたのでスタッフをそろえるのが非常に困難ということで2日間、16、17の2日間を協力するということにさせていただくことにしました。

なぜ新庄に声をかけていただいたのかと申しましたら、新庄そばまつりにそのプロデューサーがさきに来たことがあるということでぜひ山形県代表として来ていただきたい。これはオリンピックまでの5年間、今回断ると次は入れないという状況もございまして、5年間スタッフを強化しながら続けてまいりたいと思っております。

今後の話としましては、リオデジャネイロ大会後にいろいろな面が発表されるということ伺いました。

もう1点、実は新庄工業団地にあるエッサムという会社がございます。本社ビルと1号館2

号館が今回、2号館が3月で完成し、貸しビルとして始動しております。その1階に最上楽農園というテーマをつけまして今後アンテナショップ的な活用をできないかということを依頼されております。それにつきましては、なかなか人が住んでいるところでないところでありまして、会議に来られた方が昼食を食べたり休憩したりということがあって、今後の運営をしっかりと協議した後に会社を運営しているわけでないので余裕を持っているようですので、今後皆様方もし上京される折には、ぜひ2号館エッサムビルを見学いただければ大変ありがたいなと思います。

昨日は最上葛麓会の総会がございました。その席上、今までやってきました江戸家老制度を廃止させていただくということを申し上げてきました。

その理由につきましては、江戸家老といいますと、新庄藩の江戸家老が非常に小さくなりつつありまして、ほかに広がりがないということで、今ふるさと応援隊が2,200名を超えつつありますので、それを中心に今後応援隊活動をお願いしたいということをお願いしたいと思います。最上葛麓会の今後の運営その他については向こうの皆様が決めることではありますが、今後ふるさと応援隊を中心にカバーしていきたいということを申し上げたところであります。

何はともあれ、あっという間に4月5月6月と3四半期、4分の1が過ぎようとしております。今後訪れる新庄まつり、ユネスコへとさらなる期待が高まるわけですが、職員一同一つ一つ確実な仕事を心がけていきたいと思っておりますので、今後とも御指導お願い申し上げまして、6月定例会の御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

清水清秋議長 以上をもちまして、平成28年6月定例会の日程を全て終了しましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時45分 閉会

新庄市議会議長 清水 清 秋

会議録署名議員 佐 藤 卓 也

〃 〃 下 山 准 一